

広島市西部水資源再生センター 下水汚泥再資源化施設更新・運営事業

入札説明書

公告日：令和7年9月19日

(広島市報調達号外)

(令和7年12月17日修正版)

令和7年12月

広 島 市

目 次

1	総則	- 1 -
1 - 1	本書の位置づけ	- 1 -
1 - 2	用語の定義	- 1 -
2	本事業に関する事項.....	- 4 -
2 - 1	事業名称	- 4 -
2 - 2	事業目的	- 4 -
2 - 3	事業場所と対象施設.....	- 4 -
2 - 3 - 1	事業場所	- 4 -
2 - 3 - 2	本事業の対象となる水資源再生センター	- 5 -
2 - 3 - 3	本事業の対象となる施設	- 5 -
2 - 4	対象施設の管理者の名称.....	- 6 -
2 - 5	事業内容	- 6 -
2 - 5 - 1	事業概要.....	- 6 -
2 - 5 - 2	事業の対象となる業務内容.....	- 6 -
2 - 5 - 3	下水汚泥再資源化物の利活用	- 7 -
2 - 6	事業方式	- 8 -
2 - 7	契約の形態	- 9 -
2 - 8	事業期間	- 9 -
2 - 9	遵守すべき法令等	- 11 -
2 - 10	本事業の技術提案に関する提案上限価格	- 11 -
2 - 11	本事業に関する提示条件.....	- 12 -
2 - 11 - 1	事業者の収入.....	- 12 -
2 - 11 - 2	支払条件	- 13 -
2 - 11 - 3	本市が適用を予定している交付金等	- 14 -
2 - 11 - 4	技術提案の作成に係る関係機関協議	- 14 -
3	事業者の募集及び選定に関する事項	- 15 -
3 - 1	事業者の募集及び選定の方法	- 15 -
3 - 2	入札等に関する事務を担当する部局	- 15 -
3 - 3	募集及び選定スケジュール	- 16 -
3 - 4	落札候補者の選定に関する事項	- 17 -
3 - 4 - 1	審査委員会の設置	- 17 -
3 - 4 - 2	落札候補者の選定方法	- 17 -

3 - 4 - 3	提出書類の取扱い等及び費用負担.....	- 17 -
3 - 4 - 4	総合評価結果の公表.....	- 18 -
4	入札参加資格に関する条件等	- 19 -
4 - 1	応募者の構成.....	- 19 -
4 - 1 - 1	全ての構成員に必要な資格.....	- 21 -
4 - 2	構成員の入札参加資格要件	- 22 -
4 - 3	監理技術者等の変更要件.....	- 27 -
4 - 4	構成員が入札参加資格を喪失した場合の取扱い	- 27 -
4 - 5	入札参加資格審査等	- 28 -
4 - 6	入札説明書等に関する質問及び回答	- 28 -
4 - 6 - 1	入札説明書等に関する質問書の提出期限.....	- 28 -
4 - 6 - 2	入札説明書等に関する質問への回答	- 29 -
4 - 7	入札参加資格審査に係る手続き等	- 30 -
4 - 7 - 1	入札参加資格審査書類の提出	- 30 -
4 - 7 - 2	入札参加資格審査結果の通知	- 31 -
4 - 7 - 3	入札参加資格審査結果に対する理由の説明	- 31 -
4 - 7 - 4	広島市競争入札参加資格審査の申請手続.....	- 31 -
5	技術評価に関する事項	- 33 -
5 - 1	技術提案書及び見積書の提出	- 33 -
5 - 2	技術対話の実施	- 33 -
5 - 3	技術提案書及び見積書の改善	- 34 -
5 - 4	改善技術提案書及び改善見積書の提出.....	- 34 -
5 - 5	技術審査	- 35 -
5 - 6	プレゼンテーションの実施	- 35 -
5 - 7	予定価格の作成及び公表.....	- 35 -
5 - 7 - 1	予定価格の作成.....	- 35 -
6	価格評価に関する事項	- 36 -
6 - 1	入札の方法	- 36 -
6 - 1 - 1	入札書等の提出.....	- 36 -
6 - 1 - 2	入札執行（開札）の日時及び場所.....	- 36 -
6 - 1 - 3	入札方法等	- 37 -
6 - 1 - 4	入札の無効等	- 37 -
6 - 2	その他	- 38 -
7	総合評価に関する事項	- 40 -

7 - 1	落札候補者の決定方法	- 40 -
7 - 2	落札候補者の決定の通知.....	- 40 -
7 - 3	落札候補者決定後の手続き	- 40 -
7 - 4	総合評価結果に対する理由の説明	- 40 -
8	契約に関する事項	- 41 -
8 - 1	基本協定の締結及び契約協議等.....	- 41 -
8 - 2	SPC の設立	- 41 -
8 - 3	各契約の締結.....	- 42 -
8 - 4	地位の譲渡等.....	- 43 -
8 - 5	工事請負契約の契約方式.....	- 43 -
9	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	- 44 -
9 - 1	想定されるサービスの水準・仕様	- 44 -
9 - 2	責任分担及びその考え方.....	- 44 -
9 - 2 - 1	責任分担の考え方	- 44 -
9 - 2 - 2	想定されるリスクの分担	- 44 -
9 - 3	事業者の責任の履行確保に関する事項.....	- 44 -
9 - 3 - 1	入札保証金	- 44 -
9 - 3 - 2	入札違約金	- 44 -
9 - 3 - 3	契約保証金の納付等.....	- 45 -
9 - 3 - 4	保険	- 45 -
1 0	各契約又は協定の解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項	- 46 -
1 1	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項.....	- 47 -
1 1 - 1	事業者の事情で本事業の継続が困難となった場合	- 47 -
1 1 - 2	本市の事情で本事業の継続が困難となった場合	- 47 -
1 1 - 3	その他の事情で本事業の継続が困難となった場合	- 47 -
1 2	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	- 48 -
1 2 - 1	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	- 48 -
1 2 - 2	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	- 48 -
1 2 - 2 - 1	交付金等の取り扱い	- 48 -
1 2 - 2 - 2	その他財政上及び金融上の支援.....	- 48 -
1 3	その他業務の実施に関する必要事項	- 49 -
1 3 - 1	現地確認	- 49 -
1 3 - 1 - 1	現地確認の実施	- 49 -
1 3 - 1 - 2	申込方法	- 49 -

1 3 - 1 - 3	申込書の提出先	- 49 -
1 3 - 1 - 4	申込書の提出期限	- 49 -
1 3 - 1 - 5	現地確認に係る実施要領	- 49 -
1 3 - 2	汚泥等の試験	- 51 -
1 3 - 2 - 1	汚泥等の試験の実施	- 51 -
1 3 - 2 - 2	申込方法	- 51 -
1 3 - 2 - 3	汚泥等の試験申込書の提出期限	- 51 -
1 3 - 2 - 4	汚泥等の試験計画書の提出	- 51 -
1 3 - 2 - 5	汚泥等の試験に係る実施要領	- 51 -
1 3 - 3	本事業に関する参考資料等	- 53 -
1 3 - 3 - 1	本事業に関する参考資料等の送付願兼誓約書の提出期限	- 53 -
添付資料 1	契約構造図	- 54 -
添付資料 2	現地確認申込書	- 56 -
添付資料 3	汚泥等の試験申込書	- 59 -
添付資料 4	本事業に関する参考資料等の送付願兼誓約書	- 62 -
別紙 1	審査委員会委員等	- 64 -
別紙 2	本事業への入札に係る本市共通の留意事項について	- 65 -

1 総則

1-1 本書の位置づけ

本入札説明書（以下「本書」という。）は、広島市（以下「本市」という。）が計画する広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業を実施する民間事業者を一般競争入札・総合評価落札方式（技術提案評価型）（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）により募集及び選定するため、民間事業者を対象に配布するものである。

なお、次に掲げる文書は、本書と一体のものである（以下「入札説明書等」という。）。したがって、提出書類の作成に当たっては入札説明書等を精読の上、遗漏の無いように努めること。

- ① 要求水準書
- ② 落札候補者決定基準
- ③ 様式集
- ④ 基本協定書（案）
- ⑤ 基本契約書（案）
- ⑥ 工事請負契約書（案）
- ⑦ 維持管理・運営業務委託契約書（案）
- ⑧ 下水汚泥再資源化物売買契約書（案）
- ⑨ 付帯事業契約書（案）

なお、入札説明書等と先に本市が公表した「実施方針」、「要求水準書（案）」、「実施方針及び要求水準書（案）に関する質問に対する回答」との間に異なる点がある場合には、入札説明書等の規定が優先するものとする。

1-2 用語の定義

本書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

なお、本書において定義されていない用語については、別段の定義がなされていない場合や文脈上別意に解すべき場合でない限りを除き、要求水準書において使用された用語と同一の意味を有するものとする。

- ① 「本市」とは、広島市をいう。
- ② 「本事業」とは、広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業をいう。
- ③ 「事業者」とは、本事業を委ねる民間事業者をいう。
- ④ 「応募者」とは、落札候補者決定までの民間事業者をいう。

- ⑤ 「落札候補者」とは、本市が定める落札候補者決定基準に基づき、落札候補者として決定された者をいう。
- ⑥ 「落札者」とは、本市と落札候補者との各契約協議が整った後、本市が落札者として決定した者をいう。
- ⑦ 「工事請負事業者」とは、設計・施工業務を行う事業者をいう。
- ⑧ 「維持管理・運営事業者」とは、維持管理・運営業務を行う事業者をいう。
- ⑨ 「建設 JV」とは、設計・施工業務を行う企業が結成した特定建設工事共同企業体をいう。
- ⑩ 「運営 JV」とは、応募者の代表企業及び維持管理・運営業務を行う企業が結成した運営業務共同企業体をいう。
- ⑪ 「SPC」とは、維持管理・運営業務を行う特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。
- ⑫ 「入札参加資格審査通過者」とは、本事業に係る入札参加資格に関する審査を通過した者をいう。
- ⑬ 「技術審査通過者」とは、本事業に係る技術審査を通過した者をいう。
- ⑭ 「審査委員会」とは、本市が設置した内部機関であって、本事業に係る技術提案書の審査・評価等を実施する広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業総合評価競争入札審査委員会をいう。
- ⑮ 「監理技術者等」とは、本事業の土木・建築工事及び機械工事において、建設業法の規定に基づき配置する監理技術者又は主任技術者をいう。
- ⑯ 「総合評定値通知書」とは、建設業法第 27 条の 27 及び第 27 条の 29 の規定により交付される経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書をいう。
- ⑰ 「基本協定」とは、発注者と落札候補者の間で締結される本事業の実施に関する基本的な事項について定める協定をいう。
- ⑱ 「基本契約」とは、発注者と落札者の間で締結される本事業に関する基本事項について定める契約をいう。
- ⑲ 「工事請負契約」とは、発注者と工事請負事業者の間で締結される本事業で整備する下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等の設計・施工業務に関する契約をいう。
- ⑳ 「維持管理・運営業務委託契約」とは、発注者と維持管理・運営事業者の間で締結される下水汚泥再資源化施設等の維持管理・運営業務に関する契約をいう。
- ㉑ 「下水汚泥再資源化物売買契約」とは、発注者と維持管理・運営事業者の間で締結される下水汚泥再資源化物の売買に関する契約をいう。
- ㉒ 「付帯事業契約」とは、事業者提案に基づき、発注者と構成員のうち付帯事業を

担う企業との間で締結される民設民営かつ独立採算による事業に関する契約をいう。

- ㉓ 「構成員」とは、応募者を構成する企業をいう。
- ㉔ 「構成企業」とは、SPC を設立する場合において、構成員のうち、SPC に出資する企業をいう。
- ㉕ 「協力企業」とは、SPC を設立する場合において、SPC から維持管理・運営業務の一部を委託される構成員のうち、構成企業以外の企業をいう。

2 本事業に関する事項

2-1 事業名称

広島市西部水資源再生センターアクセス下水汚泥再資源化施設更新・運営事業

2-2 事業目的

本市は「ひろしま下水道ビジョン 2030」に掲げている基本理念・基本方針に基づき、循環型社会の形成や脱炭素社会の構築に貢献するために、下水汚泥の有効利用策として、固形燃料化、セメント化及びコンポスト化による再資源化に取り組んできた。

しかし、近年セメント需要の低下に伴う受け入れ量の減少をはじめ、国際情勢の変化による肥料価格の高騰など、下水汚泥を取り巻く社会的環境が大きく変化している。

また、肥料化に関して、「食料安全保障強化政策大綱」（令和4年12月27日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）では、2030年までに下水汚泥資源・堆肥の使用量を倍増し、肥料使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を40%まで拡大する目標が示された。これを受け、国土交通省から「発生汚泥等の処理に関する基本的考え方について」（令和5年3月17日国水下企第99号国土交通省水管理・国土保全局下水道部）にて、下水道管理者に対して、肥料としての利用を最優先し、最大限活用する方針が示された。

上記を踏まえ、現在西部水資源再生センターで実施している下水汚泥燃料化事業の期間が、令和13年度に終了することに伴い、既設下水汚泥燃料化施設を、処理能力を拡充した下水汚泥再資源化施設として更新するとともに、他の水資源再生センターの脱水汚泥等を受け入れるための施設を整備して下水汚泥の集約処理を可能にすることにより、社会情勢の変化に柔軟に対応し、持続可能な汚泥処理体系を構築することで、循環型社会の形成と脱炭素社会の実現に貢献することを目的とする。

2-3 事業場所と対象施設

2-3-1 事業場所

本事業の事業場所となる水資源再生センター及び位置を以下に示す。

名称 : 西部水資源再生センター

位置 : 広島市西区扇一丁目1番1号（東系）

 広島市西区扇二丁目1-31番地（西系）

2-3-2 本事業の対象となる水資源再生センター

本事業の対象となる水資源再生センターは、以下に掲げるとおりである。

- ① 西部水資源再生センター（以下「西部C」という。）
- ② 千田水資源再生センター（以下「千田C」という。）
- ③ その他水資源再生センター（以下「その他C」という。）

2-3-3 本事業の対象となる施設

本事業の対象施設は、既存施設及び新規に設置する施設（以下「新規施設」という。）で構成される。それぞれの対象施設は、以下に掲げるとおりである。

(1) 既存施設

本事業の対象施設である既存施設は、次のとおりとする。

なお、以下の①から③を既設汚泥燃料化施設等という。

- ① 既設汚泥燃料化施設
- ② 既設管理棟
- ③ 既設基礎版

(2) 新規施設

本事業の対象施設である新規施設は、次のとおりとする。

なお、以下の①から⑤を「下水汚泥再資源化施設等」といい、⑥及び⑦を「脱水汚泥受入施設等」という。

- ① 下水汚泥再資源化施設
- ② 管理・電気棟
- ③ 基礎版
- ④ 脱水汚泥貯留施設¹
- ⑤ 場内整備
- ⑥ 脱水汚泥受入施設
- ⑦ 汚泥混合溶解施設

¹ 脱水汚泥貯留施設は、下水汚泥再資源化施設との兼用の技術提案を認めるものとする。

2-4 対象施設の管理者の名称

広島市長 松井 一實

2-5 事業内容

2-5-1 事業概要

本事業は、事業者が西部 C 内に他センターからの脱水汚泥を受け入れる脱水汚泥受入施設等を整備し、西部 C、千田 C 及びその他 C を対象とした下水汚泥再資源化施設等を整備した後に、それぞれの施設等の所有権を本市に移転し、事業期間中において、下水汚泥再資源化施設等の維持管理及び運営（下水汚泥再資源化施設等で製造する下水汚泥再資源化物の買取り、利用先の確保を含む。）を実施する。

なお、脱水汚泥受入施設等の維持管理業務は、西部 C で別途実施している包括的民間委託の業務範囲とし、本事業に含まない。

2-5-2 事業の対象となる業務内容

事業者及び本市が行う業務の内容は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書」に示すとおりとする。

(1) 事業者の業務内容

1) 設計業務

- ① 既設汚泥燃料化施設の撤去に関する設計業務
- ② 脱水汚泥受入施設等の設計業務
- ③ 下水汚泥再資源化施設等の設計業務
- ④ ①から③に付随する設計業務の一切

2) 施工業務

- ① 既設汚泥燃料化施設の撤去に関する施工業務
- ② 既設汚泥燃料化施設の 1 系と 2 系の切り離しに伴う機械工事
- ③ 脱水汚泥受入施設等の施工業務
- ④ 下水汚泥再資源化施設等の施工業務
- ⑤ ①から④に付随する施工業務の一切

3) 維持管理・運営業務

- ① 下水汚泥再資源化施設等の維持管理・運営業務
- ② 下水汚泥再資源化物の買取り

③ ①及び②に付隨する維持管理・運営業務の一切

(2) 本市の業務内容

1) 設計及び許認可・申請に関する業務

- ① 国への交付金及び事業計画等（ストックマネジメント計画含む。）の申請又は変更手続き
- ② 設計業務に関する監督、検査
- ③ 既設汚泥燃料化施設、下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等に必要な許認可及び各種申請等の手続き（本市が手続きすべきものに限る。）

2) 施工に関する業務

- ① 事業用地の確保（付帯事業を含む。）
- ② 施工業務に関する工事監督及び検査

3) 維持管理・運営業務

- ① ユーティリティ（単独受電分、薬品を除く。）の供給
- ② 千田 C から搬入される脱水汚泥の受け入れ
- ③ 下水汚泥再資源化施設への脱水汚泥及び消化ガスの供給
- ④ 事業者が実施する維持管理・運営業務のモニタリング
- ⑤ 各種工事及び業務等又は業務に係る調整支援

2-5-3 下水汚泥再資源化物の利活用

事業者は、日本産業規格（JISZ7312 下水汚泥固形燃料）及び普通肥料の公定規格（菌体りん酸肥料）を満たす下水汚泥再資源化物を製造し、有価物として販売し、エネルギー源や肥料（原料としての利用を含む。）として利活用する。

なお、下水汚泥再資源化物は、菌体りん酸肥料として広島県知事の登録を受けるものとし、事業期間中は登録を継続するものとする。

また、事業者は本市の行う肥料利用拡大推進に向けた取り組みに協力するものとする。

2-6 事業方式

本事業の事業方式について、下水汚泥再資源化施設は、施設整備段階から運営のノウハウを活かし、もって効率的な維持管理を行うため、施設の設計・建設から維持管理・運営までを民間事業者が一体で行う DBO (Design Build Operate) 方式で実施する。

なお、脱水汚泥受入施設については、既存の汚泥処理施設に他センターからの下水汚泥を受け入れるための機能を追加するもので、既存の汚泥処理施設と一体管理することが効率的であることから、維持管理・運営を含まない DB (Design Build) 方式で実施する。

詳細は以下に掲げるとおりとする。

また、対象施設ごとの事業区分を図 2-6-1 に示す。

① DBO 方式 (Design Build operate)

ア 既設汚泥燃料化施設等

イ 下水汚泥再資源化施設等

② DB 方式 (Design Build)

ア 脱水汚泥受入施設等

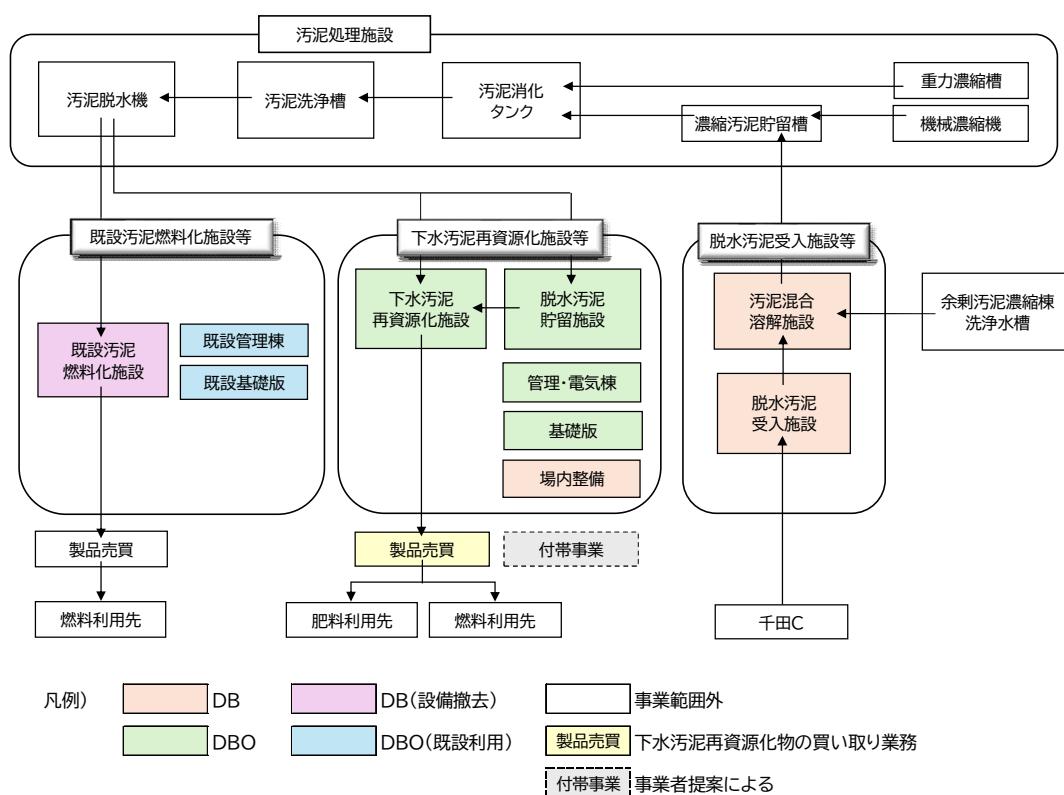


図 2-6-1 事業区分

2-7 契約の形態

本市と落札候補者は、基本契約、工事請負契約、維持管理・運営業務委託契約及び下水汚泥再資源化物売買契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を締結する。

本市は、落札者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため、本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、工事請負事業者と本事業に係る工事請負契約を締結する。

さらに、基本契約に基づいて、維持管理・運営事業者と本事業に係る維持管理・運営業務委託契約及び下水汚泥再資源化物売買契約を締結する。

各契約の締結主体を添付資料1の「契約構造図」に示す。

2-8 事業期間

本事業の事業期間として、設計業務、施工業務及び維持管理・運営業務を表2-8-1に示す。

表2-8-1 事業期間

項目	内容/経過年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
		26 R8	27 R9	28 R10	29 R11	30 R12	31 R13	32 R14	33 R15	34 R16	35 R17	36 R18	37 R19	38 R20	39 R21	40 R22	41 R23	42 R24	43 R25	44 R26	45 R27	46 R28	47 R29	48 R30	49 R31	50 R32	51 R33	52 R34	53 R35	54 R36		
契約締結	各種契約の締結	●																														
設計業務	既設汚泥燃料化施設の設計(撤去) 下水汚泥再資源化施設等の設計	1	2	3																												
	脱水汚泥受入施設等の設計	1	2																													
事業期間	脱水汚泥受入施設等の施工	1	2																													
	下水汚泥再資源化施設等の施工 (1系列目)			1	2	3																										
	既設汚泥燃料化施設の施工(撤去) (1系列目)				1	2																										
	下水汚泥再資源化施設等の施工 (2系列目)					1	2	3																								
	既設汚泥燃料化施設の施工(撤去) (2系列目)						1	2	3																							
	下水汚泥再資源化施設等 (1系列目)						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23			
維持管理・ 運営業務	下水汚泥再資源化施設等 (2系列目)							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
	下水汚泥再資源化施設等 (1系列目)								1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
	下水汚泥再資源化施設等 (2系列目)									1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20			
別途事業	脱水汚泥受入施設等 (維持管理包括委託業務)						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	下水汚泥燃料化事業	15	16	17	18	19	20																									
	下水汚泥燃料化事業(延長)							1	2	3																						

注記) 表中の西暦及び和暦は年度を示す。また、西暦(下二桁)は西暦の下二桁を表し、26は2026(以降同じ。)を示す。

(1) 本事業に係る設計業務期間

本事業の設計業務期間は、工事請負契約を締結した日から 2029 年（令和 11 年） 3 月 30 日までを期限とする。

(2) 本事業に係る施工業務期間

本事業の施工業務期間は、工事請負契約を締結した日から 2037 年（令和 19 年） 3 月 31 日までを期限とする。

なお、脱水汚泥受入施設等及び下水汚泥再資源化施設等（1 系列目、2 系列目）は、次項に示す維持管理・運営業務の開始時期に支障がないよう、以下に示す期日までに完成し、脱水汚泥受入施設等は本市に、下水汚泥再資源化施設等は維持管理・運営事業者に引継ぐこと。

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| ① 脱水汚泥受入施設等 | : 2029 年（令和 11 年） 3 月 31 日 |
| ② 下水汚泥再資源化施設等（1 系列目） | : 2032 年（令和 14 年） 3 月 31 日 |
| ③ 下水汚泥再資源化施設等（2 系列目） | : 2035 年（令和 17 年） 3 月 31 日 |

ただし、既設汚泥燃料化施設（1 系列目）の撤去期間である 2031 年度（令和 13 年度）及び既設汚泥燃料化施設（2 系列目）の撤去期間である 2034 年度（令和 16 年度）は、準備工等に限るものとする。

また、下水汚泥再資源化施設を 3 系列以上とする場合は、本書と併せて公表する要求水準書を参照すること。

(3) 本事業に係る維持管理・運営業務期間

本事業の維持管理・運営業務期間は、維持管理・運営業務委託契約を締結した日から 2055 年（令和 37 年） 3 月 31 日までとする。

なお、下水汚泥再資源化施設等（1 系列目）及び下水汚泥再資源化施設等（2 系列目）の維持管理・運営業務の開始時期は、以下に掲げるとおりとし、下水汚泥再資源化施設を 3 系列以上とする場合は、本書と併せて公表する要求水準書を参照すること。

また、脱水汚泥受入施設等の維持管理・運営業務は本事業対象外とする。

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| ① 下水汚泥再資源化施設等（1 系列目） | : 2032 年（令和 14 年） 4 月 1 日 |
| ② 下水汚泥再資源化施設等（2 系列目） | : 2035 年（令和 17 年） 4 月 1 日 |

(4) 本市が行う別途事業

本事業に関連する本市が行う別途事業は、以下に掲げるとおりとする。

- ① 脱水汚泥受入施設等の維持管理業務は、本事業の施工業務で行う脱水汚泥受入施設等の本市への引渡日から開始する。

- ② 下水汚泥燃料化事業は、以下に示すとおりとする。
- ア 下水汚泥燃料化事業は、2032年（令和14年）3月31日までを事業期間とする。
- イ 下水汚泥燃料化事業（延長）は、2系列ある既設汚泥燃料化施設のうち1系列のみの維持管理運営を引き続き運用するものであり、2035年（令和17年）3月31日までを事業期間とする。
- ③ 本事業の関連設備の市側工事については、2026年度（令和8年度）から2031年度（令和13年度）の6か年の間に設計業務及び施工業務を実施する。
- ④ 余剰ガス燃焼装置は、2025年度（令和7年度）から2026年度（令和8年度）の2か年で、事業用地外に更新する予定である。

2-9 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守すること。

なお、遵守すべき関係法令等については、本書と併せて公表する要求水準書を参照すること。

2-10 本事業の技術提案に関する提案上限価格

本事業の技術提案に関する提案上限価格を以下に示す。当該価格は、物価変動による増減額を含んでいない価格である。

なお、当該価格を超える技術提案は受け付けない。

また、設計・施工業務及び維持管理・運営業務それぞれに係る提案参考価格を以下に示す。これらは参考価格であり、それぞれの上限を示すものではない。

なお、維持管理・運営業務に係る提案参考価格は、様式15-2号（別添2-1）に示す(7)価格評価に使用する運営費（市が負担する運転・維持管理費）（以下「価格評価に使用する運営費」という。）を含んでいない価格である。

提案上限価格 : 28,600,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

{ 設計・施工業務に係る提案参考価格
: 16,800,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
維持管理・運営業務に係る提案参考価格
: 11,800,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） }

2-11 本事業に関する提示条件

2-11-1 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。

(1) 設計・施工業務に係る対価

本市は、本事業の設計・施工業務の対価を設計・施工期間中に工事請負契約において定める年度ごとの出来高に応じて、工事請負事業者に支払う。

(2) 維持管理・運営業務に係る対価

本市は、次に示す本事業の維持管理・運営業務の対価を維持管理・運営業務委託契約において定める額のとおり、維持管理・運営業務期間にわたって維持管理・運営事業者に支払う。

1) 固定費相当分

維持管理・運営業務に係る対価のうち、固定費相当分については、維持管理・運営業務期間にわたって維持管理・運営事業者に毎月1回支払う。

また、修繕費及び大規模修繕費については、以下に示す。

- ① 修繕費（大規模修繕費を除く。）相当分については、維持管理・運営業務期間にわたって、年度末に1回支払う。
- ② 大規模修繕費相当分については、維持管理・運営業務期間にわたって維持管理・運営事業者の技術提案書に従って実施された業務実績に基づき、年度末に1回支払う。なお、毎年の支払額に差を付けることを認めるものとする。

2) 変動費相当分

維持管理・運営業務に係る対価のうち、変動費相当分については、維持管理・運営業務期間にわたって維持管理・運営事業者に毎月1回、下式により計算された金額を支払う。

$$\text{支払金額} = \text{脱水汚泥の実処理量}^2 (\text{wet-t}) \times \text{提案単価} (\text{円} / \text{wet-t})$$

3) スクラップ処分による収益の取扱い

スクラップ（有価物）の処分に当たっては、売却により生じる売却益を本事業費から減額するものとし、年度末に清算する。

² 実処理量とは、下水汚泥再資源化施設に設置した計装設備において、本市から受け入れた脱水汚泥を計量した値をいう。

(3) 下水汚泥再資源化物の有効利用による収入

維持管理・運営事業者は、本事業において製造された下水汚泥再資源化物を維持管理・運営業務期間を通じて全量有価で有効利用することとする。

なお、この有効利用に際して得られた収入は、全て維持管理・運営事業者の収入とする。

(4) 支払の減額等

本市は、工事請負事業者及び維持管理・運営事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求水準書に示す性能・機能（ただし、事業者の提案がより優れた内容又はより厳しい水準を提案しているものについては、提案された内容及び水準とする。）を満たしていないことが判明した場合は、維持管理・運営業務費の減額等を行うことがある。詳細は、工事請負契約書（案）及び維持管理・運営業務委託契約書（案）に示す。

2-11-2 支払条件

(1) 前払金

1) 工事請負契約

工事請負事業者は、工事請負契約書（案）に基づき、前払金の支払を請求することができる。

2) 維持管理・運営業務委託契約

なし

(2) 部分払

1) 工事請負契約

工事請負事業者は、工事請負契約書（案）に基づき、部分払を請求することができる。

2) 維持管理・運営業務委託契約

なし

2－11－3 本市が適用を予定している交付金等

本事業で設計・施工する脱水汚泥受入施設等及び下水汚泥再資源化施設等は、下水道事業に係る国の交付金等の活用を予定している。交付金等の申請等の手続は本市において行うが、工事請負事業者は申請手続に必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

2－11－4 技術提案の作成に係る関係機関協議

応募者は、技術提案書の作成に当たり、関係法令上又は計画立案上必要と認められる範囲において、関係機関と協議を実施してよい。

3 事業者の募集及び選定に関する事項

3-1 事業者の募集及び選定の方法

事業者の募集は、公平性及び透明性並びに競争性の確保の観点から、一般競争入札で行うものとする。

また、本事業は、工事目的物である下水汚泥再資源化施設の処理方式に、炭化方式や乾燥方式など想定される有力な方式が複数存在し、技術的な工夫の余地が大きい事業であることから、民間事業者から幅広く高度な技術提案を求め、技術提案と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式である「一般競争入札・総合評価落札方式（技術提案評価型）」により事業者を選定する。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

3-2 入札等に関する事務を担当する部局

(1) 本事業に関する担当部局

担当部局 : 広島市下水道局施設部施設課（本庁舎12階）
郵便番号 : 730-8586
住所 : 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
電話番号 : 082-504-2417
電子メール : g-shisetsu@city.hiroshima.lg.jp

(2) 入札等に関する担当部局

担当部局 : 広島市下水道局施設部計画調整課（本庁舎12階）
郵便番号 : 730-8586
住所 : 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
電話番号 : 082-504-2414
電子メール : g-keikaku@city.hiroshima.lg.jp

3-3 募集及び選定スケジュール

本事業に関する事業者の募集、選定、契約スケジュールは、次のとおり予定している。

時期	内容
2025年（令和7年）9月19日（金）	入札公告
2025年（令和7年）10月3日（金）	入札参加資格審査に関する質疑の締切り
2025年（令和7年）10月17日（金）	入札参加資格審査に関する質疑に対する回答の公表
2025年（令和7年）10月22日（水）	入札参加資格審査以外に関する質疑の締切り
2025年（令和7年）10月31日（金）	入札参加資格審査書類の受付締切り
2025年（令和7年）11月14日（金）	入札参加資格審査の結果の通知
2025年（令和7年）12月17日（水）	入札参加資格審査以外に関する質疑に対する回答の公表
2026年（令和8年）2月4日（水）	技術提案書及び見積書の提出の締切り
2026年（令和8年）3月11日（水）～12日（木）	技術対話
2026年（令和8年）4月1日（水）	技術提案内容に対する改善通知
2026年（令和8年）4月30日（木）	改善技術提案書及び改善見積書の提出の締切り
2026年（令和8年）5月21日（木）	技術審査の結果の通知
2026年（令和8年）5月27日（水）～28日（木）	プレゼンテーションの実施
2026年（令和8年）6月18日（木）	予定価格の公表
2026年（令和8年）7月8日（水）	入札書の提出の締切り
2026年（令和8年）7月9日（木）	入札執行（開札）
2026年（令和8年）7月23日（木）	落札候補者の決定
2026年（令和8年）8月～	落札者の決定 契約締結

3-4 落札候補者の選定に関する事項

3-4-1 審査委員会の設置

技術提案書の審査・評価は審査委員会において実施する。審査委員会は、本事業の一般競争入札・総合評価落札方式（技術提案評価型）に係る落札候補者の決定等を公正かつ客観的に行うため、学識経験者からの意見を聴取し、審査を行う本市が設置した内部機関であり、9名の委員で構成される。審査委員等の名簿は、別紙1「審査委員会委員等」に示す。

なお、本事業の入札公告日から落札候補者決定までの期間に、本事業に関して、入札参加者やこの者と同一と判断される団体又は個人が、審査委員会の委員及び意見を聴取する学識経験者への問合せや働きかけは禁止とし、審査委員会の公平性を損なう行為をした者は失格とする。

3-4-2 落札候補者の選定方法

本市は、落札候補者決定基準に基づき落札候補者を選定する。

3-4-3 提出書類の取扱い等及び費用負担

(1) 著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、本市は必要な範囲において公表を行うことができる。ただし、固有の特殊技術に関する情報は公表しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

(3) 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

3-4-4 総合評価結果の公表

本市は、審査委員会等により落札候補者を決定し、審査結果及び落札候補者を本市のホームページで公表する。

4 入札参加資格に関する条件等

本事業の品質を確保するため、本事業に係る入札参加資格要件を設定する。

入札参加資格要件は以下のとおりとする。またこれらに加えて、本市の一般競争入札において共通に付している入札参加資格要件等を付すものとし、詳細は、別紙2「広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札に当たっての留意事項について」に示す。

4-1 応募者の構成

- ① 応募者の構成員は、以下に示す業務を行う企業とする。なお、一者が複数の業務を行うことを妨げない。
 - ア 設計・施工業務
 - イ 維持管理・運営業務
- ② 応募者は、入札参加資格審査書類提出時に構成員及び各構成員が行う業務を届け出るものとする。
なお、入札参加資格審査書類提出後、構成員の変更は認めない。ただし4-4項に該当する場合は、この限りではない。
- ③ 応募者は、構成員の中から4-2項(1)③②に示す機械工事施工企業に求められる要件を全て満たす企業一者を、代表企業（以下「応募者の代表企業」という。）として定めるものとする。応募者の代表企業は、本事業に係る応募手続きに加え、契約締結までの一切の窓口を担い、本事業終了まで各種調整を行わなければならない。なお、単独企業の場合は、当該企業がこれら一切の役割を担うものとする。
- ④ 応募者を構成する企業数については、制限を設けない。
- ⑤ 応募者を構成する構成員のいずれかが、他の応募者の構成員となることはできない。
- ⑥ 同一応募者が複数の提案を行うことは認めない。
- ⑦ 構成員のいずれかが、本市が本事業のアドバイザリー業務を委託している者及び当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、若しくはこれらの者との資本関係又は人的関係のあるものでないこと。「資本関係又は人的関係のある者」とは、⑫に示す者である。なお、本事業に係る本市のアドバイザリー業務に関与した者は、次のとおりである。
 - ア 株式会社東京設計事務所
 - イ アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
 - ウ 地方共同法人日本下水道事業団
- ⑧ 建設JVを結成する場合は、上記⑦に示す応募者の代表企業を建設JVの代表企業とする2者又は3者による特定建設工事共同企業体とすること。また、建設

JV の方式については、共同施工型と分担施工型のいずれを採用するかの選択は応募者の自由とする。

なお、共同施工型の場合、建設 JV の代表企業の出資割合は特定建設工事共同企業体の構成員中最大であること。また、各構成員の出資割合は次のとおりとする。

ア 構成員が 2 者の場合は、1 者につき 30% 以上とする。

イ 構成員が 3 者の場合は、1 者につき 20% 以上とする。

- ⑨ 運営 JV を結成する場合は、構成員に上記③に示す応募者の代表企業及び維持管理・運営業務の「運転操作及び監視業務」を担う企業を含む運営業務共同企業体とすること。なお、運営 JV の出資割合は問わない。また、上記③に示す応募者の代表企業又は「運転操作及び監視業務」を担う企業から、運営 JV を統括する代表企業（以下「運営 JV の代表企業」という。）を定めるものとする。
- ⑩ SPC を設立する場合は、上記③に示す応募者の代表企業及び維持管理・運営業務の「運転操作及び監視業務」を担う企業は、構成企業となることを必須とし、その他の構成員が構成企業になることは任意とする。また、SPC 自体が契約期間を通して維持管理業務又は運営業務（全体管理、運営管理及び財務管理等）の主たる役割を担うこと。なお、SPC の設立要件は 8-2 項に示す。
- ⑪ 維持管理・運営業務は、上記③に示す応募者の代表企業が 4-2 項（2）①に示す全ての入札参加資格要件を満たす場合は、単独企業で担うことができる。
- ⑫ 応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。なお、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- ア 資本的関係に関する事項
- (ア) 親会社等と子会社等
- (イ) 親会社等が同一である子会社等
- イ 人的関係に関する事項
- (ア) 代表権を有する者が同一である会社等
- (イ) 役員等に兼任がある会社等（一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人（会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）
- (ウ) 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等
- ウ 資本的関係と人的関係の複合的関係に関する事項
- (ア) 前記ア及びイが複合して該当する会社等
- エ その他（前記ア、イ又はウと同視し得る関係があると認められる次の場合）
- (ア) 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社等

- (イ) 社員が他の会社等の事務や営業に関わっており入札の適正さが阻害される
と認められる会社等
- (ウ) 組合とその構成員
- (エ) 共同企業体とその構成員
- オ その他入札の適正さが阻害されると認められる会社等
- ⑬ 4-2項に示す企業以外の企業（以下「その他企業」という。）を構成員とする
場合は、当該企業が担う業務内容に応じた広島市競争入札参加資格を有する者で
あること。ただし、当該企業の担う業務内容は、2-6項図2-6-1に示す事
業区分の範囲内とし、本事業の各業務と関係性が深く、かつ本事業を円滑かつ効
果的に実施するために必要なものに限る。

4-1-1 全ての構成員に必要な資格

構成員は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者
であること。
- ② 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、
会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再
生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定によ
る更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可
の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）
- イ 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があつた事
実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況
が健全でないと判断される者
- ウ 建築基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する
法律等の法令等に違反し、本市から当該法令等違反に対する改善の指導・命令
等を受け、当該法令等違反の理由により広島市競争入札参加資格者指名停止措
置要綱の規定に基づく指名停止措置を受けた者で、当該違反事項の改善がなさ
れていない者
- ③ 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本
事業に参加し、又は設計・施工業務の受注者若しくは維持管理・運営業務の受注者
となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）又は広島市競争入札参加資
格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ④ 広島市税を滞納していない者であること。
- ⑤ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- ⑥ 施工業務を行う構成員については、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できる者であること（ただし、各保険への加入義務の適用を受けない者は除く。）。詳細は、本市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札契約制度の概要」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。
- ⑦ 広島市建設工事競争入札取扱要綱第28条第3号イからオまで及び第5号アに規定する次のいずれにも該当していないこと。
- ア 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者（3号イ）
- イ 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者（3号ウ）
- ウ 1か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格審査書類を提出しなかつたことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある入札参加資格審査書類を提出したことにより入札無効となった者（3号エ）
- エ 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者（3号オ）
- オ 本件工事に対応する工種の工事について、広島市請負工事成績評定要領に基づく前年完成工事平均成績（1月から3月までの間は前々年完成工事平均成績とし、グループ経審又は持株会社化経審を受けた企業集団に属する有資格業者が複数である場合は、それら有資格業者の平均成績とする。）が60点未満である者（5号ア）

4-2 構成員の入札参加資格要件

（1）設計・施工業務を行う企業の入札参加資格要件

1) 設計業務を行う企業

構成員のうち、設計業務を行う企業は、以下に示す入札参加資格要件を満たさなければならない。

- ① 令和7・8年度広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が土木関係建設コンサルタント業務の登録種目「下水道」で登録されているものであること。
- ② 2010年（平成22年）4月1日以降に元請として完了・引渡しが完了した、下水道法上の終末処理場に係る燃料化設備（乾燥又は炭化）又は焼却設備（いずれも下水汚泥を原料とした設備）の実施設計業務の履行実績を有していること。
ただし、設計共同企業体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。

- ③ 管理技術者及び照査技術者は、以下に示すア又はイのいずれかを満たす者を、それぞれ当該設計業務に配置できること。
- ア 技術士登録の上下水道部門（選択科目を「下水道」とする者に限る。）の資格を有する者であること。
- イ RCCM（選択部門は「下水道」とする者に限る。）の資格を有し、下水道法第22条に規定された資格を有する者であること。
- ④ 担当技術者は、下水道法第22条に規定された資格を有する者であること。
- ⑤ 建築担当技術者は、一級建築士の資格を有する者を当該設計業務に配置できること。
- ⑥ 前記③から⑤に掲げる技術者は、入札参加資格審査書類の提出日において設計業務を行う企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ入札参加資格審査書類の提出日以前3か月以上の雇用関係にある者であること。

2) 施工業務を行う企業が自ら設計業務を行う場合の取り扱い

構成員のうち、施工業務を行う企業が自ら設計業務を行う場合、以下に示す入札参加資格要件を満たさなければならない。

- ① 令和7・8年度広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が土木関係建設コンサルタント業務の登録種目「下水道」で登録されているものであること。ただし、3)で定める施工業務を行う企業に求める入札参加資格要件を満たしていることをもって、この要件を満たしているものとみなす。
- ② 2010年（平成22年）4月1日以降に元請として完了・引渡しが完了した、次の実施設計業務の履行実績を有していること。
- ア 下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等の設計業務を1者で実施する場合、下水道法上の終末処理場に係る燃料化設備（乾燥又は炭化）又は焼却設備（いずれも下水汚泥を原料とした設備）の実施設計業務。ただし、設計共同企業体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。
- イ 下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等の設計業務を複数の企業で実施する場合、下水汚泥再資源化施設等の設計業務を担う企業はアに示す要件を満たし、脱水汚泥受入施設等の設計業務を担う企業は、3)②エ(イ)の施工実績をもって、実施設計業務の履行実績の要件を満たしているものとみなす。
- ③ 管理技術者及び照査技術者は、以下に示すア又はイのいずれかを満たす者を、それぞれ当該設計業務に配置できること。
- ア 技術士登録の上下水道部門（選択科目を「下水道」とする者に限る。）の資格を有する者であること。
- イ RCCM（選択部門は「下水道」とする者に限る。）の資格を有し、下水道法第22条に規定された資格を有する者であること。

- ④ 担当技術者は、下水道法第 22 条に規定された資格を有する者であること。
- ⑤ 建築担当技術者は、一級建築士の資格を有する者を当該設計業務に配置できること。ただし、再委託により対応することも可とする。
- ⑥ 前記③から⑤に掲げる技術者は、入札参加資格審査書類の提出日において設計業務を行う企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ入札参加資格審査書類の提出日以前 3 か月以上の雇用関係にある者であること。

3) 施工業務を行う企業

構成員のうち、施工業務を行う土木・建築工事及び機械工事施工企業は、以下に示す入札参加資格要件を満たさなければならない。

① 土木・建築工事施工企業

- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）（以下「建設業法」という。）第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事に係る建設業の許可を有していること。
- イ 令和 7・8 年度広島市建設工事競争入札参加資格者として工事の種類が、建築一式工事又は機械器具設置工事で認定されている者であること。
- ウ 入札参加資格審査書類の提出日前 1 年 7 か月以内の日を審査基準日とする総合評定値通知書の写しを提出できる者であり、かつ、建築一式工事の総合評定値が 1,200 点以上又は機械器具設置工事の総合評定値が 1,000 点以上の者であること。
- エ 2010 年（平成 22 年）4 月 1 日以降に元請として完成・引渡しが完了した、次の公共工事の施工実績を有すること。
 - (ア) 建物を新築又は増築した工事（いずれも鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。）。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者としての実績に限る。
 - オ 建築一式工事期間中に、当該工事に係る監理技術者等を専任で配置できること。ただし、監理技術者等は、建設業法第 26 条第 1 項から第 5 項（第 3 項ただし書及び第 4 項を除く。）までに規定する者とし、建設 JV を結成する場合の主任技術者は国家資格を有するものとする。なお、本件工事は特例監理技術者（同法第 26 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）の配置は認めない。また、土木・建築工事施工企業が機械工事の施工も行う場合、当該監理技術者等が機械器具設置工事業に係る監理技術者等になり得る資格及び 4-2 項（1）③ ②に示す施工経験を有する場合は、兼任することを妨げない。
 - カ 監理技術者等は、エに掲げる工事と同じ施工経験を有していること（ただし、工事完了年月日は求めない。）。

- キ 前記力に掲げる技術者は、入札参加資格審査書類の提出日において土木・建築工事施工企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ入札参加資格審査書類の提出日以前3か月以上の雇用関係にある者であること。
- ク 監理技術者等が土木・建築工事及び機械工事両方の資格及び施工経験を有さない場合は、工事ごとに専任の監理技術者等を配置し、各要件を満たすことで上記に示す要件を充足するものとする。
- ケ 監理技術者等を工事期間中に変更しようとするときは、4-3項の要件の他、変更する監理技術者等が上記の各要件を満たし、かつ本市の承諾を得た場合に限り可能とする。
- ② 機械工事施工企業
- ア 建設業法第3条第1項に規定する機械器具設置工事に係る建設業の許可を有していること。
- イ 令和7・8年度広島市建設工事競争入札参加資格者として工事の種類が機械器具設置工事で認定されている者であること。
- ウ 総合評定通知書の写しを提出できる者であり、かつ機械器具設置工事の総合評定値が1,000点以上の者であること。
- エ 2010年（平成22年）4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、次の公共工事の施工実績を有すること。
- (ア) 下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等の施工業務を1者で実施する場合、下水道法上の終末処理場において燃料化設備（乾燥又は炭化）又は焼却設備を製作（自社製作に限定しない。）し、据付した工事。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者としての実績に限る。
- (イ) 下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等の施工業務を複数の企業で実施する場合、下水汚泥再資源化施設等の施工業務を担う企業は(ア)に示す要件を満たし、脱水汚泥受入施設等の施工業務を担う企業は、下水道法上の終末処理場において汚泥処理設備を製作（自社製作に限定しない。）し、据付した工事。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者としての実績に限る。
- オ 機械器具設置工事期間中に、当該工事に係る監理技術者等を専任で配置できること。ただし、監理技術者等は、建設業法第26条第1項から第5項（第3項ただし書及び第4項を除く。）までに規定する者とし、建設JVを結成する場合の主任技術者は国家資格を有するものとする。なお、本件工事は特例監理技術者（同法第26条第3項第1号及び第2号の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）の配置は認めない。また、機械工事施工企業が土木・建築工事の施工も行う場合、当該監理技術者等が建築工事業に係る監理技術者等になり得る資

- 格及び4－2項（1）3）①に示す施工経験を有する場合は、兼任することを妨げない。
- カ 監理技術者等は、エに掲げる工事と同じ施工経験を有していること（ただし、工事完了年月日は求めない。）。
- キ 工場製作において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理できる。
- ク 製作と据付それぞれ別に配置する場合は、それぞれの施工経験を有していること（ただし、工事完了年月日は求めない。）。
- ケ 現場代理人は代表企業である機械工事施工企業から選任することとし、工事期間を通じて、本件工事現場に常駐させることができること。なお、現場代理人と監理技術者等は、兼ねることができる。
- コ 前記カ、ク及びケに掲げる技術者は、入札参加資格審査書類の提出日において機械工事施工企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ入札参加資格審査書類の提出日以前3か月以上の雇用関係にある者であること。
- サ 監理技術者等が機械工事及び土木・建築工事両方の資格及び施工経験を有さない場合は、工事ごとに専任の監理技術者等を配置し、各要件を満たすことで上記に示す要件を充足するものとする。
- シ 監理技術者等を工事期間中に変更しようとするときは、4－3項の要件の他、変更する監理技術者等が上記の各要件を満たし、かつ本市の承諾を得た場合に限り可能とする。
- ス 機械工事施工企業から選任する統括責任者は、本市との窓口を担うとともに、設計・施工業務全体を把握して本事業を円滑に進める役割を担うこと。なお、統括責任者は、本事業への専任及び資格を必要としない。

（2）維持管理・運営業務を行う企業の入札参加資格要件

- ① 構成員のうち、運営JVの代表企業は以下に示す入札参加資格要件を満たさなければならない（ただしSPCを設立する場合を除く。）。
- ア 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借り入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-07 建物付属設備、機械設備（施設維持管理業務に掲げているものを除く。）の保守点検・運転管理」に認定されている者であること。
- イ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の規定に基づく国土交通大臣の登録を受けていること。

ウ 2010年（平成22年）4月1日以降に、下水道法上の終末処理場において、維持管理業務の元請として、又は共同企業体の代表者として、若しくはSPCから「運転操作及び監視業務」を委託された企業として、1年以上の維持管理業務の履行実績を有すること。

- ② 維持管理・運営業務を行う企業のうち、運営JVの代表企業以外の企業は、維持管理・運営業務の内容に応じた広島市競争入札参加資格を有すること。
- ③ SPCを設立する場合、SPC自体には入札参加資格要件を求めるないが、構成企業のうち、維持管理・運営業務の「運転操作及び監視業務」を担う企業は、上記①に示す全ての入札参加資格要件を満たさなければならない。なお、「運転操作及び監視業務」以外の維持管理・運営業務を担う企業は、構成企業か協力企業かを問わず、当該企業の担う維持管理・運営業務の内容に応じた広島市競争入札参加資格を有すること。ただし、維持管理・運営業務を担わない構成企業については、この限りではない。

（3）その他の入札参加資格要件

- ① 脱水汚泥受入施設等及び下水汚泥再資源化施設等の設備製作において、設計及び工程管理、検査・試験を自ら実施できる体制と能力を有すること。
- ② 脱水汚泥受入施設等及び下水汚泥再資源化施設等の設備の引渡し後における、障害時の支援体制、補修部品の供給体制及び本市からの技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制を確保していること。

4-3 監理技術者等の変更要件

監理技術者等の交代は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後ににおける監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合にのみ可能とする。

4-4 構成員が入札参加資格を喪失した場合の取扱い

入札参加資格審査書類の提出期限の翌日から開札までの間において、「広島市建設工事等に係る事前確認型一般競争入札実施要領」第7条第1項各号に定める場合に該当した場合は、入札参加資格を喪失する。ただし、構成員のいずれかが4-2項に示す入札参加資格を喪失した場合の取扱いは、以下に示すとおりとする。

（1）応募者の代表企業が入札参加資格を喪失した場合

応募者の代表企業が入札参加資格を喪失した場合、応募者は本事業への入札参加資格を失うものとする。

(2) 応募者の代表企業以外の構成員が入札参加資格を喪失した場合

応募者の代表企業以外の構成員が入札参加資格を喪失した場合、入札参加資格を喪失した構成員に代えて、入札参加資格を有する別の企業を構成員とする構成員の変更について本市が承認したときに限り、応募者は本事業への入札参加資格を失わないものとする。

4-5 入札参加資格審査等

本市は、応募に先立ち応募者から入札参加資格審査書類の提出を受け、入札参加資格審査を行い、その結果を応募者に通知するものとする。

応募者は、入札参加資格審査書類の提出日までに入札参加資格要件を満たしておかなければならぬ。ただし、入札参加資格要件のうち広島市競争入札参加資格者の認定については、入札を執行する日までに認定されれば良いものとする。

なお、入札を執行する日までに広島市競争入札参加資格者として認定されなかつた場合は、その応募者の入札は無効とする。

また、広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借り入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の認定については、令和7年末に更新が予定されており、更新後においては「令和5・6・7年」を「令和8・9・10年」と読み替えるものとする。

そのため、入札参加資格審査書類の提出の時点で「令和5・6・7年」の認定がされていたとしても「令和8・9・10年」の認定がないまま入札を執行する日を迎えた場合は、本事業の入札参加資格要件を満たさないものとする。

4-6 入札説明書等に関する質問及び回答

入札参加資格及び入札説明書等に関する質問がある場合は、様式集の様式1号「入札参加資格に関する質問書」又は様式2号「入札説明書等に関する質問書」をダウンロードの上、質問内容を簡潔に記載し、3-2項（1）の事業担当課に、電子メールで期限までに提出すること。

なお、質問は電子メール以外での問合せには応じない。

4-6-1 入札説明書等に関する質問書の提出期限

(1) 入札参加資格に関する質問書

2025年（令和7年）10月3日（金）午後5時まで

(2) 入札説明書等に関する質問書

2025年（令和7年）10月22日（水）午後5時まで

4-6-2 入札説明書等に関する質問への回答

入札説明書等に関する質問への回答は、以下に示す回答公表日（予定）までに本市のホームページにおいて公表する。

(1) 入札参加資格に関する質問書への回答

回答公表日（予定）：2025年（令和7年）10月17日（金）

(2) 入札説明書等に関する質問書への回答

回答公表日（予定）：2025年（令和7年）12月17日（水）

4-7 入札参加資格審査に係る手続き等

4-7-1 入札参加資格審査書類の提出

本件入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、本市の確認を受けなければならない。ただし、様式 9-1 号から様式 9-4 号については、基本協定締結後の各契約締結時に併せて提出すること。

- ア 入札参加表明書（様式 3）
- イ 入札参加資格審査申請書（様式 4）
- ウ 構成員一覧表（様式 5-1）
- エ 資本的関係・人的関係調書（様式 5-2）
- オ 設計・製作体制調書（様式 5-3）
- カ 技術的支援体制調書（様式 5-4）
- キ 委任状（様式 6）
- ク 入札参加資格審査調書（設計業務）（様式 7-1）
- ケ 入札参加資格審査調書（設計業務：委託）（様式 7-2）
- コ 入札参加資格審査調書（施工業務）（様式 7-3）
- サ 入札参加資格審査調書（維持管理・運営業務）（様式 7-4）
- シ 入札参加資格審査調書（その他企業）（様式 7-5）
- ス 設計業務を行う企業の配置予定技術者調書（様式 8-1）
- セ 施工业務を行う企業の配置予定技術者調書（様式 8-2）
- ソ ○○・△△特定建設工事共同企業体協定書（共同施工方式）（様式 9-1）
- タ ○○・△△特定建設工事共同企業体協定書（分担施工方式）（様式 9-2）
- チ ○○・△△運営業務共同企業体協定書（共同運営方式）（様式 9-3）
- ツ ○○・△△運営業務共同企業体協定書（分担運営方式）（様式 9-4）

期限までに入札参加資格審査書類を提出しない者は、本事業に参加することができない。ただし、入札参加資格要件のうち広島市競争入札参加資格者の認定については、入札を執行する日までに認定されれば良いものとする。なお、入札を執行する日までに広島市競争入札参加資格者として認定されなかった場合は、その応募者のした入札は無効とする。

広島市競争入札参加資格審査の申請手続きについては、4-7-4 項に示す。

（1）提出期限

入札公告日から令和 7 年 10 月 31 日（金）まで（広島市の休日（広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（ただし、最終日は午後 4 時までとする。）

(2) 提出方法

入札参加資格審査書類を、1部作成し、3－2項（1）の事業担当課まで郵送（書留に限る。）又は持参するものとし、電子メールによる提出は受け付けない。

4-7-2 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査書類を提出した応募者について、入札参加資格の有無を確認し、その結果を代表企業に対して郵送及び電子メールにより、以下の期限までに通知する。

結果通知発送期限：2025年（令和7年）11月14日（金）

4-7-3 入札参加資格審査結果に対する理由の説明

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、本市に対し、入札参加資格がないと認めた理由について、通知した日の翌日から起算して10日以内（広島市の休日を除く。）に、3－2項（1）の事業担当課へ書面（任意様式）により提出し、説明を求めることができる。

なお、郵送（書留に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は午前8時30分から午後5時まで（広島市の休日を除く。）とする。

本市は、説明を求められた場合は、速やかに説明を求めた者に対し、書面により回答する（広島市の休日を除く。）。

4-7-4 広島市競争入札参加資格審査の申請手続

（1）建設工事及び建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請

① 申請期間

令和7年10月27日（月）から同年10月31日（金）まで（広島市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（同入力時間内に入力・送信を完了させること。）

② 申請手続

本市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のフロントページの「事業者向け情報」から「入札・契約情報」、「入札契約制度の概要」、「工事・建設コンサルタント業務」、「（手引・様式等）令和7・8年度建設工事及び建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請の追加受付」にアクセスし、当該ページに示す内容に基づき行うこと。

(2) 物品・役務等競争入札参加資格審査申請

① 申請期間

入札公告の日から令和7年10月31日（金）まで（広島市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

② 申請手続

本市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のフロントページの「事業者向け情報」から「入札・契約情報」、「資格審査申請や変更届など」、「物品・役務等競争入札参加資格審査申請について（WTO案件）」にアクセスし、当該ページに示す内容に基づき行うこと。

5 技術評価に関する事項

5-1 技術提案書及び見積書の提出

入札参加資格審査通過者は、入札説明書等に基づき、次に掲げる書類を提出すること。
ただし、様式 11-2-1 号については、SPC を設立する場合に限り提出すること。

- ア 技術提案書（正本）表紙（様式 10-1）
- イ 技術提案内容に関する確約書（様式 10-2）
- ウ 技術提案書（概要説明資料）（様式 10-3）
- エ 技術提案書（副本）表紙（様式 11-1）
- オ 技術提案書（様式 11-2）
- カ SPC の出資構成（様式 11-2-1）
- キ 下水汚泥再資源化物受入確約書（様式 12）
- ク 図面集（様式 13）
- ケ 要求水準書チェックリスト（様式 14）
- コ 見積書（様式 15-1）
- サ 見積内訳書及び入札内訳書（様式 15-2）

（1）提出期限

2026 年（令和 8 年）2 月 4 日（水）まで（広島市の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（ただし、最終日は午後 4 時までとする。）

（2）提出方法

技術提案書及び見積書を、正本 1 部（様式 10-1 号から様式 15-2 号（様式 11-1 号を除く。））、副本 16 部（様式 10-3 号から様式 15-2 号（様式 11-2-1 号及び様式 15-1 号を除く。））作成し、3-2 項（1）の事業担当課まで郵送（書留に限る。）又は持参するものとし、電子メールによる提出は受け付けない。

（3）応募の辞退

入札参加資格審査通過者が応募を辞退する場合には、様式集の様式 17 号「入札辞退届」を本市に提出すること。

なお、提出期限、提出方法は、同項の（1）及び（2）と同じとする。

5-2 技術対話の実施

技術対話については、落札候補者決定基準に基づき実施する。

また、要領については以下に示す。

（1）開催日程

技術対話は、以下の日程で実施する。

なお、技術対話の時間及び開催場所等については、入札参加資格審査通過者ごとに連絡する。

技術対話実施時期　：2026年（令和8年）3月11日（水）

2026年（令和8年）3月12日（木）

（2）技術対話実施要領

入札参加資格審査通過者を対象として、別途「広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業に係る技術対話実施要領」を電子メールにて通知する。

5-3 技術提案書及び見積書の改善

落札候補者決定基準に基づき、技術提案の改善通知を行い、改善技術提案書及び改善見積書の提出を求める。

（1）改善通知の予定日

2026年（令和8年）4月1日（水）

5-4 改善技術提案書及び改善見積書の提出

技術対話を経て、改善通知を受けた入札資格審査通過者は、改善通知内容に基づき改善技術提案書及び改善見積書を提出すること。

なお、本市は本事業の各契約の締結後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表する。

（1）提出期限

2026年（令和8年）4月30日（木）まで（広島市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（ただし、最終日は午後4時までとする。）

（2）提出方法

改善技術提案書及び改善見積書を、正本1部（様式10-1号から様式15-2号（様式11-1号を除く。））、副本16部（様式10-3号から様式15-2号（様式11-2-1号及び様式15-1号を除く。））作成し、3-2項（1）の事業担当課まで郵送（書留に限る。）又は持参するものとし、電子メールによる提出は受け付けない。

（3）応募の辞退

入札参加資格審査通過者が応募を辞退する場合には、様式集の様式17号「入札辞退届」を本市に提出すること。

なお、提出期限、提出方法は、同項の（1）及び（2）と同じとする。

5-5 技術審査

技術審査では、入札参加資格審査通過者から提出された技術提案書又は改善技術提案書が要求水準を満たしているか審査する。

なお、技術審査結果は、以下の期限までに、入札参加資格審査通過者ごとに郵送及び電子メールをもって通知する。

結果通知発送期限：2026年（令和8年）5月21日（木）

5-6 プレゼンテーションの実施

技術審査通過者を対象として、プレゼンテーションを実施する。

なお、プレゼンテーションは、技術提案に関する説明とし、それ以外の項目については、原則として対象としない。

プレゼンテーションについては、以下に示す要領で実施する。

（1）開催日程

プレゼンテーションは、以下の日程で実施する予定である。

なお、プレゼンテーションの時間及び開催場所等については、技術審査通過者ごとに連絡する。

プレゼンテーション実施時期（予定）：2026年（令和8年）5月27日（水）

から28日（金）

（2）プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションの準備のため、別途「広島市西部水資源再生センタ下水汚泥再資源化施設更新・運営事業に係るプレゼンテーション実施要領」を電子メールにて通知する。

通知日：2026年（令和8年）4月1日（水）

5-7 予定価格の作成及び公表

5-7-1 予定価格の作成

本市は、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めるなどを理由として、技術提案書（改善技術提案書を含む。）の審査結果を踏まえて、品確法第19条の規定に基づき、予定価格を定めるものとする。

また、予定価格は本書2-10項に示す本事業の技術提案に関する上限価格の範囲内で作成し、以下に示す公表日（予定）までに本市のホームページにおいて公表する。

公表日（予定）：2026年（令和8年）6月18日（木）

6 値格評価に関する事項

6-1 入札の方法

6-1-1 入札書等の提出

技術審査通過者は、入札説明書等に基づき、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札書（様式 16）

イ 見積内訳書及び入札内訳書（様式 15-2）

（1）提出期限

① 郵送による入札

2026年（令和8年）7月8日（水）午後4時までに到着するように、郵送（配達証明付書留郵便）すること。なお、郵送先は3-2項（2）の契約担当課とする。

② 持参による入札

2026年（令和8年）7月8日（水）まで（広島市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（ただし、最終日は午後4時までとする。）に持参し、提出すること。なお、提出先は3-2（2）の契約担当課とする。

（2）提出方法

様式集の様式16号「入札書」及び様式15-2号「見積内訳書及び入札内訳書」は、封筒に入れ、代表者の印鑑で封印し、「入札書等在中」と朱書し、本事業の事業名及び応募者名を記載して提出すること。

また、要領は以下に示す。

- ① 入札に際し、入札書に記載される**金額**に対応した設計・施工業務と維持管理・運営業務の入札内訳書を提出すること。
- ② 入札内訳書は、所定の様式に従い作成すること。
- ③ 提出された入札内訳書は、返却しない。

（3）入札の辞退

技術審査通過者が入札を辞退する場合には、様式集の様式17号「入札辞退届」を本市に提出すること。

なお、提出期限は、同項の（1）と同じとする。

6-1-2 入札執行（開札）の日時及び場所

（1）入札執行（開札）の日時

2026年（令和8年）7月9日（木）午前9時30分

(2) 入札執行(開札)の場所等

- ① 場 所：広島市下水道局会議室（本庁舎 12 階）
- ② 開札立会：開札の立会いを希望する者は、技術対話の実施時に様式集の様式 18 号「入札執行（開札）立会申請書」を本市の担当者に提出すること。

6-1-3 入札方法等

- ① 入札書の作成に当たっては、所定の様式による。
- ② 落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た金額をもって落札金額とするので、技術審査通過者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。
- ③ 入札書に記載する総価金額は設計・施工業務費と維持管理・運営業務費の合計とし、内訳として設計・施工業務費と維持管理・運営業務費を様式 16 号の様式に従いそれぞれ併記すること。
- ④ 予定価格は、設計・施工業務及び維持管理・運営業務の業務ごとに設定する。なお、維持管理・運営業務の予定価格は、価格評価に使用する運営費を含まないものとする。
- ⑤ 入札執行に当たっては、技術審査通過者の入札価格（価格評価に使用する運営費を含まない金額）が設計・施工業務に係る予定価格又は維持管理・運営業務に係る予定価格のいずれかを超えた場合は、当該技術審査通過者を失格とする。
- ⑥ 本事業の入札については、評価下限価格を設け、価格点を評価する。詳細は落札候補者決定基準に示す。なお、評価下限価格は、価格評価に使用する運営費を含むものとする。
- ⑦ 本事業の入札については、調査基準価格及び総額失格基準は設けない。

6-1-4 入札の無効等

技術審査通過者が、開札後から落札候補者の決定までの間に、「広島市建設工事等に係る事前確認型一般競争入札実施要領」第 9 条第 1 項各号に定める場合に該当したときは、その者の行った入札を無効とする。ただし、応募者の代表企業以外の構成員が入札参加資格を喪失した場合の取扱いは、4-4 項（2）の規定に準ずるものとし、当該入札は有効として取扱う。

6-2 その他

-
- ① 本件入札に関する全ての意思疎通は書面によるものとし、使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。
 - ② 応募者は、広島市契約規則、広島市建設工事競争入札取扱要綱等その他契約条件に従い、入札すること。
 - ③ 応募者は、関係法令を遵守すること。
 - ④ 応募者は本市から提示された要求水準書等、開示又は閲覧した情報は、本件入札にのみ使用するものとし、他の目的のために一切使用してはならない。
 - ⑤ 入札参加資格審査書類、技術提案書、見積書、見積内訳書、入札書、入札内訳書（以下「入札書類」という。）の作成と提出及び契約締結に至る全ての手続きのうち、応募者が実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用によりこれを行う。その他、応募者の行為により又は本市の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれていると認められ、入札を中止したときも、同様とする。また、提出された入札書類は返却しない。
 - ⑥ 提出された入札書類に虚偽の記載があった場合には、構成員に対し、指名停止措置を行うことがある。
 - ⑦ 入札参加資格審査書類の提出を行った者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札書の提出を行った後においては、本事業の入札を辞退することはできない。入札を辞退する場合は、様式集の様式17号「入札辞退届」を契約担当課に提出すること。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。
 - ⑧ 応募者は、入札書の提出をもって、本市が提示した要求水準書、入札説明書その他本件に関する資料の記載内容を全て承諾したものとみなす。
 - ⑨ 提出された入札書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属するものとする。ただし、本市は、本事業において公表が必要と認める場合、提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。
 - ⑩ 応募者から本市に提出された書類等については、変更できないものとする。
 - ⑪ 「政府調達に関する協定」（1994年4月15日マラケシュで作成）第20条に定める苦情申立ての手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保又は契約の解除を行うことができる。
 - ⑫ 入札参加資格審査時には、本市の指示に従い、広島市税の納税証明書（写し）、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入及び保険料の未納がないことの証明書類等を提出すること。

- ⑬ 落札候補者又は落札者の決定後、契約を締結することができなかつたとき及び正当な理由なく契約締結をしなかつたときは、競争入札参加資格を取り消す（3年間）。
- ⑭ 入札公告後において、入札公告・入札関係資料に誤記載などの誤りがあつた場合は、入札中止、訂正公告又は入札関係資料の修正を行うことがある。落札候補者又は落札者の決定後においても、当該誤りにより、落札者の順位が変わるなど入札の公正性が損なわれていることが判明した場合は、入札を中止とし、落札候補者又は落札者の決定の取消等を行う（この場合の費用の負担も前記⑤の場合と同様とする。）。契約締結後においても契約解除する場合がある。また、落札候補者又は落札者の決定に影響がない場合には、入札を中止することなく、入札手続を継続する。これらの中止、訂正等の公告内容は、本市ホームページに掲載するので入札前に必ず確認すること。
- ⑮ 4－1項⑪のアからオまでのいずれかに該当することが判明した場合、関係のある者が異なつた入札参加者の構成員として本件入札に参加したときは、これらの者が構成員となっている入札参加者が行った入札を全て無効とする。ただし、1の入札参加者を除いて関係のある他の入札参加者が全て入札を辞退した場合は、残りの1の入札参加者は入札に参加できる。

7 総合評価に関する事項

7-1 落札候補者の決定方法

本市は、落札候補者を決定しようとするときは、技術評価及び価格評価により、総合的な評価を実施し、入札価格（価格評価に使用する運営費を含まない金額）が予定価格（設計・施工業務及び維持管理・運営業務の合計額）の範囲内であり、かつ設計・施工業務に係る予定価格及び維持管理・運営業務に係る予定価格の範囲内である技術審査通過者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

また、総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、当該技術審査通過者にくじを引かせて落札候補者を決定することとする。

7-2 落札候補者の決定の通知

落札候補者の決定の通知は、以下の期限までに、技術審査通過者に郵送及び電子メールをもって通知する。

結果通知発送期限 : 2026年（令和8年）7月23日（木）

7-3 落札候補者決定後の手続き

本市と事業者は、落札候補者決定後、8-1項のとおり基本協定を締結するものとし、基本契約、工事請負契約、維持管理・運営業務委託契約及び下水汚泥再資源化物売買契約からなる事業契約並びに付帯事業契約の締結のために契約協議を実施した上で、各契約を締結する。

7-4 総合評価結果に対する理由の説明

総合評価結果に対して理由の説明を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して10日以内（広島市の休日を除く。）に、3-2項（1）の事業担当課へ書面（任意様式）により提出し、説明を求めることができる。

なお、郵送（書留に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は午前8時30分から午後5時まで（広島市の休日を除く。）とする。

本市は、説明を求められた場合は、速やかに説明を求めた者に対し、書面により回答する（広島市の休日を除く。）。

8 契約に関する事項

8-1 基本協定の締結及び契約協議等

落札候補者となった各構成員は、落札候補者決定通知日から 5 日を経過する日（広島市の休日を除く。）までに、本市と基本協定を締結する。

基本協定締結後は、8-3 項に示す基本契約、工事請負契約、維持管理・運営業務委託契約、下水汚泥再資源化物売買契約及び付帯事業契約の締結に向けて協議を開始する。

なお、契約協議は、各契約の詳細を協議するものであり、要求水準書に規定された内容及び条件の変更を目的とするものではない。

契約協議が整った場合は、広島市契約規則（昭和 39 年広島市規則第 28 号）の第 26 条に基づき落札者決定通知日から 5 日を経過する日（広島市の休日を除く。）までに、本市と各契約を締結しなければならない。

8-2 SPC の設立

落札候補者決定後、維持管理・運営業務を行う企業として、SPC の設立を前提とする場合、落札候補者は SPC を各契約の締結までに設立し、SPC に係る商業登記簿謄本を本市に提出しなければならない。

なお、SPC は次の要件を全て満たさなければならぬ。また SPC は構成企業から成り、構成員以外の者は構成企業になることはできない。

- ① SPC は、維持管理・運営業務期間（23 年間）において下水汚泥再資源化施設等の維持管理・運営及び下水汚泥再資源化物の買い取りを行い、利活用先の確保及び販売を行うものとする。
- ② SPC の所在地は本市内とすること。なお、本事業の対象施設のいずれかを SPC の所在地として登録することはできない。
- ③ SPC の定款において、会社法第 326 条第 2 項に定める監査役は必置とするが、会計監査人の設置は任意とする。
- ④ 構成企業は、維持管理・運営業務期間が終了するまで SPC の株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。
- ⑤ SPC への出資比率は、応募者の代表企業による出資が唯一最大の出資額となるものとし、本事業の終了に至るまで維持するものとする。
- ⑥ 代表企業及び構成企業のうち運転操作及び監視業務を担う企業が保有する SPC の議決権普通株式の保有割合の合計は、設立時から事業期間を通して 100 分の 50 を超えるように出資すること。

8-3 各契約の締結

(1) 基本契約

基本契約は、本事業に係る工事請負契約、維持管理・運営業務委託契約及び下水汚泥再資源化物売買契約を不可分一体な契約とし、付帯事業契約を含めた各契約の基本的事項を規定したものである。

- 対象者 : 落札者となった構成員、SPC（SPCを設立する場合）
契約締結時期 : 基本協定締結後、各契約の協議が整い次第締結する。

(2) 工事請負契約

工事請負契約は、基本契約に基づき本市と事業者の間で締結する設計・施工業務に関する契約であり、当該業務の実施に必要な事項を規定したものである。

- 対象者 : 工事請負事業者（単独企業、建設JV）
契約締結時期 : 基本契約締結日と同日に締結する。

(3) 維持管理・運営業務委託契約

維持管理・運営業務委託契約は、基本契約に基づき本市と事業者の間で締結する維持管理・運営業務に関する契約であり、当該業務の実施に必要な事項を規定したものである。

- 対象者 : 維持管理・運営事業者（単独企業、運営JV又はSPC）
契約締結時期 : 基本契約締結日と同日に締結する。

(4) 下水汚泥再資源化物売買契約

下水汚泥再資源化物売買契約は、基本契約に基づき本市と事業者の間で締結する本事業で製造する下水汚泥再資源化物に関する契約であり、下水汚泥再資源化物を売買する上で、必要な事項を規定したものである。

- 対象者 : 維持管理・運営事業者（単独企業、運営JV又はSPC）
契約締結時期 : 基本契約締結日と同日に締結する。

(5) 付帯事業契約

付帯事業契約は、事業者提案を前提として、基本契約に基づき本市と事業者の間で締結する付帯事業に関する契約であり、当該事業の実施に必要な事項を規定したものである。

- 対象者 : 構成員のうち付帯事業を担う企業
契約締結時期 : 基本契約締結日と同日に締結する。

8-4 地位の譲渡等

本市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は各契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供又はその他の方法により処分してはならない。

8-5 工事請負契約の契約方式

本事業の工事請負契約の契約方式は、受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として、総価契約単価合意方式を採用する。

9 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

9-1 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、要求水準書等に定める要件及び技術提案書に示した内容等に従って、設計業務・施工業務、維持管理・運営業務及び付帯事業に係る業務（付帯事業の技術提案がある場合に限る。）を行うものとする。

なお、SPCを設立する場合は、維持管理・運営事業者とSPCを同義とする。

9-2 責任分担及びその考え方

9-2-1 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを担うことを基本的な考え方とする。

なお、ここでいうリスクを最もよく管理することができるとは、本市と事業者のどちらが以下に掲げる能力を有しているかを検討し、かつリスクが顕在化した場合の責任の有無に応じて、リスクを分担するものである。

- ① リスクの顕在化をより小さな費用でふさぎえる対応能力
- ② リスクが顕在化するおそれが高い場合に追加的支出を極力小さくし得る対応能力

9-2-2 想定されるリスクの分担

本市と事業者のリスク分担は、基本契約書（案）による。

9-3 事業者の責任の履行確保に関する事項

9-3-1 入札保証金

入札保証金は免除する。

9-3-2 入札違約金

落札候補者又は落札者が8項に示す協定及び契約を締結しないときは、落札候補者又は落札者の決定を取り消すとともに、落札候補者又は落札者は落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を入札違約金として納めるものとする。

9－3－3 契約保証金の納付等

工事請負事業者は、広島市契約規則第30条に定めるところにより、工事請負契約に係る契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。

また、維持管理・運営事業者は維持管理・運営業務委託契約及び下水汚泥再資源化物売買契約に係る各会計年度の支払い限度額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の詳細は、各契約書（案）に示す。

9－3－4 保険

工事請負事業者、維持管理・運営事業者及び付帯事業を担う企業は、各業務期間中に以下の保険に加入すること。

(1) 施工業務期間中の保険

工事請負事業者は、当該業務の契約期間中において、工事目的物及び工事材料等に対して、火災保険、建設工事保険等に加入しなければならない。

(2) 維持管理・運営業務期間中の保険

維持管理・運営事業者は、当該業務の契約期間中において、第三者賠償責任保険等に加入しなければならない。

(3) 付帯事業期間中の保険

付帯事業を担う企業は、当該業務の契約期間中において、自らの責任と負担において、火災保険、建設工事保険、第三者賠償責任保険等に加入しなければならない。

10 各契約又は協定の解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項

各契約又は協定の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。協議が整わない場合は、各契約に規定された具体的措置に従うものとする。また、各契約に関する紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

11 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、各契約に定める事由ごとに、本市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

11-1 事業者の事情で本事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者が、各契約書で定める事業者の事情で債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は各契約書の定めに従い、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。なお、その他の対応方法については、各契約書において定める。
- ② 事業者が倒産又は財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- ③ 上記①及び②の規定により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

11-2 本市の事情で本事業の継続が困難となった場合

- ① 本市の事情により本事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- ② 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

11-3 その他の事情で本事業の継続が困難となった場合

不可抗力やその他の事情で本事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- ① 設計・施工業務期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、工事請負契約を解除することができる。その場合、維持管理・運営業務委託契約についても解除することができる。
- ② 維持管理・運営業務期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、維持管理・運営業務委託契約を解除することができる。

12 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

12-1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関して、事業者への法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

12-2 財政上及び金融上の支援に関する事項

12-2-1 交付金等の取り扱い

本事業で建設する下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等に対しては、下水道事業に係る国の交付金等を活用することを予定している。

12-2-2 その他財政上及び金融上の支援

本事業に関するその他財政上及び金融上の支援は、予定していない。

13 その他業務の実施に関する必要事項

13-1 現地確認

13-1-1 現地確認の実施

応募者による現地確認については、以下に示す要領により実施することができる。

13-1-2 申込方法

現地確認を希望する応募者は、添付資料2の「現地確認申込書」を本市のホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、次項に示す提出先及び13-1-4項に示す期限内に電子メールにて提出すること。

なお現地確認に当たっては、3開庁日前までに現地確認計画書を提出し、本市の承諾を得ること。

13-1-3 申込書の提出先

提出先 : 〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号12階

広島市下水道局施設部施設課

電話 : 082-504-2417

電子メール : g-shisetsu@city.hiroshima.lg.jp

13-1-4 申込書の提出期限

2025年（令和7年）10月3日（金）12時00分まで

13-1-5 現地確認に係る実施要領

(1) 現地確認が可能な施設

現地確認が可能な施設は、次のとおりとする。

- ① 管理本館
- ② 電気棟
- ③ 汚泥消化タンク
- ④ 汚泥処理棟
- ⑤ 余剰汚泥濃縮棟
- ⑥ 既設汚泥燃料化施設
- ⑦ 消化ガス発電設備
- ⑧ 電気室（西系）
- ⑨ その他必要な施設

(2) 現地確認可能日

現地確認可能日は、以下に掲げる日程のうち、応募者当たり 1 日とする。

なお、現地確認可能日の決定は、他の応募者の希望日と調整した上で、現地確認参加者の代表者に、本市からメールで通知する。

- ① 2025 年（令和 7 年）10 月 10 日（金）9 時 00 分から 17 時 00 分まで
- ② 2025 年（令和 7 年）10 月 14 日（火）9 時 00 分から 17 時 00 分まで
- ③ 2025 年（令和 7 年）10 月 15 日（水）9 時 00 分から 17 時 00 分まで
- ④ 2025 年（令和 7 年）10 月 16 日（木）9 時 00 分から 17 時 00 分まで
- ⑤ 2025 年（令和 7 年）10 月 17 日（金）9 時 00 分から 17 時 00 分まで
- ⑥ 2025 年（令和 7 年）10 月 20 日（月）9 時 00 分から 17 時 00 分まで
- ⑦ 2025 年（令和 7 年）10 月 21 日（火）9 時 00 分から 17 時 00 分まで

(3) 参加者の人数

参加人数については応募者が必要とする人数とし、西部 C 場内に駐車する車両は 3 台以内とする。

(4) 留意事項

以下の点に留意すること。

- ① 維持管理者等への個別の質問は公平性の観点から禁止とする。
- ② 現地確認には本市職員が同行する。
- ③ 電源（コンセント）等、西部 C の設備の利用は禁止とする。
- ④ 全日にわたり、手洗い及び便所の使用を認める。
- ⑤ 写真撮影は可とするが、既設汚泥燃料化施設等及び消化ガス発電設備の機器銘板の接写は禁止とする。

13-2 汚泥等の試験

13-2-1 汚泥等の試験の実施

汚泥混合溶解施設及び汚泥消化タンク以降の処理工程における安定的な運転の実現に向けて、応募者が必要と考える試験を実施することができる。

13-2-2 申込方法

汚泥等の試験を希望する応募者は、添付資料3の「汚泥等の試験申込書」を本市のホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、13-1-3項に示す提出先及び次項に示す期限内に電子メールにて提出すること。

13-2-3 汚泥等の試験申込書の提出期限

2025年（令和7年）10月31日（金）17時00分まで

13-2-4 汚泥等の試験計画書の提出

汚泥等の試験に当たっては汚泥等採取日の2週間前までに汚泥等の試験計画書を提出し、本市の承諾を得ること。

なお、汚泥等の試験に当たり汚泥採取、運搬、汚泥等の試験、汚泥等の処分に関しては、試験を行う場所に該当する自治体の関係機関及び本市の環境局業務部産業廃棄物指導課と事前に協議を行い、それぞれの指示等に従うこと。

13-2-5 汚泥等の試験に係る実施要領

(1) 対象汚泥

汚泥等の試験の対象汚泥は、以下に示すとおりである。

- ① 脱水汚泥（西部C）
- ② 脱水汚泥（千田C）
- ③ その他汚泥等³

(2) 汚泥採取について

汚泥採取に当たっては、汚泥採取用器具（応募者で準備）を用いて採取を行うこと。

採取した汚泥の運搬については、応募者の責任において、汚泥の飛散や漏洩がないよう密封し運搬すること。

また、汚泥等の採取場所は、以下に示すとおりとする。

³ その他汚泥等は、濃縮汚泥等又は処理水を指すが、この採取に当たっては、本市に採取及び試験目的を提示し、承諾を得ること。

- ① 脱水汚泥（西部 C） : ケーキ移送ポンプドレン配管
- ② 機械濃縮汚泥（西部 C） : 機械濃縮機排出口又は濃縮汚泥ポンプ圧力計ドレン配管
- ③ 消化汚泥（西部 C） : 消化汚泥移送ポンプ圧力計ドレン配管
- ④ 処理水（西部 C） : 汚泥処理棟西側散水栓
- ⑤ 脱水汚泥（千田 C） : 汚泥脱水機排出口又はケーキ移送コンベヤ

(3) 汚泥採取日

汚泥等の採取については、以下に掲げる期間内において、応募者ごとに西部 C 及び千田 C にて複数回の採取を認める。

なお、汚泥採取日の決定は、他の応募者の希望日と調整した上で、汚泥等の試験に関する代表者に、本市からメールで通知する。

汚泥採取期間：2025 年（令和 7 年）12 月末まで

(4) 試験期間

汚泥等の試験期間については、以下のとおりとする。

汚泥等の試験可能期間：汚泥採取日から 2026 年 1 月 30 日（金）まで

(5) 試験結果の取扱い

汚泥等の試験により得られた結果については、本事業の提案書作成のみに使用すること。

(6) 留意事項

以下の点に留意すること。

- ① 採取する汚泥等の量は汚泥等の試験実施に必要な最低限度の量とすること。
- ② 産業廃棄物としての取り扱いについては、本市産業廃棄物指導課と協議すること。
また、汚泥等の試験を行う場所がある自治体にも産業廃棄物としての取り扱いについての確認を行うこと。
- ③ 試験後の残渣については、適正に処分すること。
- ④ 試験結果に基づき設計及び施工された施設が、所定の性能を満たさなかった場合、そのリスクは事業者が負担すること。
- ⑤ 応募者同士の接触を防ぐため、現地試験は認めない。

13-3 本事業に関する参考資料等

本事業に応募を行おうとする事業者については、参考資料等を配布する。

なお、配布を希望する事業者は、添付資料4の「本事業に関する参考資料等の送付願兼誓約書」（以下「送付願兼誓約書」という。）に記名押印し、送付願兼誓約書のスキャニングデータを13-1-3項に示す提出先及び次項に示す期限内に電子メールにて提出すること。

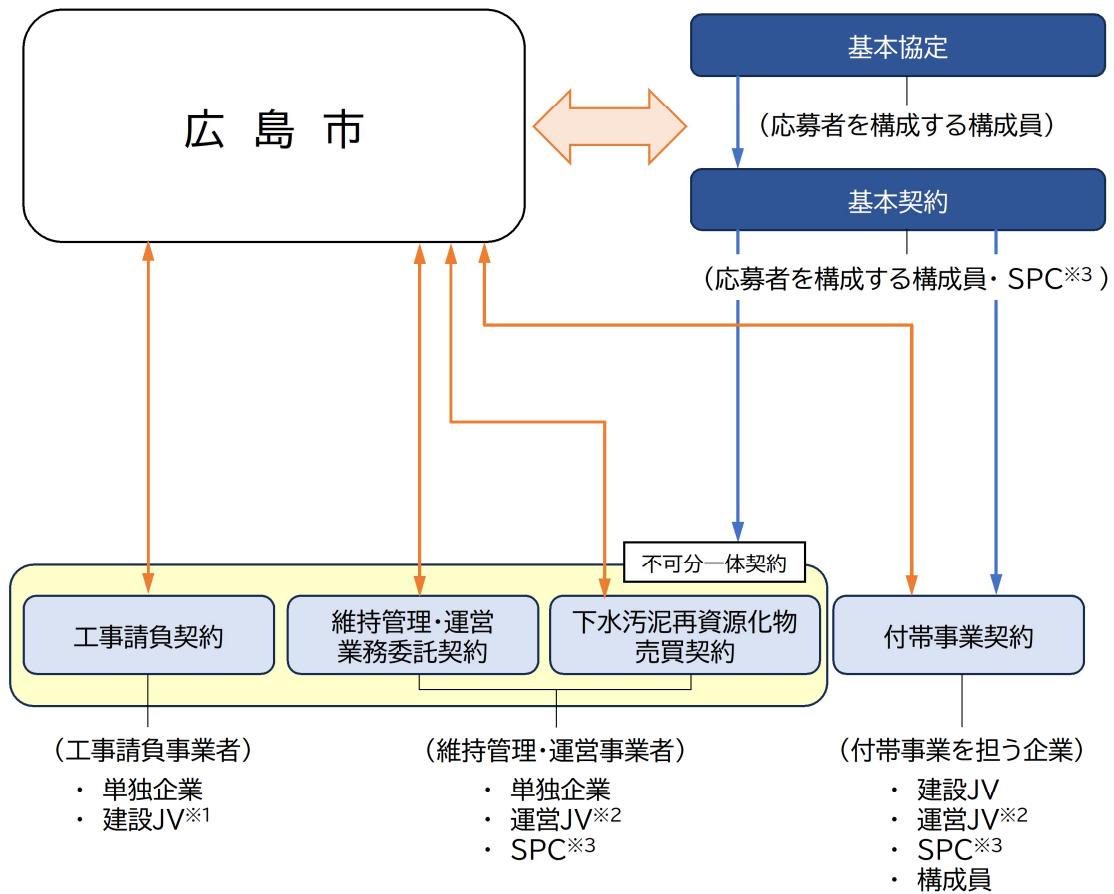
また、電子メールの提出に併せて、スキャニングデータと同じ提出先及び提出期限までに、送付願兼誓約書の原本を持参又は郵送（必着）により提出すること。ただし、スキャニングデータの提出日と原本の提出日は同日でなくてもよい。

持参による場合は、広島市の休日を除く、8時30分から17時00分までとする。

13-3-1 本事業に関する参考資料等の送付願兼誓約書の提出期限

2025年（令和7年）10月31日（金）17時00分まで

添付資料1 契約構造図



↔ : 契約関係を示す。
→ : 契約の流れを示す。

- ※ 1 : 設計企業を構成員とせず、施工企業が設計を行う場合は、設計業務を行う上で必要となる要件を満たさなければならない。
 ※ 2 : 応募者の代表企業（機械工事施工企業）及び「運転操作及び監視業務」を担う企業は参加すること。
 ※ 3 : 応募者の提案により設立する。

図 契約構造図

添付資料2 現地確認申込書

年　月　日

広島市西部水資源再生センタ一下水汚泥再資源化施設更新・運営事業に係る現地確認申込書

(あて先)

広島市長

所 在 地

社 名

代表者名

広島市西部水資源再生センタ一下水汚泥再資源化施設更新・運営事業に係る現地確認について、申し込みます。

なお、現地確認希望日、現地確認施設及び現地確認者は、以下のとおりです。

(現地確認希望日)

希望順位	希望日				
第一希望	2025年(令和7年)月日時～時				
第二希望	2025年(令和7年)月日時～時				
第三希望	2025年(令和7年)月日時～時				

(現地確認施設)

現地確認可能施設(建屋)	確認予定 あり:○、なし:×	現地確認内容
管理本館		
電気棟		
汚泥消化タンク		
汚泥処理棟		
余剰汚泥濃縮棟		
既設汚泥燃料化施設		
消化ガス発電設備		
電気室(西系)		

(現地確認者)

参加 予定 者	参加予定者氏名	所属・部署・役職	備考

参加者の代表者（窓口）については、備考欄に「代表者」を付記してください。

また、代表者の住所、電話番号、メールアドレスを以下に明記してください。

住 所 :

電話番号 :

代表者携帯電話番号 :

メールアドレス :

添付資料3 汚泥等の試験申込書

年　月　日

広島市西部水資源再生センタ一下水汚泥再資源化施設更新・運営事業に係る汚泥等の試験申込書

(あて先)

広島市長

所 在 地

社 名

代表者名

広島市西部水資源再生センタ一下水汚泥再資源化施設更新・運営事業に係る汚泥等の試験について、申し込みます。

なお、汚泥等の採取希望日及び現地採取者は、以下のとおりです。

(西部 C)

希望順位	希望日	採取対象汚泥
第一希望	2025年(令和7年) 月 日	
第二希望	2025年(令和7年) 月 日	
第三希望	2025年(令和7年) 月 日	

(千田 C)

希望順位	希望日	採取対象汚泥
第一希望	2025年(令和7年) 月 日	
第二希望	2025年(令和7年) 月 日	
第三希望	2025年(令和7年) 月 日	

(現地採取者)

参加予定者	参加予定者氏名	所属・部署・役職	備考

汚泥等の試験に関する代表者（窓口）の氏名、住所、電話番号、メールアドレスを以下に明記してください。

なお、現地採取者が汚泥等の試験に関する代表者と別人の場合、採取当日に連絡が可能なよう、現地採取者の名前と携帯番号も記載すること。

氏 名 :

住 所 :

電話番号 :

代表者携帯電話番号 :

メールアドレス :

**添付資料4 本事業に関する参考資料等の
送付願兼誓約書**

年　月　日

広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業に関する参考資料等の送付願兼誓約書

(あて先)

広島市長

所 在 地

社 名

代表者名

印

広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業への参画を行うに当たり、技術提案書を作成するために、参考資料等の送付を希望します。

なお、参考資料の取扱いに当たっては、下記事項を遵守することを誓約します。

記

1. 本市が提供する参考資料等は、一般公表することを前提としていない情報であるため、本事業に關係する担当者のみに限定して配布し、紛失や情報の漏洩を防ぐため、適切な管理措置を講じること。
2. 提供された参考資料等は、本事業に関する技術提案書の作成以外の目的にて使用しないこと。また、参考資料等（保存媒体（CD-R等）、打ち出し紙等を含む。）が不要になった場合には、受領者が責任を持って焼却、シュレッダー等による裁断又は復元が困難な方法にて速やかに処分し、第三者による利用を防ぐこと。

広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業
総合評価競争入札審査委員会 委員一覧

委員区分	役 職
委員長	下水道局長
副委員長	下水道局次長
委 員	下水道局管理部長
委 員	下水道局施設部長
委 員	下水道局経営企画課長
委 員	下水道局管理部維持課長
委 員	環境局環境施設部施設整備担当課長
委 員	環境局温暖化対策課長
委 員	経済観光局農林水産部農政課長

学識経験者

(五十音順、敬称略)

氏 名	所属等
西村 和之	県立広島大学 名誉教授 工学博士
三好 明	広島大学大学院先進理工系科学研究科 教授 工学博士

別紙2 本事業への入札に係る本市共通の留意事項について

本事業への入札に係る本市共通の留意事項について

本市共通の留意事項については、以下の補足資料によること。なお、入札説明書等に記載のあるものについては、入札説明書等の記載を優先するものとする。

	資料名	
補足資料1	[R7一般(WTO)・JV・混合]入札説明書	次頁以降参照
補足資料2	建設工事の競争入札に参加しようとされる方へ(令和7年4月)	
補足資料3	契約保証金の納付について(令和2年4月版)及び変更契約に係る契約保証金の納付について(令和2年4月版)	
補足資料4	共同企業体の運営にあたっての留意事項	
補足資料5	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に定める事項」(第3-1~3-3号様式)等の記入方法等について	
補足資料6	申立書	

2025.4

[R7 一般(WTO)・JV・混合]

入札説明書

1 入札方式等

本件工事は、一般競争入札（WTO対象）の公告（以下「入札公告」という。）に掲げる条件を満たしている企業での入札参加を認める一般競争入札方式の工事である。

(1) 共同企業体限定による入札の場合

共同企業体限定による入札は、入札公告に掲げる条件を満たしている自主結成による特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加を認めるものである。

共同企業体の構成員は、2者又は3者による自主結成方式とし、共同企業体協定書による共同施工方式とする。

なお、共同企業体を結成し、電子入札システムを利用して入札する者にあっては、入札公告に記載の所定の期限までに担当部局（契約担当課）に共同企業体登録番号交付申請書（様式12）を郵送（返信用封筒を同封のこと。）し、共同企業体登録番号の交付申請をすること。

(2) 混合入札の場合

混合入札は、入札公告に掲げる条件を満たしている自主結成による特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）又は入札公告に掲げる条件を満たしている単体企業での入札参加を認めるものである。

営業所等の入札参加条件については、入札公告に記載したとおり。共同企業体で入札参加する場合、構成員は、2者又は3者による自主結成とし、共同企業体協定書による共同施工方式とする。

なお、共同企業体を結成し、電子入札システムを利用して入札する者にあっては、入札公告に記載の所定の期限までに担当部局（契約担当課）に共同企業体登録番号交付申請書（様式12）を郵送（返信用封筒を同封のこと。）し、共同企業体登録番号の交付申請をすること。

2 入札参加条件等に係る共通事項

(1) 競争入札参加資格

入札公告に記載したとおり。

入札公告に記載した、「広島市建設工事競争入札取扱要綱第28条第3号イからオまで及び第5号アの規定により選定できない者でないこと」とは、次のいずれにも該当していない者であること。

① 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者（3号イ）

② 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者（3号ウ）

③ 1か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者（3号エ）

④ 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者（3号オ）

⑤ 当該工事に対応する工種の工事について、広島市請負工事成績評定要領に基づく前年完成工事平均成績（1月から3月までの間は前々年完成工事平均成績とし、グループ経審又は持株会社化経審を受けた企業集団に属する有資格業者が複数である場合は、それら有資格業者の平均成績とする。）が60点未満である者（5号ア）

(2) その他

入札公告に掲げる入札参加条件等及び本入札説明書に掲げる事項を満たさない者は、当該入札への参加資格がないものとし、入札に参加することができない。

3 設計図等及び質疑に対する回答書の閲覧・交付等（入札公告に記載したとおり。）

(1) 閲覧・交付の方法

設計図書・仕様書等（以下「設計図等」という。）及び質疑に対する回答書の閲覧・交付については次のとおり。

① 広島市の競争入札参加資格を有する者

「広島市調達情報公開システム（受注者用機能）」において、業者番号（5桁）及びパスワードを入力してログインのうえ、「入札・見積り情報」から閲覧し、交付を受ける。

なお、設計図等の閲覧・交付は、ダウンロード確認票に記載の「ダウンロードパスワード」を入力する必要がある。

また、設計図等及び質疑に対する回答書について、工事担当課においても閲覧することができる。

② 広島市の競争入札参加資格を有しない者

工事担当課において、設計図書等の閲覧・交付を行う。

設計図等の交付を希望する場合は、工事担当課に問い合わせること。

なお、質疑に対する回答書については、希望があれば工事担当課よりファックスで交付する。

(2) 閲覧・交付の期間及び時間

ア 期間 公告に記載の期間

なお、質疑の内容については、質疑書を受け付けた日の翌日以降に、また質疑に対する回答のうち時間を見ないものについては、可能な限り随時、閲覧・交付を行う。

イ 時間 午前8時30分から午後5時（ただし、最終日は午後4時）まで（広島市の休日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）

(3) ダウンロード確認票

広島市の競争入札参加資格を有する者が設計図等をダウンロードする際、調達情報公開システムで発行された「ダウンロード確認票」は、資格確認申請書に添付して提出する必要がある。

なお、「ダウンロード確認票」の発行は、公告に記載の閲覧・交付期間中に限るため、なくさないよう保管しておくこと。資格確認において、広島市の競争入札参加資格を有する者が「ダウンロード確認票」を提出できない者は、入札参加資格を有しないものとし、その入札を無効とする。

（共同企業体の全ての構成員がダウンロード確認票を提出する必要はない。共同企業体でも一構成員でもかまわない。）

なお、入札中止となった案件を再度、公告した場合、再公告分に係るダウンロード確認票を改めて申請書等に添付して提出すること。（案件番号や開札日時等が変更となっている。再公告分のダウンロード確認票を提出しない場合は、上記と同様の取扱いとする。）

(4) 設計図等に対する質疑

設計図等に対する質疑は、入札公告に記載された期限までに、共同企業体名又は会社名及び代表者職氏名を、単体企業の場合は会社名及び代表者職氏名を記載し、文書（A4サイズ・書式自由）により、工事担当課へ提出すること。

また、入札参加資格に係る問い合わせについても質疑書により質疑を行うこと。

なお、質疑書の提出は持参、郵送（期限内必着）、メール又はFAXによること。共同企業体の構成員となるべき者が単独で提出してもかまわない。

4 一般競争入札参加資格確認申請書等の作成

次の(1)から(3)までに掲げる書類（以下「申請書等」という。）について、申請者自らが入札参加資格を有していることを証することができるよう作成し、これらを左綴じした上で、1部作成すること。

作成した申請書等は契約担当課に持参すること（「6 一般競争入札参加資格確認申請書等及び共同企業体競争入札参加資格申請書等の提出」参照）。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）（様式1の2）（様式1の3）

ア 「業者コード」及び「認定工種」欄には、入札公告の「入札参加条件」の「資格」で認定されていることを求めている広島市競争入札参加資格の認定を受けた際の通知書等の内容に基づき記入すること。

「総合評定値」欄には、入札公告において、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値等を競争入札参加資格としている場合は、記載した条件に該当していることを確認できる申請書等提出日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載された総合評定値を記載すること。

「許可区分」、「本店所在地」欄は該当するものに○印をすること。

イ 入札公告において、本件工事に係る設計業務の受託者（以下「設計業者」という。）の記載がある場合は、設計業者との資本的関係又は人的関係について「誓約事項3」に記載すること。

ウ 電子入札システムを利用して入札する者は、電子入札システムで競争参加資格確認申請書に必要事項を入力して送信し、「参加資格確認申請受付票」の画面を印刷したものを申請書等に添付して提出すること。

(2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入状況を確認するためには、資格確認申請書提出日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを必要とするので、申請書等に必ず添付して提出すること。

なお、入札参加条件の「等級区分等」において、総合評定値の点数を条件としている場合や「年間平均完成工事高」において、年間平均完成工事高の条件がある場合は、同じく資格確認申請書提出日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しにより確認する。共同企業体の場合は、構成員全てについて添付すること。

(3) 施工実績調書（様式2）

ア 共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。

イ 入札公告に記載した入札参加条件の会社の施工実績に該当する工事のうち、代表的な工事を記載（最高2件まで）すること。

入札公告で特に明記していない限り、1件の工事で条件を満たしていかなければならない（総価契約の場合には、

単価契約の施工実績は認めない。)。

ウ 建設工事の種類は、施工実績に記載する建設工事の種類を建設業法第2条別表第1の建設工事の種類で記載(該当する工種があるものは✓印)すること。

エ 記載された施工実績の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に竣工登録している工事内容(以下「竣工登録の登録内容確認書(工事実績)」という。)の写しを添付すること。

ただし、竣工登録の登録内容確認書(工事実績)の写しを添付することができない(CORINS登録対象工事以外)場合には、実績証明書又は契約書の写しを添付すること(いずれの場合であっても、入札参加条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない。これらの書類で確認できない場合は、設計図等も併せて添付すること。民間工事の場合も同じ。)。

※ 民間工事の場合の証明方法は、次の①又は②による。

① 施工実績証明書

a 工事監理を行った者が発行した実績証明書(証明者の押印があるもの。写し可)

※ 工事監理者が当該証明物件との関係が明らかであるものも併せて提出すること。

b 上記aが提出できないときは、注文者(施主)が発行した実績証明書(証明者の押印があるもの。写し可)

② 契約書(注文書又は請書を含む。)の写し

注文者(施主)による原本確認及び竣工確認があるもの

文例)「この契約書(請書)の写しは、原本と相違ありません。また、契約書(注文書)の内容どおり施工されたことに相違ありません。」という旨の注文者(施主)による記名押印があるもの。

①、②のいずれの場合も施工実績において、入札参加条件を満たしている元請として施工したことが明記されているものに限る。

また、証明の内容に虚偽があった場合は、受注者である入札参加資格確認申請者がその責めを負う旨の誓約文を付記し、記名すること。

文例)「上記の証明事項について、万一、事実と相違するものがあった場合の責めは全て私が負うものとし、入札参加資格の喪失や指名停止の措置等を取られても一切異議の申立てをいたしません。」
(記名)

また、会社の施工実績が共同企業体によるものである場合には、申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付すること(竣工登録の登録内容確認書(工事実績)の写し、実績証明書又は契約書の写しにより、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はない。)。

※ 平成18年6月1日以降に完了した本市の工事で、成績評定が60点未満のものは、会社の施工実績として認めないので注意すること。

(4) 配置予定技術者調書(様式3-1)

様式3-1の配置予定技術者調書を提出すること。共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。

申請書等の提出時に配置予定技術者が特定できない場合(手持ち工事があり、契約締結日(着手日選択期間を設定した工事にあっては実工事期間の始期(広島市の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期))までに完成・引渡しが完了する予定である場合を含む。)には、複数の配置予定技術者を認めるが、この場合、配置予定技術者ごとに別葉とすること。

また、専任特例2号により兼務する監理技術者(建設業法第26条第3項第2号に規定される監理技術者をいう。以下同じ。)及び当該監理技術者の行うべき同法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を置く場合にも別葉とすること。

なお、契約締結日までの間において、入札公告に定める条件に合致する者であるときに限り配置予定技術者の変更をすることができるが、雇用関係が要件を満たさない場合等により変更後の配置予定技術者を設置できないときは、契約締結をすることができないため、17その他の¹⁰に該当することとなるので注意すること。

調書を作成する際は次の事項に留意すること。

ア 配置予定技術者について

a 出向者や派遣社員は技術者になれない。

また、営業所技術者等(営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。以下同じ。)及び経営業務の管理責任者等(建設業許可申請書に添付した「経営業務の管理責任者証明書」に記載した経営業務の管理責任者、

「常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書」に記載した常勤役員等並びに「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」に記載した常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者をいう。以下同じ。)は専任で配置することを求められている主任(監理)技術者、専任特例により兼務する主任

(監理)技術者(建設業法第26条第3項第1号又は第2号に規定される主任(監理)技術者をいう。以下同じ。)及び監理技術者補佐にはなれない。ただし、建設業法第26条の5の各号に掲げる要件を満たす営業所技術者等については、この限りではない。

b 配置予定技術者は、入札公告に記載した入札参加条件の技術者に該当するもので次の事項を満たすものを記載すること。

- ・ 本件工事に契約締結日（議会の議決を要する工事にあっては本契約の契約日、着手日選択期間を設定した工事にあっては実工事期間の始期（広島市の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期））から引渡しの日まで配置できるもの
- ・ 専任で配置することを求められている技術者については、契約締結日（着手日選択期間を設定した工事にあっては実工事期間の始期（広島市の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期））において、他の工事に主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人等として配置されていないもの。ただし、新たに配置しようとする工事と既に配置されている工事が別添「主任技術者等の兼務の条件について」の条件を満たす場合はこの限りでない。

なお、別添「主任技術者等の兼務の条件について」に記載のとおり監理技術者が単価契約の工事※同士を兼務することは認めない。

※ 本市以外が発注する工事を含み、また、各地方整備局等が発注する維持工事（通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事をいう。））を含む。

- ・ 申請書等提出日において応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ申請書等提出日以前3か月以上の雇用関係にあるもの。ただし、請負金額が4,500万円（建築一式工事にあっては、9,000万円）未満となる場合の主任技術者又は監理技術者は、申請書等提出日において応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ申請書等提出日の前日以前から雇用関係にあるもの
- c 下水道管更生工事の主任技術者又は監理技術者について、入札公告で以下のいずれかの資格を有する者の配置を求めている場合は、当該資格を有する者を記載すること。
 - ⑦ 一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会が認定する下水道管路更生管理技士
 - ① 公益社団法人日本下水管路管理業協会が認定する下水管路管理専門技士（修繕・改築部門）
 - ⑨ 一般社団法人日本管更生技術協会が認定する下水管路更生施工管理技士
- d 請負金額が2,000万円以上の舗装工事の場合は、一般社団法人日本道路建設業協会に登録した1級舗装施工管理技術者又は2級舗装施工管理技術者で、申請書等提出日において応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ申請書等提出日以前3か月以上の雇用関係にあるものを記載すること。また、配置予定技術者調書の右上に『舗装』と朱書きすること。

なお、1級舗装施工管理技術者又は2級舗装施工管理技術者と主任技術者、専任を要する監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人は兼ねることができる。ただし、専任特例により兼務する主任（監理）技術者は、1級舗装施工管理技術者又は2級舗装施工管理技術者を兼ねることはできない。

- e 鋼構造物工事又は機械器具設置工事等の認定工種において、入札公告に製作と架設（据付）又は輸送等についてそれぞれ別の技術者を配置することができる旨の記載があり、それぞれ別の技術者を配置する予定がある場合には、配置予定技術者調書を別々に作成すること。この場合、「配置予定技術者調書（製作期間）」などのように、「製作」と「架設（据付）又は輸送等」のどちらの期間に配置する技術者かを分かるように記載すること。

なお、工場製作において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者等がこれらの製作を一括して管理できる。

また、架設（据付）又は輸送等に係る技術者は、架設（据付）又は輸送等の時期以降の専任の配置を必要とする。

- f 専任特例2号により兼務する監理技術者を置く場合には、別添「主任技術者等の兼務の条件について」に記載の要件を満たす監理技術者補佐を専任で配置すること。なお、建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、当該監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

イ 記載方法等について

a 配置予定技術者

専任特例2号により兼務する監理技術者を置く場合であっても「監理技術者」の項目にチェックをすること。

b 営業所技術者等（様式3、様式3-1）

営業所技術者等が建設業法第26条の5の各号に掲げる要件を満たすことにより主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねようとする場合（別添「主任技術者等の兼務の条件について」の4(1)ア又はウに該当する場合）は、「建設業法第26条の5の適用を受ける技術者である場合」の項目にチェックをすること。

c 予定下請契約金額（様式3-1）

予定下請契約金額欄には見積時点又は申請書提出時点での下請予定総額を記載すること。なお、下請予定総額が5,000万円（建築一式工事にあっては、8,000万円）以上の場合は、監理技術者を配置する

ことになるので注意すること。

d 工事経験（様式3、様式3-1）

技術者の施工経験を入札公告において入札参加条件としている場合、記載等が必要となる。記載等は、次の点に留意し、6(3)イに準じて行うこと。

- ・ 技術者に求める施工経験は、施工時の立場（役割、所属会社等）を問わない（現時点で、監理技術者や主任技術者になり得る資格を有していれば構わない。）。
- ・ 技術者に求める施工経験の工事完了年月日は問わない（平成22年4月1日前でも構わない。）。
- ・ 技術者の施工経験は次のとおり認める。
 - ① 現場代理人、監理技術者又は主任技術者として従事した期間内に施工されていた工種のうち、当該工種に係る施工期間の1/2超又は3か月以上従事しているものを施工経験として認める。ただし、令和3年4月1日以降に契約締結をした工事に係る現場代理人については、原則全工事期間従事した場合に限り、当該工事で施工された工種を施工経験として認める。
 - ② 専門技術者又は担当技術者として従事した工種のうち、当該工種に係る施工期間の1/2超又は3か月以上従事しているものを施工経験として認める。

ウ 添付書類

a 技術者の資格等の確認

技術者の資格を確認できる書類を添付すること。

- ・ 監理技術者資格者証の写し

表・裏両面の写しとし、申請者と同一の会社名が記載されていることを確認し、提出すること。また、監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がない者にあっては、監理技術者講習修了証又は監理技術者講習修了証明書の写しを添付すること。
- ・ 技術検定合格証明書
- ・ 実務経歴書（様式3-2）
- ・ 1級舗装施工管理技術者又は2級舗装施工管理技術者に係る資格者証（資格試験合格通知は不可）の写し
- ・ 下水道管路更生管理技士、下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）又は下水道管きょ更生施工管理技士に係る資格者証（資格試験合格通知は不可）の写し

b 技術者の雇用関係の確認

設計図等のうち「現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐の雇用関係及び本人確認について（配布用）」の「2 雇用関係の確認方法」に記載している書類を添付すること。

なお、本件は入札参加資格を開札日より前に確認するため、「現場代理人、主任（監理）技術者の雇用関係及び本人確認について（配布用）」のうち、主任（監理）技術者の雇用関係及び雇用期間の要件は、入札公告及び本入札説明書に記載するとおりとする。

※ 雇用関係の確認書類として、保険者番号、被保険者等記号・番号が記載されている健康保険被保険者証の写し等の書類を添付する場合には、当該番号等に黒塗り等でマスキングを施したものを添付すること。

また、QRコードがある場合について、そのQRコードを読み取ると、保険者番号、被保険者記号・番号等がわかるものについては、同様にマスキングを施すこと。

c 施工経験の確認

技術者の施工経験を入札公告において入札参加条件としている場合、4(3)エに準じ、施工経験を確認できる書類を添付すること。

- ・ 竣工登録の登録内容確認書（工事実績）の写し。ただしこれを添付できない場合は、実績証明書又は契約書の写し
- ・ 民間工事の場合は、実績証明書又は受注者が発注者（施主）に提出した技術者選任通知書等の写し
- ・ 設計図等及び提出書類等（発注者へ提出した技術者届、工程表等）の写し

(5) 資本的関係・人的関係調書（様式4）

ア 共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。

イ 次の関係にある場合は、必ず記載して提出すること（記載の対象は、広島市建設工事競争入札参加資格者又は広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として認定されている者）。

1 資本的関係に関する事項

- ① 親会社等と子会社等
- ② 親会社等が同一である子会社等

2 人的関係に関する事項

- ① 代表権を有する者が同一である会社等
- ② 役員等に兼任がある会社等（一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）

③ 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等

3 複合的関係に関する事項

上記1及び2が複合した関係にある会社等

4 その他（1、2又は3と同視しうる関係があると認められる場合）

① 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社等

② 社員が他の会社等の事務や営業にかかわっており入札の適正さが阻害されると認められる会社等

③ 組合とその構成員

④ 共同企業体とその構成員

⑤ その他入札の適正さが阻害されると認められる会社等

なお、上記に該当するものがない場合は、該当がない旨の誓約として提出すること。

また、虚偽の申告を行ったものは指名停止措置を行うことがあるので、注意すること。

ウ 入札公告に記載した設計業務の受託者又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係がある建設業者は入札に参加できない。

エ この書類を提出したことにより、イのいずれかに該当することが判明した場合、関係のある者が同一の入札に参加したときは、これらの者が行った入札を全て無効とする。ただし、1共同企業体を除いて他の共同企業体が入札を辞退した場合、残りの1共同企業体は入札に参加できる。

(6) 広島市税の納税証明書（写し）

「令和〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写しを添付すること。

（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

納税証明書の請求方法等については、「入札等に参加するための納税証明書について」（広島市のホームページに掲載）を参照すること。

なお、共同企業体の場合は、構成員全てについて添付すること。

※ 納税証明書の有効期限については次の例を参照のこと。

- ・ 資格確認申請書提出日が令和7年5月26日の場合 ⇒ 令和7年2月26日以降の証明年月日のもの

(7) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）の写しを添付すること。（電子納税証明書（XML形式）は不可。e-Taxを利用して電子納税証明書（PDF形式）が交付された場合には、交付された電子納税証明書をA4サイズに印刷して提出すること。）

（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないこと用）の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求すること。

納税証明書の請求方法等については、<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>を参照すること。

なお、共同企業体の場合は、構成員全てについて添付すること。

※ 納税証明書の有効期限については(6)の例を参照のこと。

(8) 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入及び保険料の未納がないことの証明書類等

共同企業体の場合は、構成員全てについて添付すること。

証明書類等の詳細については、広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札契約制度の概要」→「工事・建設コンサルタント業務」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

① 加入していることの確認

- ・ 各保険の加入状況を確認するためには、資格確認申請書提出日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを必要とするので、申請書等に必ず添付して提出すること。
- ・ 各保険の加入義務の有無に対する確認方法については、ホームページの「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。
- ・ なお、各保険への適用を受けない者については、「各保険の加入義務がないことの申立書」（社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等に参考様式として別添6あり）を提出すること。

② 未納がないことの確認

- ・ 直前2年間の保険料を対象（加入期間が2年に満たない場合は加入日から対象）とし、その期間未納がないことの証明書の写し（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）を提出すること。なお、労働保険（雇用保険）の証明書類において、全期納付した事業者が、有効期限の記載のある証明書を提出する場合には、当該有効期限まで有効とする。
- ・ 証明書によらない場合等その他の確認方法については、ホームページの「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。
- ・ なお、各保険料の納入に関する手続の詳細は、所轄する年金事務所や労働局等に問い合わせること。

※ 証明書の有効期限については(6)の例を参照のこと。

(9) 設計・製作体制調書（様式5）【入札公告において入札参加条件としている場合のみ必要】

入札公告において、本工事における当該設備の設計及び工程管理、検査・試験を自らが実施できる体制と能力を有することを入札参加条件としている場合に作成し、それを証明する次の資料を添付すること

ア 設計管理を自らが実施できる体制と能力

「設計管理」の能力とは、当該設備の設計仕様を満たすことを確実にするため、製品の設計を管理し、検証する手順を定め、実施することを自らの社員でもって行えることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- ・「設計管理」の体制を証明する資料としては、当該設備の設計管理部署の組織表等
- ・「設計管理」の能力を証明する資料としては、当該設備に該当するISO認証書の写し又は設計管理に関するマニュアルなど資料の写し等

イ 工程管理を自らが実施できる体制と能力

「工程管理」の能力とは、当該設備の製造、据付及び付帯事項の工程を明確に計画し、工程管理のもとで設備の稼動を確実にすることを自らの社員でもって行えることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- ・「工程管理」の体制を証明する資料としては、当該設備の工程管理部署の組織表等
- ・「工程管理」の能力を証明する資料としては、当該設備に該当するISO認証書の写し又は工程管理に関するマニュアルなど資料の写し等

ウ 検査・試験を自らが実施できる体制と能力

「検査・試験」の能力とは、当該設備に対する設計仕様が満たされていることを検証するために、検査・試験する手順を定め実施することを自らの社員でもって行えることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- ・「検査・試験」の体制を証明する資料としては、当該設備の検査・試験部署の組織表等
- ・「検査・試験」の能力を証明する資料としては、当該設備に該当するISO認証書の写し又は検査・試験に関するマニュアルなど資料の写し等

※ 各項目の体制が応札者の会社名と異なる場合は、その契約関係を示す書類を添付すること。

(10) 製作体制調書（様式5-1）【入札公告において入札参加条件としている場合のみ必要】

入札公告において、本工事における当該構造物の工程管理、検査・試験を自らが実施できる体制と能力を有することを入札参加条件としている場合に作成し、それを証明する次の資料を添付すること。

ア 工程管理を自らが実施できる体制と能力

「工程管理」の能力とは、当該構造物の製造、架設及び付帯事項の工程を明確に計画し、工程管理のもとで構造物の完成を確実にすることを自らの社員でもって行えることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- ・「工程管理」の体制を証明する資料としては、当該構造物の工程管理部署の組織表等
- ・「工程管理」の能力を証明する資料としては、当該構造物に該当するISO認証書の写し又は工程管理に関するマニュアルなど資料の写し等

イ 検査・試験を自らが実施できる体制と能力

「検査・試験」の能力とは、当該構造物に対する設計仕様が満たされていることを検証するために、検査・試験する手順を定め実施することを自らの社員でもって行えることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- ・「検査・試験」の体制を証明する資料としては、当該構造物の検査・試験部署の組織表等
- ・「検査・試験」の能力を証明する資料としては、当該構造物に該当するISO認証書の写し又は検査・試験に関するマニュアルなど資料の写し等

※ 各項目の体制が応札者の会社名と異なる場合は、その契約関係を示す書類を添付すること。

(11) 技術的支援体制調書（様式6）【入札公告において入札参加条件としている場合のみ必要】

入札公告において、本工事における当該設備引渡し後の障害時の支援体制、補修部品の供給体制及び発注者からの技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制を確保していることを入札参加条件としている場合に作成し、それを証明する次の資料を添付すること。

ア 障害時の支援体制

「障害時の支援体制」の確保とは、当該設備引渡し後において運転不具合等の障害時に運転復旧等させることを確実にするため支援体制を自らの社員でもって確保していることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- ・「障害時の支援体制」の確保を証明する資料としては、当該設備の支援担当部署の組織表等

イ 補修部品の供給体制

「補修部品の供給体制」の確保とは、当該設備引渡し後において補修部品が必要となった場合の部品供給を確実にするため供給体制を自らの社員でもって確保していることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

こと。

- ・「補修部品の供給体制」の確保を証明する資料としては、当該設備の補修部品供給担当部署の組織表等

ウ 技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制

「技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制」の確保とは、当該設備引渡し後において技術的内容についての問い合わせ等への対応を確実にするため対応体制を自らの社員でもって確保していることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- ・「技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制」の確保を証明する資料としては、当該設備の技術的内容についての問い合わせ等担当部署の組織表等

※ 各項目の体制が応札者の会社名と異なる場合は、その契約関係を示す書類を添付すること。

(12) ダウンロード確認票

広島市の競争入札参加資格を有する者が設計図等をダウンロードする際、調達情報公開システムから発行される「ダウンロード確認票」を添付すること。

(共同企業体の全ての構成員がダウンロード確認票を提出する必要はない。共同企業体でも一構成員でもかまわない。) (詳細は3の(3)を参照。)

(13) その他必要となる添付書類

その他入札公告等で必要とされた書類を添付すること。

5 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等の作成

次により、入札公告に記載した工事に係る共同企業体を結成し、共同企業体競争入札参加資格審査申請書（様式7）、委任状（様式8）、共同企業体協定書（様式9）、承諾書（様式10）及び委任状（各構成員用（必要な場合のみ。））（様式11）（以下「共同企業体申請書等」という。）を作成（袋綴じ）の上、必要部数作成すること。

- | | | |
|--------|--------------------|------------------------|
| 【作成部数】 | ・共同企業体の構成員の数が2者の場合 | 3部（広島市提出用1部、各構成員保管用2部） |
| | ・共同企業体の構成員の数が3者の場合 | 4部（広島市提出用1部、各構成員保管用3部） |

なお、共同企業体の各構成員は、共同企業体申請書等の袋綴じ部分に割印を、また、委任状（様式8）及び共同企業体協定書（様式9）のページに捺印をそれぞれ押印すること。

(1) 共同企業体の結成方法

自主結成方式とする。構成員の数は入札公告に記載したとおり。

(2) 共同企業体の協定方式

建設工事共同企業体協定書による共同施工方式とする。

(3) 共同企業体の出資割合

ア 1者当たりの出資割合は入札公告に記載したとおり。

イ 代表者の出資割合は他の構成員の出資割合を下回らないこと。また、3者の共同企業体にあっては、上位構成員の出資割合は下位構成員の出資割合を下回らないこと。

(4) 注意事項

ア 代表者の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の該当工種に係る総合評定値は、他の構成員の同総合評定値を下回らないこと。

イ 共同企業体の名称はできるだけ簡略化すること。

(例) 構成員が「(株)○○建設」と「(株)△△組」の場合

(共同企業体の名称) 「○○・△△建設工事共同企業体」(28文字以内とすること)

※ 構成員の数が3者の場合もこれに準じた名称とすること。

ウ 同一者が2以上の共同企業体の構成員として入札参加できない。

エ 共同企業体は共同企業体申請書等の提出日までに成立していかなければならないので、各様式の作成年月日（様式9の第4条中、共同企業体成立年月日も含む。）は、入札公告の日以後で共同企業体申請書等の提出日までのなるべく早い日とすること。

6 一般競争入札参加資格確認申請書等及び共同企業体競争入札参加資格審査申請書等の提出

入札参加する者は、入札公告に記載したとおり一般競争入札参加資格確認申請書（様式1、様式1の2、様式1の3）及び添付書類（以下「申請書等」という。）を契約担当課に提出すること。なお、受付時に受付済みの控えを交付するので、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1、様式1の2、様式1の3のみ）の写しを併せて持参すること。

令和3年9月から押印を廃止したことにより、申請書等の提出時に本市職員が提出者の本人確認等を行うため、窓口で提出者の本人確認書類等（本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）及び使用者の身分（勤め先等）が分かるもの）を提示すること。なお、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に押印し、提出した場合については、本人確認等は行わず受理する。

[添付書類]

- ・参加資格確認申請受付票（電子入札システムによる入札を行う者のみ。）
- ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）

- ・施工実績調書（様式2）及びその確認資料
- ・配置予定技術者調書（様式3-1）及びその確認資料
- ・実務経歴書（様式3-2）（実務経験による技術者の場合に必要）
- ・資本的関係・人的関係調書（様式4）
- ・設計・製作体制調書（様式5）
- ・製作体制調書（様式5-1）
- ・技術的支援体制調書（様式6）
- ・広島市税の納税証明書（写し）
- ・消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）
- ・社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入及び保険料の未納がないことの証明書類等
- ・ダウンロード確認票（広島市の競争入札参加資格を有する者）
また、共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び添付書類（様式7～11）（以下「共同企業体申請書等」という。）を申請書等に併せて提出すること。
※ 様式11は必要に応じて提出すること。
※ 共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び添付書類（様式7～11）については共同企業体申請書等の袋綴じ部分に割印を、また、委任状（様式9）及び共同企業体協定書（様式10）のページに捨印をそれぞれ押印すること。

契約担当課では、提出のあった申請書等について、記載漏れ等について簡単に確認し受理するが、後日書類を精査し所定の手続を経た後、入札参加資格確認の有無を審査するので、申請書等の提出が完了したことをもって入札参加資格を有していることの確認を保証するものではない。

また、共同企業体が申請書等及び共同企業体申請書等の提出後、共同企業体の構成員の一部について、会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に定める措置要件の対象になる等やむを得ない理由により共同企業体を脱退することとなった場合、脱退する構成員以外の構成員は、入札公告に記載した期限にかかわらず、代わる構成員を補充、又は脱退する構成員を除外して新たに共同企業体を結成した上で、改めて申請書等及び共同企業体申請書等を提出することができる。

この場合の申請書等及び共同企業体申請書等の提出期限は、入札公告に記載したとおり一般競争入札参加資格確認通知書の通知予定日の前日までとし、改めて申請書等及び共同企業体申請書等が提出された場合は、現に提出されている申請書等及び共同企業体申請書等は無効とする。

なお、改めて提出された申請書等及び共同企業体申請書等に対する一般競争入札参加資格確認通知書は、入札公告に記載した入札日までに行うこととする。

7 一般競争入札参加資格の確認結果及び入札結果の通知

入札公告に記載したとおり。

なお、電子入札システムで競争参加資格確認申請書に必要事項を入力して送信し、「参加資格確認申請受付票」の画面を印刷したものを申請書等に添付して提出した者には電子入札システムにより、電子入札システムを利用できない者にはファックスにより通知する。

8 入札（開札）日時及び場所

入札公告に記載したとおり。

9 入札の方法

(1) 電子入札システムによる入札

電子入札システムで競争参加資格確認申請書を送信した者は、電子入札システムにより入札を行うこと。

共同企業体で入札参加する者にあっては、代表者に交付された共同企業体登録番号（業者番号）を用いて、代表者が電子入札システムを利用して入札書等の送付を行うこと。

電子入札システムを利用した者の入札書等は、入札公告に記載したとおり送付すること。

なお、アの工事費内訳書については、3MB（メガバイト）以下の容量となる場合は、入札書に添付すること。

3MBを超えた時は、入札公告に記載したとおり入札書を送付できる期間内に契約担当課へ持参すること。また、電子入札から紙入札への移行については、イによる。

ア 工事費内訳書

工事費内訳書は、他の入札参加者に知られないように自ら積算し、入札書に記載した入札金額に対応した（金額が一致している）ものを入札書に添付して送付すること。ただし、再度の入札を行った場合は保留通知書に基づき、所定の期限までに入札公告に記載された工事担当課に提出すること。

また、最低入札価格提示者の工事費内訳書が「工事費内訳書作成要領」の別記の無効事由に該当するときは、その入札を無効とする。（特に、工事費内訳書の工事費合計金額（工事価格（税抜））が入札書記載金額と異なるこ

とにより無効となる案件が見受けられるので注意すること。)

なお、作成名義は共同企業体の代表者とすること。

作成方法は「工事費内訳書作成要領」による（広島市のホームページに掲載）。

入札書に添付する工事費内訳書は、広島市電子入札システム運用基準に基づいたアプリケーション（マイクロソフト社のWord若しくはExcel又はアドビシステムズ社のacrobat（PDF作成ツール）で作成し、3メガバイト（MB）以下の容量とすること（LZH又はZIP形式に限り圧縮することを認める。）。

なお、ファイル名は「〇〇〇共同企業体 〇〇〇工事 工事費内訳書」とすること。 3MBを超える場合は「※ 持参の場合の提出方法」により持参すること。

また、3MBを超える場合は、工事費内訳書を持参により提出する旨を記載した文書（マイクロソフト社のWord若しくはExcel又はアドビシステムズ社のacrobat（PDF作成ツール）で作成したもの）を添付して入札書を送付すること（何か添付しないと入札書は送付できない。）。

※ 総額失格基準を適用するときの工事費構成については、「低入札価格調査マニュアル」による。

※ 持参の場合の提出方法

記名したアの工事費内訳書を封筒に入れ、封筒の表に「〇〇〇〇〇工事に係る工事費内訳書在中」と朱書きの上、共同企業体の名称及び代表者の商号又は名称を明記し、「〆」などで封字をし、入札書送付期間内に入札公告に記載する担当部局（契約担当課）へ持参すること。

イ 電子入札から紙入札への移行

電子入札から紙入札への移行については、やむを得ないと認められる場合のみ認めがあることがある。

広島市のホームページから「電子入札から紙入札への変更届」をダウンロードし、入札書の受付期間内に、契約担当課へ持参すること（やむを得ないと認められない場合、移行を認めないので注意すること。）。

なお、紙入札を行う場合は、本市所定の様式（広島市のホームページからダウンロード）の入札書（記名及び押印すべき印鑑（届出した使用印）を押印したもの。外国人にあって記名押印に代えて署名することとしている場合はその署名をしたものとする。以下同じ。）を使用し、封筒（長形3号又は長形4号）に入れ、封筒の表に「〇〇〇〇〇工事に係る入札書在中」及び共同企業体の名称及び代表者の商号又は名称を明記し、「〆」などで封字をした上、さらに封筒（角2号等）に記名した工事費内訳書とともに封入し、「〇〇〇〇〇工事に係る入札書等在中」と朱書きの上、共同企業体の名称及び代表者の商号又は名称を明記し、「〆」などで封字をし、入札書送付期間内に契約担当課へ持参すること（別図1「入札書等の送付方法（WTO）」参照）。

※ やむを得ない理由とは、広島市電子入札運用基準第6条第1項に規定する事項に限る。

ウ その他

送付された入札書及び工事費内訳書の撤回又は差替えは一切認めない。また、送付期限後に提出したものは、無効とする。

※ これらの条件に違反する入札は無効とすることがあるので注意すること。また、工事費内訳書の提出のない入札は無効とする。

※ 電子と紙の両方で提出されたものは、無効とする（電子入札システムに紙様式の入札書を添付送信したものも含む。）。

※ 入札会場では時間の制約もあることから提出された工事費内訳書をその場ですべて詳細に確認（検算を含む。以下同じ。）することは物理的に不可能であるため、詳細については事後に確認することになるが、その結果、記載漏れや計算誤りなどがあり、無効事由に該当すると判断した場合は、当該入札を無効とする。

(2) 紙入札又は郵送による入札（電子入札システムで競争参加資格確認申請書を送信した者を除く。）

電子入札システムによる入札を行うことができない者が紙による入札を行う場合には、入札公告に記載した日時までに次のア及びイに掲げる書類を契約担当課へ持参し提出すること。

共同企業体の代表者が入札書等の提出を行うこと。

なお、郵送による入札を認めるが、この場合、次のア及びイに掲げる書類を配達証明付書留郵便により、入札公告に記載した日時までに契約担当課へ郵送（必着）すること（別図2「郵送による入札の方法（WTO）」参照）。

ア 入札書

入札書については、本市所定の様式（広島市のホームページからダウンロード）のものを使用し、封筒（長形3号又は長形4号）に入れ、封筒の表に「〇〇〇〇〇工事に係る入札書在中」及び共同企業体の名称及び代表者の商号又は名称を明記し、「〆」などで封字をした上、さらに封筒（角形2号等）に記名した工事費内訳書とともに封入し、「〇〇〇〇〇工事に係る入札書等在中」と朱書きの上、共同企業体の名称及び代表者の商号又は名称を明記し、「〆」などで封字をし、入札公告に記載した日時までに広島市財政局契約部工事契約課（本庁舎15階）に持参し提出すること。

イ 工事費内訳書

工事費内訳書は、他の入札参加者に知られないように自ら積算し、入札書に記載した入札金額に対応した（金額が一致している）ものを入札書に添付して送付すること。ただし、再度の入札を行った場合は保留通知書に基づき、所定の期限までに入札公告に記載された工事担当課に提出すること。

また、工事費内訳書が「工事費内訳書作成要領」の別記の無効事由に該当するときは、その入札を無効とする。（特に、共同企業体名称、代表者の会社名、工事名の記載漏れが見受けられるので注意すること。）

なお、作成名義は共同企業体の代表者とすること。

その他作成方法は「工事費内訳書作成要領」による（広島市のホームページに掲載）。

※ 総額失格基準を適用するときの工事費構成については、「低入札価格調査マニュアル」による。

ウ その他

送付された入札書及び工事費内訳書の撤回又は差替えは一切認めない。また、送付期限後に提出したものは、**無効**とする。

※ これらの条件に違反する入札は**無効**とすることがあるので注意すること。また、工事費内訳書の提出のない入札は**無効**とする。

※ 電子と紙の両方で提出されたものは、**無効**とする（電子入札システムに紙様式の入札書を添付送信したものも含む。）。

※ 入札会場では時間の制約もあることから提出された工事費内訳書をその場ですべて詳細に確認（検算を含む。以下同じ。）することは物理的に不可能であるため、詳細については事後に確認することになるが、その結果、記載漏れや計算誤りなどがあり、無効事由に該当すると判断した場合は、当該入札を**無効**とする。

10 低入札価格調査報告書(工事費内訳明細書を含む。以下同じ。)の作成及び提出(入札書送付時に添付しないでください。)

開札終了後、保留通知書を確認した後、最低入札価格提示者（電子入札システム又はファックスにより送信した保留通知書で、最低入札業者となった者。）となった場合又はくじ引の結果、順番が1番となった場合において、調査基準価格を下回る入札をしたことが明らかとなった場合は、低入札価格調査報告書を所定の期限までに工事担当課へ持参すること。（電話連絡はしない。）

なお、保留通知書を確認できなかった（見ていない）等により、所定の期限までに低入札価格調査報告書を提出しない者は当該入札を無効とする。

提出期限は、開札日（落札候補者決定の日）の翌日から起算して5日（広島市の休日を除く）後の午後5時まで
提出場所は、入札公告に記載した工事担当課へ持参すること。

ただし、契約担当課から別途指示のある場合は、その指示による。

また、最低入札価格提示者の工事費内訳書が無効である場合又は低入札価格調査により落札者としない場合等で、後日、次順位以降の調査基準価格を下回る価格で総額失格基準額以上の価格をもって入札をした入札参加者を低入札価格調査対象者とした場合は、当該調査対象者に対し低入札価格調査報告書の提出を求めるので、別途指示する限り低入札価格調査報告書を提出すること（所定の期限までに低入札価格調査報告書を提出しない者は当該入札を無効とする。）。

低入札価格調査報告書の作成方法は「低入札価格調査報告書作成要領」による（広島市のホームページに掲載）。

なお、低入札価格調査報告書の作成名義は、共同企業体での入札参加者にあっては代表者とすること。また、作成方法は「低入札価格調査報告書作成要領」による（広島市のホームページに掲載）。

11 入札保証金及び契約保証金

入札公告に記載したとおり。

契約日までに契約保証金の納付、金融機関の保証、保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結（以下「保証等」という。）に係る証書の提出をすること。

詳細は、3(1)の設計図等の中の「契約保証金の納付について」及び「変更契約に係る契約保証金の納付について」のとおり。

12 入札手続等

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札書記載金額

落札者の決定に当たっては、落札者が電子入札システムに入力した金額又は入札書に記載した金額に、当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

(3) 入札の無効

入札公告に示した入札参加条件を満たさない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札又は入札に関する諸条件（入札公告、入札説明書及び仕様書並びに諸法規等）に違反した入札は無効とする。

(4) 調査基準価格

設定する。

(5) 入札の回数

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、1回に限り、再度の入札を行う。この場合、電子入札システムにより再入札通知書を送付（初度の入札が紙入札の場合は、FAXにより再入札通知書を送付）し、原則と

して開札日の翌日（広島市の休日を除く。）を再度の入札の開札日とする。なお、郵送による入札があった場合は、再入札日を別途設定し再入札通知書で通知する。

なお、初度の入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は再度の入札に参加することができない。

また、再度入札を希望しない場合は、入札を辞退して差し支えないが、再度入札を辞退する者は、入札書受付期間内に電子入札システムで辞退届を提出すること。入札を辞退したことで不利益な取扱いは一切しない。

(6) 開札の立会い

開札への立会いは求めない。開札の立会いは、共同企業体ごとに構成員のいずれか1者につき1人を認める。

(7) 落札者の決定方法

入札公告に記載したとおり。

入札公告に記載した、「広島市建設工事等に係る事前確認型一般競争入札実施要領第9条第1項第1号の規定のいずれかに該当することとなったとき」とは、次のいずれかに該当するとき。

- ① 競争入札参加資格の取消し事由に該当することとなったとき。
- ② 本市の指名停止措置を受けることとなったとき。
- ③ 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- ④ 入札参加資格を満たさなくなったとき（広島市建設工事競争入札取扱要綱第28条第3号エの規定により選定できない者となった場合において、入札参加資格を有することの確認を受けているときを除く。）及び入札に関する条件に違反することとなったとき。

なお、総額失格基準額を下回る価格をもって入札をした者は失格とし、その者を落札者としない。

13 契約後の技術提案（契約後VE）一入札公告に記載がある場合のみ

契約締結後、受注者は、設計図等に定める工事の目的物の機能、性能等を低下（維持管理費等、完成後の経費の増加を含む。）させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図等の変更について、発注者に提案するものとする。提案を採用する場合には、工事請負契約の変更契約を締結する。

詳細は設計図等の中の「VE特約条項」による。

14 本件工事の施工内容に関する問合せ先

入札公告に記載したとおり。（工事担当課）

15 本件工事の入札手続等に関する問合せ先

担当部局（契約担当課）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部工事契約課（本庁舎15階）

電話 082-504-2280（ダイヤルイン）

16 競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

入札公告に掲げる広島市建設工事競争入札参加資格の認定を受けていない者も、入札公告に記載したとおり一般競争入札参加資格確認申請書等及び共同企業体競争入札参加資格審査申請書等を提出することができるが、本件入札に参加するためには、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて次のとおり提出し、開札の時までに当該競争入札参加資格の認定を受けていなければならない。

(1) 申請期間

入札公告に記載したとおり。

(2) 申請方法、提出場所及び問合せ先

ア 申請（入力）方法

インターネットを利用して広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「電子入札」→「広島市電子調達システムポータルサイト」→「1. 業者登録受付システム」の「資格審査申請や変更届などについて」→「業者登録受付システムへの入口」にアクセスし、申請入力画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、必要書類を添えて申請書類1部を提出すること。

イ 提出場所及び問合せ先

15の契約担当課と同じ。

(3) 必要書類

必要書類は、広島市のホームページのトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札・契約制度の概要」→「工事・建設コンサルタント業務」の「（手引・様式等）令和7・8年度建設工事及び建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請受付（新規・一斉更新）」をクリックし、「手引書（建設工事）」を参考に

すること。

(4) 提出方法

申請書及び添付書類は、(2)イの場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。

(5) 申請者の義務

申請者は、本市から申請書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 競争入札参加者の資格に関する公告

競争入札参加者の資格に関する公告(令和7年2月21日)は、広島市のホームページのトップページの「市政」→「広報」の「広島市報」→「令和7年(2025年)発行分」→「令和7年(2025年)2月発行分」→「調達号外(令和7年2月)」→「調達号外第760号」へ画面を開かせて、同サイト内で確認すること。

17 その他

- (1) 入札参加者は、広島市契約規則、広島市建設工事競争入札取扱要綱、広島市建設工事請負契約約款、広島市電子入札システム等利用規約、広島市電子入札運用基準及び設計図等その他契約条件に従い、入札すること。
- (2) 入札参加者は、関係法令を遵守すること。
- (3) 入札説明書及び設計図等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用しないこと。
- (4) 入札参加及び申請書等の作成等に要する費用は申請者(提出者)の負担とする。その他、入札参加者の行為により又は発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれていると認められ、入札を中止したときも、同様とする。また、提出された申請書等は返却しない。
- (5) 入札書等の到着確認の問い合わせには、一切応じない。
- (6) 提出された申請書等に虚偽の記載があった場合には、申請者(共同企業体の構成員)に対し、指名停止措置を行うことがある。
- (7) 申請書等の提出を行った者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札書の提出を行った後においては、当該工事の入札を辞退することはできない。
 - ① 電子入札システムで競争参加資格確認申請書を送信した者が入札を辞退する場合は、電子入札システムにより入札締切りの日時までに辞退届を提出すること。
なお、入札締切りの日時までに入札書の提出又は辞退届の提出をしなかった場合には、本市は、その者を「不参加」として取り扱い、その旨を入札結果で公表する。
 - ② 電子入札システムによる入札を行うことができない者が入札を辞退する場合は、本市所定の入札辞退届(広島市のホームページからダウンロード)を契約担当課に提出すること。
なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (8) 低入札価格調査の対象者と本市が契約を締結しないこととした場合のみ、落札の決定前にその者に対して、その旨を連絡する。
なお、低入札価格調査の対象者(開札時の最低価格提示者を除く。)及び調査の進捗状況についての問い合わせには、一切応じない。
- (9) 「政府調達に関する協定」(1994年4月15日マラケシュで作成)第20条に定める苦情申立ての手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保又は契約の解除を行うことができる。
- (10) 落札決定後、契約を締結することができなかったとき及び正当な理由なく契約締結をしなかったときは、競争入札参加資格を取り消す(3年間)。
また、契約予定金額に対する入札保証金相当額の損害賠償金(契約予定額の5パーセント)を請求する。
- (11) 議会の議決を要する場合は、落札者と仮契約を締結するものとし、広島市議会の議決後に本契約を締結する。(仮契約締結時に、受注者(受注者が共同企業体を結成している場合にあっては、共同企業体の構成員の全員)の法人の履歴事項全部証明書(写し可。各1部。発行(証明)年月日が落札決定日から3か月前の日以降のもの。)を提出する必要がある。)
ただし、仮契約締結後、本契約を締結するまでの間に、受注者(受注者が共同企業体を結成している場合にあっては、共同企業体の構成員の全員又は一の構成員)が次の場合には、本市は仮契約を解除することができる。
 - ① 受注者に著しく信義に反する行為があったことが明らかになったとき。
 - ② 受注者が共同企業体を結成している場合において、その構成員の脱退又は破産若しくは解散等により、本市が契約の履行が困難と認めたとき。
 なお、①又は②の場合に、仮契約を解除した場合においては、本市は受注者に対する一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- (12) 現場代理人を契約締結日(議会の議決を要する工事にあっては本契約の契約日、着手日選択期間を設定した工事にあっては実工事期間の始期(広島市の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期)。以下同じ。)から引渡しの日まで配置しなければならない。
現場代理人は契約締結日において雇用関係がある者としなければならない。
また、現場代理人は、本件工事現場に常駐させることができるものとし、契約締結日において、他の工事に主任技術

者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人等として配置されていないものとしなければならない。ただし、新たに配置しようとする工事と既に配置されている工事が別添「主任技術者等の兼務の条件について」の条件を満たす場合はこの限りでない。なお、出向者、派遣社員、営業所技術者等及び経営業務の管理責任者等は現場代理人になれない。

現場代理人と主任技術者、専任を要する監理技術者及び監理技術者補佐は兼ねることができる。また、現場代理人と請負金額が2,000万円以上の舗装工事の場合に配置する1級舗装施工管理技術者及び2級舗装施工管理技術者は兼ねることができる。

- (13) その他の条件等については、「建設工事の競争入札に参加しようとされる方へ」とおり。
- (14) 入札公告後において、入札公告・入札関係資料に誤記載などの誤りがあった場合は、入札中止、訂正公告又は入札関係資料の修正を行うことがある。開札後又は落札決定後においても、当該誤りにより、落札者の順位が変わることなど入札の公正性が損なわれていることが判明した場合は、入札を中止とし、落札者の決定の取消等を行う（この場合の費用の負担も(4)の場合と同様とする。）。契約締結後においても契約解除する場合がある。
また、落札決定に影響がない場合には、入札を中止することなく、入札手続を継続する。
これらの中止、訂正等の公告内容は、「広島市電子調達システムポータルサイト」内の調達情報公開システム（一般公開用）→「中止公告・訂正公告・入札関係資料の修正等を行った案件」に掲載するので入札前に必ず確認すること。
- (15) この入札説明書に記載した「工事費内訳書作成要領」、「低入札価格調査報告書作成要領」やその他提出すべきもの等については、広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「各種様式（入札・契約関係）」又は「関係規程」へ画面を開きダウンロードすること。
- (16) 電子入札運用基準及び電子入札システム等利用規約については、広島市のホームページのトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「電子入札」→「広島市電子調達システムポータルサイト」の「3.電子入札システム」→「電子入札システムへの入口」へ画面を開き、同サイト内で確認すること。
- (17) 広島市建設工事競争入札取扱要綱は、広島市のホームページのトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「関係規程」→「建設工事の競争入札に関する要綱等の一覧」→「（工事）入札の手續等に関すること」へ画面を開き、同サイト内で確認すること。

建設工事の競争入札に参加しようとされる方へ

広島市財政局契約部工事契約課
広島市都市整備局技術管理課

広島市が発注する建設工事の競争入札（以下「入札」といいます。）に参加しようとする方は、以下の事項をよく読み、間違いないようにしてください。

I 入札への参加

（工事契約課）

1 関係法令・規則・要綱等

入札は、「地方自治法」、「同法施行令」、「広島市契約規則」等の法令や「広島市建設工事競争入札取扱要綱」等の要綱・要領等の定めに従って行いますので、その内容をよく理解しておいてください（要綱・要領等は、広島市ホームページ「入札・契約情報」（アドレスは最後に掲載。以下「ホームページ」といいます。）で見ることができます。）。

例えば、刑法第96条の6（公契約関係競売入札妨害又は談合）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限等）の規定に違反する行為を行ってはなりません。

2 入札にあたっての基本的な留意事項

- 1 入札は、**予定価格が400万円を超えるものについて行います**（予定価格が400万円以下のものは随意契約により行います。）。（広島市契約規則第22条の2第1号）。また、入札を行うものは全てその都度、予定価格及び調査基準価格又は最低制限価格を設定し、予定価格及び調査基準価格又は最低制限価格（いずれも消費税及び地方消費税相当額を除いた額）を落札者の決定後において公表します。
- 2 次に掲げる事項を遵守して下さい。これに違反すると関係者について競争入札参加資格の取消（3年間）又は指名停止措置を行うことがあります。
 - (1) 「刑法」及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等の**関係法令を守り、公正な入札を行うこと。**
 - (2) 少なくとも入札が終了するまでは**入札に参加することを他の者に知らせないこと。**
本市では、適正な競争の促進を図る観点から、落札者を決定するまでは入札参加者名を公表していません。
 - (3) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の業者と**入札価格又は入札意思などについて、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めること。**
 - (4) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して**入札価格を意図的に開示しないこと。**
 - (5) 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格あるいはそれらの目安を知るために、職員に質問や確認を行ったり、威力や金銭を用いて聞き出すなどの働きかけをしないこと。
- 3 入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、**入札を公正に執行することができないと判断されるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期若しくは中止します。**
- 4 入札に当たって談合があったと認められる場合又は談合の疑いが払拭できない場合は、入札後といえども**入札の無効などの措置を行います。**
- 5 入札参加者は、本市が入札の内容について調査を行うときは、その調査に対し、誠実に協力しなければなりません。
- 6 入札公告後において、入札公告・入札関係資料に誤記載などの誤りがあった場合は、入札の中止、公告の訂正、入札の一時停止又は入札関係資料の修正を行うことがあります。開札後又は落札決定後においても、当該誤りにより、落札者の順位が変わるなど入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を中止とし、落札者の決定の取消等を行います。契約締結後においても契約解除する場合があります。

また、落札決定に影響がない場合には、入札を中止することなく、入札手続を継続します。

3 入札心得

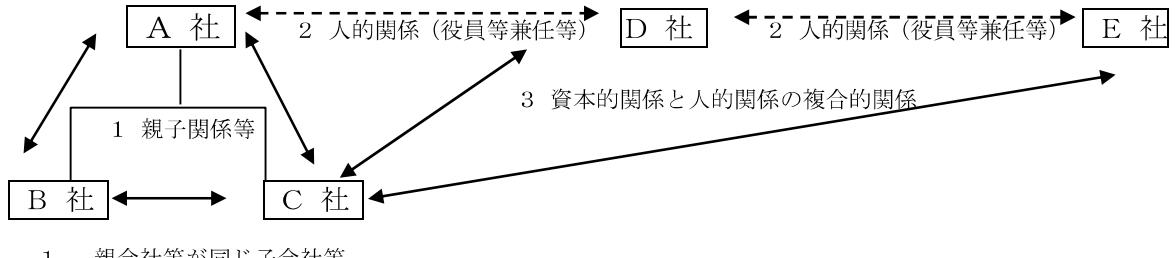
- 1 **資本的関係・人的関係調査**（様式はホームページから入手できます。）を作成して、定められた期限までに提出してください。この調査などにより、**一定の資本的関係又は人的関係等のある会社等が同一入札に参加していることが判明した場合、それらの会社はいずれも入札に参加することができません。**ただし、そのうちの1者を除いて他者が全て入

札執行前に入札を辞退した場合は、残りの1者は入札に参加できます。

なお、入札書送付後の入札辞退は認めませんので、一定の資本的関係又は人的関係等のある会社等の入札全てを無効とします。

また、入札公告に記載した設計業務の受託者又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係等のある者は入札に参加できません。

【同一入札への参加が制限される事例】



1 親会社等が同じ子会社等

- ※ 上記の関係がある場合、A、B、C、D及びE社は、いずれか1者のみの入札参加となります。
- ※ 個人事業主や組合等の法人の理事についても、他の会社等の役員等を兼任している場合、同一入札への参加が制限されます。また、組合とその構成員又は共同企業体とその構成員は同一入札への参加が制限されます。
- ※ 上記の1について、子会社等又は子会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法第2条第7項に規定する更生会社である場合は除きます。
- ※ 上記の2について、一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人を兼任している場合を除いて、会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法第2条第7項に規定する更生会社である場合は除きます。

- 2 一般競争入札の場合、設計図書等については、原則、広島市調達情報公開システムにおいて交付することとしています。これに伴い、開札の結果、**一般競争入札参加資格確認申請書の提出を求められた事業者は、この書類の1つとして「ダウンロード確認票」を定められた期限までに提出することとなります。「ダウンロード確認票」は、設計書・仕様書等をダウンロードする際、調達情報公開システムからプリントアウトし、なくさないよう保管しておいてください。**

※ ダウンロードするためには、「広島市調達情報公開システム（受注者用機能）」において、業者番号（5桁）及びパスワードを入力してログインする必要があります。

なお、**入札中止又は不調となった場合等に、同じ工事名で再公告を行う場合があります。再公告を行った場合、当初の公告と案件番号や開札日時等が異なることとなります。同じ工事名であっても別の公告に係るダウンロード確認票を提出された場合は書類の未提出により無効となりますのでご注意ください。**

また、一旦停止した案件については、入札手続の再開後のダウンロード確認票を添付してください。再開後のダウンロード確認票を添付していない場合は書類の未提出により無効となります。

ダウソロード確認票の提出は最低価格提示者から求めます。また、任意の入札において、開札時又は開札後に入札参加者から提出を求める場合があります。

- 3 設計書、仕様書、図面及び現場等並びに広島市契約規則その他の契約条件を熟知し、経費の内訳を明らかにした所定の**工事費内訳書**（様式及び作成要領はホームページから入手できます。）を作成して、**必ず電子入札システムを利用して入札書に添付して提出してください。工事費内訳書を提出されない場合その他工事費内訳書が無効事由に該当する場合、その入札は無効**としますのでご注意ください。また、本市設計書の全ての項目に対応した工事費積算書（後記する工事費内訳明細書より詳細な代価等までを含めた積算書で本市設計書の全てに対応しているもの。）も必ず作成してください。

なお、工事費積算書は、関係職員等が特に指示した場合は提出しなければなりません（入札執行後も含む。）。

- 4 入札に当たり不明な点がある場合は、入札前に関係職員の説明を受けてください。

- 5 **電子入札システムによる入札は、開札日の前日及び前々日（いずれも広島市の休日（広島市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前8時30分から午後5時（ただし、最終日は午後4時）まで**です。

- 6 電子入札から紙入札に変更（広島市電子入札運用基準に基づき、やむを得ないと認められる場合に限る。）した場合、次の事項に注意してください。

- (1) **代理人の印鑑で入札する場合は、入札書とともに委任状**（様式はホームページから入手できます。）を提出してください。

- (2) 入札参加者及びその代理人は、当該入札において他の入札参加者の代理をすることはできません。

- (3) 入札書は、**本市所定の様式**（ホームページから入手できます。）**を使用し、封筒**（長形3号が望ましい。）**に入れて提出してください。**

なお、封筒には工事名及び入札者の商号又は名称を記載し、「〆」などで封字してください。

- (4) **工事費内訳書（記名したもの）を必ず提出してください（提出方法は入札説明書のとおり）。**

- 7 最低入札価格が調査基準価格を下回る入札であった場合、落札決定を保留し、最低入札価格提示者に開札日（又は落札候補者決定の日）の翌日から起算して5日（広島市の休日を除く。）後の午後5時までに**低入札価格調査報告書**（所定の様式は、ホームページから入手できます。）**の提出を求め、低入札価格調査を実施します**（最低入札価格提示者以外の方は、契約担当課の指示に従ってください。）。

なお、**低入札価格調査報告書には、工事費内訳明細書（第4段階のレベルまで）を添付しなければなりません。**工事費内訳明細書を提出されない場合その他工事費内訳明細書が無効事由に該当する場合、**その入札は無効とします**のでご注意ください。

低入札価格調査において、「低入札価格調査マニュアル」の「5 適正な履行確保の基準」に定める基準を満たさないときは、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして落札者としないので、ご注意ください（低入札価格調査マニュアルはホームページから入手できます。）。

8 次のいずれかに該当する入札は無効となります。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格を有しないものが入札したもの
 - (2) 工事費内訳書に記名がないものや工事費合計金額が入札書記載金額と異なるもの等「工事費内訳書作成要領」の無効事由に該当したもの
 - (3) 一の入札に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出されたもの（電子と紙（紙様式の入札書を電子入札システムで添付送信されたものを含む。）の両方で提出されたものを含む。）
 - (4) 明らかに連合による入札と認められるもの
 - (5) 明らかに錯誤による入札と認められるもの
 - (6) その他入札に関する条件に違反したもの
紙入札の場合は、次のいずれかに該当する入札も無効となります。
 - (7) 入札書に記名押印がないもの
 - (8) 入札書の記入文字が明確でないもの
 - (9) 委任状を提出しない代理人が入札したもの
 - (10) 入札金額を訂正したもの
 - (11) 入札書の工事名の異なるもの
- なお、次のいずれかに該当する入札は失格とします。
- (1) 調査基準価格が設定されている案件にあっては、入札金額が総額失格基準額を下回る入札
 - (2) 最低制限価格が設定されている案件にあっては、入札金額が最低制限価格を下回る入札

9 初度の競争入札において予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合（最低制限価格を設定した案件にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がない場合）、**1回に限り再度の入札を行います**。この場合、初度の入札の入札参加者（無効の入札をした者を除く。）に対し、電子入札システムにより再入札通知書を送付し、原則として開札日の翌日（広島市の休日を除く。）を再度の入札の開札日とします（初回が紙入札の場合は、FAXにより再入札通知書を送付します。）。

再入札通知書を受けた者で、再度の入札を希望しない者は、これを辞退することができます。辞退する場合は、入札書受付期間内に電子入札システムで辞退届を提出してください。なお、入札を辞退したことによる不利益な取扱いは一切行いません。**再入札の工事費内訳書は、一般競争入札参加資格確認申請書等の提出時に提出してください。**

10 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、原則として、開札日の翌日に本市が設定する時間及び場所において、該当者がくじを引く方法によるくじ引を行い、競争入札参加資格の確認を行う者の順番又は落札者を決定します。万一、くじを引くべき者がくじを欠席したとき又はくじを引かないときは、入札事務に関係のない本市の職員がその者に代わってくじを引きます。

ただし、入札公告等において電子くじ対象案件とした最低制限価格が設定されている工事（単価契約によるもの等を除く。）の場合は、直ちに電子入札システムの電子くじ機能（以下「電子くじ」という。）によるくじ引により競争入札参加資格の確認を行う者の順番等を決定します（電子くじによるくじ引が困難な場合は、原則として翌日に入札参加者がくじを引く方法によるくじ引を行います。）。

※ 電子くじによるくじ引の場合は、該当者が来庁する必要はありません。

11 入札書を送付した後は入札を辞退することはできません。入札後資格確認型一般競争入札以外の場合であって、入札書送付前に入札を辞退する場合は、次に掲げるところにより辞退する旨を申し出てください。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

(1) 指名競争入札の場合

ア 電子入札システムで入札に参加する者

入札書受付期間内に同システムで辞退届を提出してください。

イ 紙入札で入札に参加する者

入札書受付期間の最終日までに所定の入札辞退届（様式はホームページから入手できます。）を工事担当課に持参、郵送（期限内必着）、メール又はFAXにより提出してください。

(2) 隨意契約の場合

見積合わせ執行前に辞退する場合は、所定の見積辞退届（様式はホームページから入手できます。）を入札担当課に持参、郵送（見積日の前日（広島市の休日を除く。）必着）、メール又はFAXにより提出してください。

見積合わせ執行中に辞退する場合は、見積書の金額欄に辞退の旨を明記し、入札執行職員に直接提出してください。

万一、見積時刻に間に合わない場合は、見積に参加しなかった者として扱うことがあります、この場合であっても必ず入札担当課に電話で連絡しなければなりません。**無断で見積に参加しなかった者については、指名停止措置を行います。**

12 入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合は、入札書及び工事費内訳書、工事費内訳明細書又は工事費積算書を必要に応じ公正取引委員会等に提出する場合があります。

※ 電子入札システムを利用して入札に参加する場合は、入札書に工事費内訳書を添付して送付していただきますが、作成について市が指定したアプリケーション（マイクロソフト社のWord若しくはExcel又はアドビシステムズ社のacrobat（PDF作成ツール））で行ってください。

添付する容量は3メガバイト（MB）以下としてください。

なお、LZH又はZIP形式に限り圧縮することを認めます。

II 契約の締結

(工事契約課)

1 契約書の交付

入札の結果、契約の相手方となった方には、契約書をその**工事を発注する課**（以下「工事担当課」といいます。）において手渡しますので、指示する日時までに（落札決定後、工事担当課の職員が指示します。）工事担当課へお越しください。

なお、落札者となった者が消費税等に係る免税事業者の場合は、契約書の請負代金額について、消費税等相当額のうち書きを行わないため、落札者は直ちに「免税事業者届出書」（様式はホームページから入手できます。）を契約担当課へ提出してください。

2 契約の締結日

契約の締結日は、原則として落札決定（見積）日の2日後（広島市の休日は日数に数えません。）となります。やむを得ない事情がある場合は契約担当課にご相談ください。ただし、この場合にあっても落札決定（見積）日から5日（広島市の休日も日数に数えます。）以内に契約を締結する必要があります。なお、5日目が広島市の休日の場合は、その日以後の平日までとなります。契約の相手方となった方にはあらためて**契約締結日及び請負金額をお知らせしますので、必ずご確認ください。**

3 契約書を受け取る際に必要な書類

契約を締結しようとする工事の内容が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条にいう「対象建設工事」に該当するときは、設計図書等の配付資料（以下「配付資料」といいます。）の中の「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に定める事項」（以下「13条書面」といいます。）に必要事項を記入した上、**落札決定日の翌日**（その日が広島市の休日のときは、その日以後の平日となります。）までに、**工事担当課へ提出**してください。

この13条書面の内容は契約書の一部となります。

※ 「対象建設工事」及び「13条書面」の内容については、配付資料の中の『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に定める事項等の記入方法等について」』をご覧ください。

なお、13条書面を期限までに提出されない限り契約を締結することはできません。

4 契約保証金

契約を締結する際には、**契約保証金**（請負代金額の10分の1以上。以下同じ。）を契約締結の日までに納付していただくことにしています。（契約金額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときを除きます。）

ただし、利付国債又は広島市債の提供並びに金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します（契約保証金（現金）と保険等の併用はできません。）。

金融機関の保証、保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結（以下「保証等」といいます。）に当たっては、事前に取扱機関の審査を必要としますので必ず事前に取扱機関にご相談ください。

なお、契約締結日までに契約保証金の納付又は保証等に係る証書の提出をされない限り、契約を締結することができません。**また、保証等については、破産管財人等による契約解除の場合も保証するものであることが必要です。**

契約時の契約保証金について、詳しくは「**契約保証金の納付について**」をご覧ください。

契約金額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときは契約保証金を免除します。ただし、変更契約により変更後の契約金額が100万円以上となる場合には、変更契約締結の日までに、変更後の契約金額の10分の1以上の契約保証金（現金）の納付が必要となります。

変更契約に係る契約保証金について、詳しくは「**変更契約に係る契約保証金の納付について**」をご覧ください。

5 落札者が契約を締結できなかった場合及び契約を締結しない場合

落札者が決定した後、正当な理由なく契約締結をしなかったときは、競争入札参加資格を取り消します（3年間）。また、契約予定金額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定額の5パーセント）を請求します。

III 施工の体制

(技術管理課)

1 現場代理人・技術者の適正な配置

- 1 工程管理、品質管理及び安全管理等に漏れのないよう、工事の内容に応じた適切な資格及び技術力等を有し、恒常的かつ直接的な雇用関係のある現場代理人及び技術者を適正に配置してください。

なお、出向者（国土交通大臣の認定を受けた企業集團に属する親会社からの出向者を除く。）や派遣社員は現場代理人及び工事の現場に配置する技術者になれません。

契約書に定めるところに従い現場代理人及び技術者の届出をされる際は、雇用関係を確認することができる書類の写し、技術者の資格を証する書類（技術検定合格証明書の写し、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証等の写し、実務経験書等）を添付してください。

また、現場代理人及び技術者の届出時及び工事検査時には、本人の確認ができる書類（顔写真付きの監理技術者資格者証、運転免許証等）の原本及び雇用関係の確認ができる証明書類の原本の提示をお願いします。

- 2 一般競争入札により契約を締結する工事の場合、当該工事の入札参加資格確認申請時に提出した配置予定技術者調書に記載した技術者を配置してください。

なお、契約締結日までの配置予定技術者の変更は、入札公告で示した条件を満たす場合に限り認めます（総合評価落札方式を適用する一般競争入札においては、病気、退社等本市がやむを得ない理由があると認める場合でなければ提出した配置予定技術者の変更は認めません。）。

- 3 配置する現場代理人及び技術者は、契約締結日（着手日選択期間を設定した工事にあっては実工事期間の始期（広島市の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期））から引渡しの日まで配置してください。なお、技術者については、病気・退社等本市がやむを得ない理由があると認める場合以外は途中交代できません。

- 4 配置する技術者の恒常的な雇用関係としては、専任を要しない主任（監理）技術者の場合は、**開札日の前日以前に雇用関係**があること、また、専任を要する主任（監理）技術者、専任特例により兼務する主任（監理）技術者（建設業法第26条第3項第1号又は第2号に規定される主任（監理）技術者をいう。）及び同法第26条第3項第2号に規定される監理技術者の行うべき同法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の場合は、**開札日以前に3か月以上の雇用期間**があることが必要です。

また、**現場代理人**については、**契約締結日（着手日選択期間を設定した工事にあっては実工事期間の始期（広島市の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期））において雇用関係**があることが必要です。

- 5 雇用関係及び本人の確認の詳細については、別添の「**現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐の雇用関係及び本人確認について**」を参照してください。

- 6 営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。以下同じ。）及び経営業務の管理責任者等は、現場代理人及び請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合9,000万円）以上となる工事の主任（監理）技術者及び監理技術者補佐にはなれません。ただし、営業所技術者等について、下記10(4)①に掲げる要件を満たす場合は、この限りではありません。

- 7 主任技術者に出向社員を充てることが例外的に認められる場合は、請け負った工事の一部を当該技術者の出向元の建設業者に下請させることはできません。

- 8 建設業法の規定により下請契約の額（下請契約が2以上あるときは、下請代金の総額）が5,000万円（建築一式工事の場合8,000万円）以上となる工事には、**監理技術者資格者証の交付を受けている者を監理技術者として現場に配置**しなければなりません。入札公告及び特記仕様書にて監理技術者補佐の配置による監理技術者の兼務の特例（以下「専任特例2号」という。）が認められている工事において、監理技術者が専任特例2号により他工事と兼務（2件まで）する場合は、それぞれの工事現場に監理技術者補佐を専任で配置しなければなりません。

- 9 現場代理人は**原則として**工事現場に常駐しなければなりません。「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、**作業期間中、常に工事現場に滞在**していることを指します。ただし、下記10(1)に該当し、現場代理人の兼務を認められた工事については、現場代理人の「常駐」を免除されます。また、現場代理人の配置については技術者と同様の扱いとし、現場施工に着手するまでの期間や工事を全面的に一時中止している期間、工場製作のみが行われている期間等は、常駐を要しない期間とします。

- 10 主任技術者、現場代理人及び監理技術者については、一定の条件を満たした場合に兼務することができることとしています。詳細については、入札公告、入札説明書及び特記仕様書を確認してください。

(1) 主任技術者及び現場代理人の兼務制限

① 兼務の条件

主任技術者及び現場代理人の兼務の制限については次表のとおりであり、新たに配置しようとする工事と既に配置されている全ての工事が以下の条件を満たす場合に限り、兼務を認めます。

兼務件数は、下請で配置される工事も含め、最終的に配置される全ての工事（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事を1件とします。（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も1件とします。））の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要するものとします。

【兼務制限一覧表】

() 内の金額は、建築一式工事の場合

工事金額(税込)	主任技術者		現場代理人	
以上 未満	基本条件	緩和	基本条件	緩和
[設計金額] 1 億円	兼務不可	災害復旧工事を含む場合は、密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔(直線距離)が25km以内の公共工事に限り5件以下 ※その他兼務要件(※2)を満たすこと ※本市の区域内に限定しない ※単価契約の工事も兼務可(※3)	兼務不可	災害復旧工事を含む場合は、密接な関係(※1)があり、相互の間隔(直線距離)が10km以内で、本市の区域内の公共工事に限り2件以下 ※その他兼務要件(※2)を満たすこと ※本市の区域内に限定しない ※単価契約の工事は兼務不可
	5件以下 ※公共工事以外の工事も含む ※本市の区域外の工事も含む ※単価契約の工事も兼務可	請負金額 4,500 万円未満(9,000 万円未満)の 災害復旧工事 に係る主任技術者等は兼務件数にカウントしない ※本市の区域内に限定しない ※単価契約の工事も兼務可	本市の区域内の公共工事に限り 5件以下 ※その他兼務要件(※2)(ア)、(イ)を満たすこと ※単価契約の工事は兼務不可	請負金額 4,500 万円未満(9,000 万円未満)の 災害復旧工事 に係る主任技術者等は兼務件数にカウントしない ※本市の区域内に限定しない ※単価契約の工事にも適用(兼務可)
[請負金額] 4,500 万円 (9,000 万円)	2件以下 ※その他の工事も含む ※本市の区域外の工事も含む ※単価契約の工事も兼務可	災害復旧工事を含む場合は、密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔(直線距離)が10km以内で、本市の区域内の公共工事に限り2件以下 ※その他兼務要件(※2)を満たすこと ※本市の区域内に限定しない ※単価契約の工事も兼務可(※3)	2件以下 ※その他兼務要件(※2)を満たすこと ※本市の区域内に限定しない ※単価契約の工事は兼務不可	災害復旧工事を含む場合は、密接な関係(※1)があり、相互の間隔(直線距離)が10km以内で、本市の区域内の公共工事に限り2件以下 ※その他兼務要件(※2)を満たすこと ※本市の区域内に限定しない ※単価契約の工事は兼務不可

※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事をいう。

※2 その他兼務要件

- (ア) 工事現場不在時の連絡体制が確保されていること。
- (イ) 既に契約している工事の発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面の写しを提出できること。(本市発注工事を除く)
- (ウ) 主任技術者にあっては、兼務の申請にあたり、下請けの予定(下請代金等)を明らかにすること。
- (エ) 現場代理人にあっては、監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができるこ。

※3 単価契約の工事における工事箇所の間隔の取扱いは、単価契約の施工区域の全部または一部が含まれる場合、または施工区域の外縁から最も近い箇所から規定の距離以内の場合は、距離要件を満たすものとする。

【災害復旧工事の対象】

災害復旧事業(国庫補助事業に限定せず、類する単独事業も含む。)による工事(緊急工事等施行依頼書による工事も含む。)

<対象事業の例示>

- | | |
|--------------------------------|-----------------|
| ア 公共土木施設の災害復旧事業(改良復旧を含む。) | イ 公立学校施設の災害復旧事業 |
| ウ 公営住宅等の災害復旧事業 | エ 堆積土砂の排除事業 |
| オ 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業(改良復旧を含む。) | |

② 兼務を希望する場合の手続(請負代金額が100万円未満の工事を除く。)

工事担当課が提出された書類を確認・受理することで兼務は可能となります。

ア 提出書類

様式「兼務ー1」を次の事項に従い記載等をしたうえで、当該主任技術者、現場代理人を新たに配置することを希望している工事の工事担当課に提出してください。

- ・ 一般競争入札にあっては新たに設置しようとする工事の主任技術者、指名競争入札にあっては新たに設置しようとする工事の主任技術者又は現場代理人について、既に配置されている工事がある場合に提出が必要となります。
- ・ 該当する者が兼務する全ての工事を記載してください。(兼務件数にカウントしない災害復旧工事についても記載してください。)
- ・ 兼務する全ての工事(様式「兼務ー1」に記載の全ての工事)のうち、1件でも請負金額が4,500万円以上(建築一式工事にあっては9,000万円以上)の工事がある場合には、発注者が異なる工事(発注者が本市でない工事)について、発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面(様式「兼務ー3」)の写しを添付してください。なお、発注者が異なる工事に下請けで配置されている場合は、発注者の承認は不要です。

イ 提出期限

	主任技術者	現場代理人
一般競争入札	原則、開札日（積算疑義申立に係る手続を試行する対象工事にあっては一般競争入札参加資格確認申請書の提出を求める旨の通知をする日）の翌々日（広島市の休日を除く。）の午後5時まで。	契約の締結日（着手日選択期間を設定した工事にあっては実工事期間の始期（広島市の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期））から7日以内。 「現場代理人・主任（監理）技術者届」と合わせて提出してください。
指名競争入札 随意契約	契約の締結日（着手日選択期間を設定した工事にあっては実工事期間の始期（広島市の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期））から7日以内。 「現場代理人・主任（監理）技術者届」と合わせて提出してください。	

(2) 監理技術者補佐の配置による監理技術者の兼務の特例（専任特例2号）

専任義務がある監理技術者についても、建設業法第26条第3項第2号に定める監理技術者においては、当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）をそれぞれの工事現場に専任で置くときは、元請に限り2件（民間工事を含む）まで兼務することができます。この場合の本市の取扱いについては次のとおりです。

なお、本市発注の工事のうち、専任特例2号による兼務が可能な工事については、特記仕様書に兼務可能であることを明記しています。

① 専任特例2号による兼務の取扱い

ア 兼務対象工事

設計金額（税込）*が3億円未満の工事を対象とします。ただし、営繕工事（建物の新築や改修に伴う設備工事を含む）にあっては、2億円未満を対象とします。

*発注者が本市でない工事については、「設計金額（税込）」を「請負金額（税込）」と読み替える。

イ 兼務対象工事の要件

- 監理技術者が専任特例2号により兼務できる範囲は、工事相互の間隔（直線距離）が10km以内であること（本市の区域内に限定しない）が必要です。
- 単価契約の工事同士は兼務できません。

ウ 兼務する場合の体制

- 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければなりません。
- 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であることが必要です。
- 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにしてください。

② 監理技術者補佐になり得る者の要件

監理技術者補佐は、次のいずれかに該当する者としてください。

ア 建設業法施行令第29条第1号に掲げる者

建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者（主任技術者の資格を有する者）のうち、建設工事の種類に応じ、以下のいずれかに該当する者

- 1級の第1次検定に合格した者（1級技士補、令和3年4月1日施行）
- 建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者（ロは指定建設業を除く）

イ 建設業法施行令第29条第2号に掲げる者

国土交通大臣が建設業法施行令第29条第1号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

なお、監理技術者補佐は、受注者又は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者としてください。恒常的な雇用関係は、工事契約途中から監理技術者補佐を置く場合であっても、開札日前3か月以上であることが必要です。

また、監理技術者補佐は、真にやむを得ない場合を除き変更できません（監理技術者の兼務を止め、監理技術者補佐を解除する場合を除く。）。

③ 兼務を希望する場合の手続き

ア 一般競争入札の場合

(1) 提出書類

- (a) 配置予定技術者調書（様式3-1）

専任特例2号による兼務を希望する監理技術者に係る配置予定技術者調書（様式3-1）に、添付資料（当該監理技術者を既に配置している工事の確認資料として工事実績情報システム（C O R I N S）登録内容の写し）を添付したうえで、当該監理技術者を新たに配置することを希望している工事の工事担当課に提出してください。既に配置している工事のC O R I N S登録内容の写しが添付できない場合は、契約書の写し等の工事名、施工場所、契約金額（税込）及び工事の概要（営繕工事に該当するか）が分かる書類を添付してください。

併せて、監理技術者補佐に係る配置予定技術者調書（様式3-1）を提出してください。

- (b) 監理技術者補佐設置届（様式4-2）

当該監理技術者を既に配置している工事が本市発注工事である場合は、既に配置している工事の工事担当課に監理技術者補佐設置届（様式4-2）を提出してください。

なお、当該監理技術者を新たに配置することを希望している工事については、契約を締結した場合に、「現場代理人・主任（監理）技術者届」と合わせて監理技術者補佐設置届（様式4-2）を提出してください。

(4) 提出期限

(a) 配置予定技術者調書（様式3－1）

一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限まで（開札日（積算疑義申立に係る手続を試行する対象工事にあっては一般競争入札参加資格確認申請書の提出を求める旨の通知をする日）の翌日の正午まで（広島市の休日を除く。）。また、くじ引きの場合はくじ引きを行った日の翌日の正午まで）に、工事担当課に提出してください。

(b) 監理技術者補佐設置届（様式4－2）

当該監理技術者を既に配置している工事については、開札日（積算疑義申立に係る手続を試行する対象工事にあっては一般競争入札参加資格確認申請書の提出を求める旨の通知をする日）の翌々日（広島市の休日を除く。）までに、当該工事の担当課に提出してください。

また、当該監理技術者を新たに配置することを希望している工事については、契約締結日（工事着手日選択期間を設定した工事にあっては実工事期間の始期）から7日以内に、「現場代理人・主任（監理）技術者届」と合わせて当該工事の担当課に提出してください。

イ 指名競争入札、随意契約の場合

(7) 提出書類

- ・ 監理技術者補佐設置届（様式4－2）
ア(7)に記載のとおり。

(4) 提出期限

- ・ 監理技術者補佐設置届（様式4－2）

監理技術者を既に配置している工事の工事担当課に提出したうえで、監理技術者を新たに配置することを希望している工事の工事担当課に契約締結日（工事着手日選択期間を設定した工事にあっては実工事期間の始期）から7日以内に、「現場代理人・主任（監理）技術者届」と合わせて提出してください。

(3) 情報通信技術の活用等による主任技術者等の兼務の特例（専任特例1号）

専任配置が必要な主任技術者又は監理技術者（以下、主任技術者等といいます。）について、建設業法第26条第3項第1号に定める要件を満たす場合は、下請で配置される工事も含め、2現場まで兼務することができます。この場合の本市の取扱いについては次のとおりです。

① 専任特例1号による兼務の要件

(1)又は(2)を活用しない工事現場の主任技術者等が、以下の全ての要件を満たすことが必要です。なお、下請業者が配置する主任技術者にも適用します。

ア 各建設工事の請負金額が1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること。

イ 工事現場間の距離が、同一の主任技術者等が一日の勤務時間内に巡回可能で、当該現場と他の工事現場との移動時間が概ね2時間以内であること。

ウ 当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること。

エ 主任技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」といいます。）を各現場に配置していること。（土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。）

オ CCCUS等情報通信技術により、主任技術者等が遠隔から工事現場の施工体制を確認できる措置を講じていること。

カ 人員の配置を示す計画書を作成し、各現場に備え置き、帳簿の保存期間と同期間、営業所で保存すること。

キ 現場状況を確認するための情報通信機器（遠隔の現場との必要な情報のやり取りを確実に実施できるもの。

一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムで構わない。）が設置され、通信可能な環境が確保されていること。

ク 工事現場の数が2を超えないこと。なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者等が兼務できるが、専任を要しない工事現場についてもア～キの要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。

② 兼務における留意事項

- ・ 主任技術者の兼務する工事が、(1)に示す兼務の条件を満たす場合は、専任特例1号では取扱いません。(1)(2)に示す主任技術者の兼務に係る事務手続を行ってください。
- ・ 専任特例1号を活用した主任技術者等が、専任特例2号を活用することはできません。
- ・ 専任特例1号を活用した主任技術者等が、現場代理人を兼務することはできません。

③ 兼務を希望する場合の手続

ア 一般競争入札の場合

(7) 提出書類

(a) 主任技術者等の専任特例1号による兼務について（兼務－4）

次の事項に従い記載等をしたうえで、当該主任技術者等を新たに配置することを希望している工事の工事担当課に提出してください。

- ・ 該当する者が兼務する全ての工事を記載してください。
- ・ 兼務する全ての工事のうち、発注者が異なる工事（発注者が本市でない工事）がある場合、発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面（様式「兼務－5」）の写しを添付してください。なお、発注者が異なる工事に下請けで配置されている場合は、発注者の承認は不要です。

(b) 人員の配置を示す計画書（兼務－6）

当該主任技術者等を新たに配置することを希望している工事については、契約を締結した場合に、「現場代理人・主任（監理）技術者届」と合わせて人員の配置を示す計画書（兼務－6）を提出してください。

なお、当該主任技術者等を既に配置している工事が本市発注工事である場合は、既に配置している工事の

工事担当課に人員の配置を示す計画書（兼務－6）を提出してください。

(4) 提出期限

- (a) 主任技術者等の専任特例1号による兼務について（兼務－4）

原則、開札日（積算疑義申立に係る手続を試行する対象工事にあっては一般競争入札参加資格確認申請書の提出を求める旨の通知をする日）の翌々日（広島市の休日を除く。）の午後5時までに、工事担当課に提出してください。

- (b) 人員の配置を示す計画書（兼務－6）

主任技術者等を既に配置している工事の工事担当課に提出したうえで、主任技術者等を新たに配置することを希望している工事の工事担当課に契約締結日（工事着手日選択期間を設定した工事にあっては実工事期間の始期）から7日以内に、「現場代理人・主任（監理）技術者届」と合わせて提出してください。

イ 指名競争入札、随意契約の場合

(7) 提出書類

- (a) 主任技術者等の専任特例1号による兼務について（兼務－4）

ア(7)(a)に記載のとおり。

- (b) 人員の配置を示す計画書（兼務－6）

ア(7)(b)に記載のとおり。

(4) 提出期限

- (a) 主任技術者等の専任特例1号による兼務について（兼務－4）

原則、契約締結日（工事着手日選択期間を設定した工事にあっては実工事期間の始期）から7日以内に、「現場代理人・主任（監理）技術者届」と合わせて提出してください。

- (b) 人員の配置を示す計画書（兼務－6）

ア(4)(b)に記載のとおり。

(4) 営業所技術者等に関する主任技術者等の職務の特例

営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められる営業所技術者等（特定営業所技術者又は営業所技術者をいう。以下同じ。）について、建設業法第26条の5に定める要件を満たす場合は、特例として工事の主任技術者等の職務を兼ねることができます。この場合の本市の取扱いについては次のとおりです。

① 主任技術者等として配置できる工事の要件

以下の各建設工事について要件を満たす場合、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができます。ただし、専任特例を活用する場合を除きます。

ア 請負金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事

以下の(a)～(d)を全て満たすこと。

- (a) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

- (b) 兼ねる工事現場の数が1以下であること。

- (c) (3)①ア～キの全てを満たしていること。なお、(3)①イについて、「工事現場間」とあるのは、「営業所から当該工事現場」と読み替える。

- (d) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ 請負金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の工事（営業所と工事現場が近接している場合）

以下の(a)～(d)を全て満たすこと。

- (a) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

- (b) 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

- (c) 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

- (d) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ウ 請負金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の工事（営業所と工事現場が近接していない場合）

アの要件を全て満たすこと。

② 特例における留意事項

- ・ 営業所技術者等が、工事の現場代理人を兼ねることはできません。

③ 特例による配置を希望する場合の手続

ア 提出書類

- ①ア又はウに該当する工事において、契約を締結した場合に、「現場代理人・主任（監理）技術者届」と合わせて人員の配置を示す計画書（兼務－6）を提出してください。

イ 提出期限

契約締結日（工事着手日選択期間を設定した工事にあっては実工事期間の始期）から7日以内に、「現場代理人・主任（監理）技術者届」と合わせて提出してください。

(5) 様式の入手方法

主任技術者、現場代理人及び監理技術者の兼務又は営業所技術者等の特例に係る様式については、広島市ホームページトップページの「事業者向け情報」→「都市整備」→「公共事業の情報化と技術管理」→「請負工事様式集」→「広島市請負工事様式集」に掲載しています。

- ・ 様式 兼務－1 「主任技術者・現場代理人の兼務について」
- ・ 様式 兼務－3 「主任技術者・現場代理人の兼務について（申請）」
- ・ 様式 兼務－4 「主任技術者等の専任特例1号による兼務について」
- ・ 様式 兼務－5 「主任技術者等の専任特例1号による兼務について（申請）」

- ・ 様式 兼務－6 「人員の配置を示す計画書」

11 建設業法に違反する事実がある場合は指名停止措置等を行うことがあります。

2 適正な下請契約等

1 一括下請負の禁止

一括下請負は、中間においては不合理な利潤がとられ、ひいては工事の質の低下、下請労働者の労働条件の悪化を招くことがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等、種々の弊害を有しますので、公共工事においては**全面的に禁止**されています。

また、下請負人が直接施工する部分がないまま更に再下請させるような不必要的重層下請は、同様に種々の弊害を有するので、避けるよう下請負人を指導しなければなりません。

これらに違反する事実がある場合は、元請負業者だけでなく、下請負業者についても指名停止措置を行います。

2 適正な評価に基づく下請負人の選定

下請負人の選定にあたっては、工事の施工に関し建設業法の規定を満たす者であることはもとより、次の事項等を的確に評価し、優良な者を選定してください。

- ・ 施工能力
- ・ 経営管理能力
- ・ 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況
- ・ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況
- ・ 関係企業との取引の状況

なお、広島市建設工事競争入札取扱要綱第43条第1項各号に掲げる者が、下請契約等において、その相手方として選定されることがないよう、必要な措置を講じなければなりませんので注意してください。

(相手方として選定できない者の例示)

- (1) 建設業法上の営業停止等の処分を受けた者でその期間を経過しないもの
- (2) 本市の競争入札参加資格の取消を受けた者で本市の競争入札等に参加することができない期間を経過しないもの
- (3) 本市の競争入札参加資格者で、指名停止の措置を受け、当該指名停止の期間を経過しないもの
- (4) 社会保険等の届出の義務を履行していない建設業者（令和2年3月31日以前に入札公告等を行ったものについては、受注者が直接締結する下請契約に係る下請負人（1次下請負人）に限る。）
- (5) 共同企業体で工事を受注した場合にあっては、当該共同企業体の構成員
- (6) 国土交通大臣の認定を受けた企業集団に属する親会社からの出向社員を例外的に配置する工事における親会社、連結子会社及び親会社の非連結子会社

また、本市の指名競争入札工事（平成30年7月豪雨災害に係る本復旧工事を除く。）においては、当該工事の入札参加者（共同企業体の構成員や入札を辞退した者を含みます。）を下請負人として選定することは、好ましくないと判断しております。ただし、特殊な技術を要する等の事情がある場合は、あらかじめ工事担当課と協議した上で適切に行ってください。

3 下請発注における市内本店業者の活用の促進

本市では、**設計金額が1億円以上6億円未満の工事について**、下請発注（2次以降の下請発注を含む。以下同じ。）する場合には、原則として本市の区域内に建設業法上の主たる営業所を有している者（建設業法第3条第1項ただし書に該当する広島市内の建設業者を含む。以下「市内本店業者」という。）への発注を義務付けています。ただし、プラント工事等の高度又は特殊な技術を要する工事等のため、市内本店業者へ下請発注できない場合を除きます。

さらに、建築一式工事では、技能労働者の不足が主たる原因となって入札不調が頻発していることから、入札不調の対策として、技能労働者が広く求められることができるよう、**設計金額が1億円以上6億円未満の工事を対象として実施している市内本店業者への下請発注の義務化を当分の間、「建築一式工事」に限って解除します。**

下請発注予定のうちプラント工事等の高度又は特殊な技術を要する工事等の事情がある場合に、市内本店業者でない者に下請発注を行う予定の者は、「市内本店業者を下請業者とすることができない理由書」を提出してください（警備業、測量業、運送業等は対象外とします。さらに、「建築一式工事」に限っては、市内本店業者への下請発注の義務化を当分の間、解除するため提出の必要はありません。）。

正当な理由なく下請契約を市外本店業者と行った場合は、工事検査成績評定において減点を行うものとし、指名停止等の措置を行うこともあるので注意してください。

<正当な理由として認めない事例>

- 施工可能な市内本店業者がいるにもかかわらず、
・安価という理由で
・協力（系列）会社という理由で
・永年にわたり取引があるという理由で } 市外本店業者と下請契約を行うこと。

なお、**設計金額が1億円以上6億円未満の工事以外の工事においても、市内本店業者への下請発注に努めてください。**

4 資材の購入

工事の施工における資材の購入にあたっては、できるだけ地元中小企業者への発注に努めてください。また、後記「4市内本店業者への下請発注に努めてください。

3 安全管理の徹底

1 安全管理の徹底

契約の履行は受注者の自主施工が原則であり、安全管理、現場管理を含め施工方法等は受注者がその責任において行うこととされています。特に安全管理については、労働安全衛生法、安全施工技術指針等関係法令等の遵守はもとより、「工事中における安全の確保を全てに優先する」という考え方の下、次の事項を徹底し、事故の未然防止に万全を期さなければなりません。

(1) 工事の内容に応じた危険箇所及び作業の把握と具体的な事故防止策の作成及び施工計画書への記載

(2) 始業時、作業中及び終業時の安全点検の励行

(3) 現場従事者（元請・下請）全員への安全教育、前記(1)及び(2)の徹底

その他、安全目標の看板を掲げるなど現場作業員や周辺住民に事故防止の取組みを周知し、安全意識の高揚を図ることにも努めてください。

2 事故発生時の報告

万一、事故が発生した場合には、どんな些細な事故であっても直ちに本市監督職員に報告するとともに、**そのつど指定する期日までに工事事故報告書**（様式は広島市ホームページ「公共工事の情報化と技術管理」から入手できます。）を本市へ提出しなければなりません。また、本市への報告とともに労働関係法令に基づく関係機関への報告等についても適切に行わなければなりません。

なお、本市に報告することなく後日、事故が判明した場合には、**指名停止措置を行うことがあります**ので、注意してください。

4 本市発注工事からの暴力団等の排除

本市発注工事の施工に関する下請契約等及び資材、原材料等の売買その他の契約において、次に掲げる者をその相手方又は代理若しくは媒介をする者とすることがないよう、必要な措置を講じなければなりません。

- ・ 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
- ・ 同条第2項第1号に規定する暴力団員
- ・ 同条第3項に規定する暴力団経営支配法人等又は同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
- ・ 同条第5項に規定する暴力団関係者
- ・ 広島県公安委員会が暴力団への利益供与等を行った者等として公表している者（広島県警察本部のHPにて公表）

なお、本市発注工事につき、次のいずれかに該当する場合には、本市発注工事に係る契約を解除し、指名停止措置を行うことがあります。

- (1) 本市発注工事の施工のための下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結するに際し、事業者又はその役員等が暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、被公表者経営支配法人等又は暴力団関係者（以下「暴力団など」という。）であると知りながら、当該事業者をこれらの契約の相手方又は代理若しくは媒介をする者として定めたとき。
- (2) 受注者が締結した本市発注工事の施工のための下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方又はその役員等が暴力団などであることが判明し ((1)に規定する場合に該当するときを除く。)、本市が受注者に対し、当該契約を解除するよう求めたにもかかわらず、これに従わなかつたとき。

上記の解除等を避けるための方策として、工事を施工するための下請契約等及び資材、原材料等の売買その他の契約を締結するに当たっては、相手方又は代理若しくは媒介する者（その役員等を含む。）が暴力団などでないことを確認するとともに、書面により締結する場合には、暴力団などに該当するものであることが判明した場合には、当該契約の申込者は催告することなく当該契約を解除することができる旨を内容とする特約を契約書その他の書面に定めること等が考えられます。本市が指名停止を行っている者その他下請契約等の当事者としてはならない者（広島市建設工事競争入札取扱要綱第43条第1項各号に列記）についても、同様です。

詳しくは、広島市建設工事競争入札取扱要綱第43条及び広島市建設工事請負契約約款の規定をご覧ください。

5 暴力団等による不当な介入を受けた場合の届出

工事の施工に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本市に報告するとともに、所轄警察署に届け出ること。報告又は届出がない場合は指名停止措置を行うことがあります。

6 技能労働者の処遇改善の促進

1 社会保険等の未加入対策について

建設産業においては、長引く建設投資の減少に伴うダンピング受注の激化と下請へのしわ寄せによって技能労働者の賃金が低下し、また、法令上の義務があるにもかかわらず社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）最低限の福利厚生を確保していない企業が存在し、これらが原因となって近年、若年入職者が減少し、経験の積み重ねによって磨かれる技能を熟練者から若者へと承継することが困難となっています。

その結果、建設現場の担い手不足が顕在化し、入札不調が頻発している状況にあります。

このため、本市では**技能労働者の処遇改善を促進し、労働者が安心して働くために、「社会保険等への加入及び保険料の完納」を個々の工事の競争入札における参加条件として定めています。**

また、令和2年4月1日以降に入札公告等を行うものからは、**全ての下請契約において社会保険等未加入の建設業者と契約締結をすることを原則禁止しています（加入義務が無い場合を除きます。）。**

さらに、予定価格には、法定福利費が含まれているため、元請負人から下請負人に對して社会保険等の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、**令和3年4月1日以降に契約締結を行うものからは、受注者に対し、法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を義務付けています。**このため、下請契約を締結する場合には、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を求め、下請代金に適切に反映するよう努めてください。

2 適正賃金の支払いについて

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、労働条件等を明示した雇用に関する文書（雇用通知書）を交付する等、雇用・労働条件の改善、安全・衛生の確保、福祉の充実、福利厚生施設の整備、技術・技能の向上及び適正な雇用管理等の事項について**必要な措置**を講じなければなりません。

また、受注者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の規定を守り、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付及び適正な工程管理の実施等の処置を取るとともに、その建設工事の全ての下請負人が行わなければならない事項について、指導、助言その他の援助を行わなければなりません。

なお、公共工事の労務費については、二省（国土交通省、農林水産省）協定単価である「公共工事設計労務単価」に基づく労務単価により積算していますので、この点に十分留意し、適正な賃金を支払われるよう配慮してください。

公共工事設計労務単価は、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）、一般管理費等の諸経費は含まれておりません。

令和7年度公共工事設計労務単価抜粋（国土交通省、農林水産省）

（令和7年3月1日以降適用）

主要職種	基準額（円）	主要職種	基準額（円）
特殊作業員	25,100	型枠工	26,300
普通作業員	21,900	大工	25,500
軽作業員	16,600	左官	24,500
とび工	26,400	配管工	23,600
電工	24,700	防水工	27,300
鉄筋工	26,000	内装工	26,600
鉄骨工	25,400	交通誘導警備員A	18,500
塗装工	25,400	交通誘導警備員B	15,700
運転手（特殊）	25,200	ダクト工	22,800
運転手（一般）	22,100	保温工	23,800
		設備機械工	27,700

（所定労働時間内8時間当たりの単価）

注：上表は主要職種であり、その他の労務単価は技術管理課カウンター及び広島市ホームページで閲覧することができます。

3 建設業退職金共済制度の適正な運用

建設業退職金共済（建退共）制度は、建設労働者が事業主を変わっても、そのさきざきの事業主から共済証紙の貼付又は退職金ポイントの充当を受けることにより、建設業で働いた日数の通算により退職金を受けることができるもので、建設労働者の福祉の増進等を目的とする法律（中小企業退職金共済法）に基づく制度です。

本市が発注する建設工事においては、共済証紙又は退職金ポイントの購入費を現場管理費として建設工事費の中に積算し、この制度の普及徹底に努めています。また、公共工事の入札に参加するための経営事項審査においても「建退共制度への加入の有無」が審査対象として加点評価されております。

この制度による建設労働者の福祉の増進等を効果的に図るために、事業主の制度への加入及び共済証紙の貼付又は退職金ポイントの充当など事務の適正な処理の徹底が何よりも重要となるため、その趣旨をご理解いただき、**制度への加入及び下請負人への加入勧奨について協力をお願いします。**

（問い合わせ先）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部広島県支部
所在地：〒730-0013 広島市中区八丁堀11番28号 朝日広告ビル5階
電話：(082) 221-0138

7 電子納品の取組について

全ての工事で「電子納品の義務付け」を基本としています。

電子納品の取扱い等については、特記仕様書により、よく確認してください。

8 広島製產品の使用実績に応じた加点評価の実施について

平成22年1月1日以降に完成する工事を対象として、広島製產品の使用実績に応じ、工事検査成績評定点の加点をしています。（詳細はホームページを参照してください。）

9 「週休2日工事」等の普及・拡大の取組について

令和6年4月から建設業も労働基準法（時間外労働上限規制）が適用され、担い手確保に向け休暇が取れる環境とするなど、魅力ある働き方への改革が急務となっていることから、原則、土曜日・日曜日において現場閉所とする「週休2日工事」あるいは技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日を取得する「週休2日交替制工事」の試行に取り組んでいます。（詳細はホームページを参照してください。）

IV 平成30年7月豪雨

(技術管理課)

1 技術者の途中交代について

平成30年7月豪雨に伴い、工事中止又は工事内容の変更等が発生したことにより、技術者の継続配置が困難となった場合は、病気・退社等と同様にやむを得ない事由とし、技術者の途中交代を認めることとします。

※災害復旧工事・災害復旧工事以外の工事のいずれも対象とします。

※総合評価落札方式により発注した案件についても同様の扱いとします。

2 市外本店業者を下請業者とする場合の取扱いについて

下請発注を市内本店業者に義務付けている工事（設計金額が1億円以上6億円未満の工事（建築一式工事を除く。））において、市内本店業者でない者に下請発注を行う予定の者には、「市内本店業者を下請業者とすることのできない理由書」の提出を求めていますが、平成30年7月豪雨災害に伴う災害復旧工事においては、理由書の提出を求めるものとします。

V 隨意契約の場合

(設計金額100万円以上予定価格400万円以下の見積合わせ)

(工事契約課)

予定価格が400万円を超えないものは随意契約（見積合わせ）となります。随意契約の場合も上記IからIVに準じますが、特に留意していただきたいことは次のとおりです。

- 1 見積合わせは**見積書**（所定の様式）を**提出**していただくことにより行います。なお、提出の際には、**本人確認のため、身分のわかるものの提示**を求めますので、**名刺、免許証等を用意**してください。また、**代理人により参加する場合には、本人確認に加え、委任状の提出**を求めています。
- 2 **工事費内訳書は入札の場合に準じて作成し、必ず見積書提出（見積合わせ）時に提出**していただきます。なお、最低制限価格は設定しません。
- 3 予定価格の制限の範囲内の価格の見積書の提出がない場合、1回に限り、原則として見積日の翌日（広島市の休日を除く。）に再度の見積合わせを行います。
再度の見積合わせを希望しない者は、これを辞退することができます。辞退する場合は、見積合わせ辞退届を提出してください。なお、見積合わせを辞退したことによる不利益な取り扱いは一切行いません。
- 4 資料配付の際に、「資本的関係・人的関係調査」と主任（監理）技術者の配置に係る「確約書」を提出する必要があります。（様式はホームページから入手できます。）
なお、これらの書類を提出できない者は、見積合わせに参加することはできません。
- 5 現場代理人・技術者の配置については、指名競争入札に準じるものとします。

VI その他

(工事契約課)

1 建設業の許可の更新

建設業の許可の有効期間は**5年**です。許可の更新をしたときはすみやかに業者登録受付システムを利用して変更届を契約部へ提出してください。

2 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

広島市が発注する建設工事を請け負おうとする建設業者は、**経営事項審査**を受けていなければなりません。経営事項審査は国土交通大臣又は都道府県知事が行い、その結果は**経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書**（以下「**経営規模等評価結果通知書等**」といふ。）により通知されます。

経営事項審査の有効期間は、経営規模等評価結果通知書等に記載している**審査基準日から1年7か月**です。有効な経営事項審査を受けているかどうかを確認できない場合は、入札・見積合わせに参加することができないため、毎年の決算終了後できるだけ速やかに受審し**経営規模等評価結果通知書等の写し**（業者番号（3から始まる5桁）を付記）を**工事契約課へ郵送又は持参**により提出してください。

広島市のホームページアドレス <https://www.city.hiroshima.lg.jp/>

※ 契約に関するページは、上記アドレスのトップページから
「事業者向け情報」→「入札・契約情報」

※ 「公共工事の情報化と技術管理（技術管理課）」は、上記アドレスのトップページから
「事業者向け情報」→「都市整備」→「公共事業の情報化と技術管理」

契約保証金の納付について

広島市においては、工事請負契約の締結にあたり、契約保証金（請負代金額の10分の1以上。以下同じ。）を契約締結の日までに納付していただくことにしております（契約金額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときを除きます。）。

ただし、利付国債又は広島市債の提供並びに金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

なお、具体的な取扱いは次のとおりですが、金融機関の保証又は保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約の締結（以下「保証等」といいます。）にあたっては、事前に取扱機関の審査を必要とします。したがって、落札決定後や契約締結日になつて初めて保証等の申込みをされたのでは保証等を受けることができない場合がありますので、保証等を予定される場合は、必ず事前に取扱機関に御相談ください。

※ 保証等については、破産管財人等による契約解除の場合も保証するものであることが必要です。（次ページ参照）

区分	取扱機関等	内容
1 契約保証金の納付	契約担当課	落札者の方は、請負代金額の10分の1以上の契約保証金（現金）を契約担当課の指示に従い納付してください。
2 利付国債又は広島市債の提供	契約担当課	落札者の方は、額面で請負代金額の10分の1以上の利付国債又は広島市債を契約担当課へ持参してください。
3 金融機関の保証又は保証事業会社の保証 ※「金融機関」及び「保証事業会社」については、下の欄外を参照してください。	金融機関又は保証事業会社	<p>落札者の方は、保証書を契約担当課へ持参してください。 ※ 保証契約の締結にあたっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保証契約締結日及び保証書作成日：落札日から工事請負契約締結日までの日とすること。 ② 契約内容：工事名、工事場所及び請負代金額は、工事請負契約書に記載された内容と同一とすること。 ③ 保証期間：工事請負契約書に記載された工期と同一期間とすること。 ④ 保証金額：請負代金額の10分の1以上の額とすること。 ⑤ 名宛て人：「広島市 代表者 広島市長 松井 一實」とすること。 ※ 保証事業会社の場合は、「広島市」とすること。 ⑥ 保証委託者：「落札者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名」とすること。 ※ 保証事業会社の場合は、「落札者の所在地、商号又は名称」とすること。 ⑦ 履行請求期限：保証期間経過後、2か月以上確保すること。
4 公共工事履行保証契約の締結	損害保険会社	<p>落札者の方は、公共工事履行保証に係る証券を契約担当課へ持参してください。 ※ 保証契約の締結にあたっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保証契約締結日及び証券作成日：落札日から工事請負契約締結日までの日とすること。 ② 契約内容：工事名、工事場所及び請負代金額は、工事請負契約書に記載された内容と同一とすること。 ③ 保証期間：工事請負契約書に記載された工期と同一期間とすること。 ④ 保証金額：請負代金額の10分の1以上の額とすること。 ⑤ 契約種類：「建設工事」とすること。 ⑥ 債権者：「広島市 代表者 広島市長 松井 一實」とすること。 ⑦ 保証委託者：「落札者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名」とすること。
5 履行保証保険契約の締結	損害保険会社	<p>落札者の方は、履行保証保険に係る証券を契約担当課へ持参してください。 ※ 保険契約の締結にあたっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保証契約締結日及び証券作成日：落札日から工事請負契約締結日までの日とすること。 ② 契約内容：工事名、工事場所及び請負代金額は、工事請負契約書に記載された内容と同一とすること。 ③ 保険期間：工事請負契約書に記載された工期と同一期間とすること。 ④ 保険金額：請負代金額の10分の1以上の額とすること。 ⑤ 契約種類：「建設工事」とすること。 ⑥ 被保険者：「広島市 代表者 広島市長 松井 一實」とすること。 ⑦ 保険契約者：「落札者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名」とすること。 ⑧ 特約条項：「定額てん補」とすること。なお、「保険責任の始期および終期に関する特約条項」は付さないこと。

※ 「金融機関」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいい、具体的には、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいいます。

※ 「保証事業会社」とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する前払金保証事業を営む会社をいい、具体的には、西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社及び北海道建設業信用保証株式会社をいいます。

- 令和2年4月1日以降に工事請負契約を締結する場合、金融機関の保証又は保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約については、破産管財人、管財人又は再生債務者等による契約解除の場合も保証するものであることが必要です。

これらの申込みの際には、保証債務の内容が破産管財人等に対しても保証されるよう手続をお願いいたします。

【金融機関による保証の記載例】

(発注者)と保証委託者間の〇〇〇〇工事の工事請負契約に基づく債務の不履行による損害金の支払保証。

なお、保証委託者に係る次の者が当該契約を解除した場合についても、損害金の支払いを保証する。

- 1 保証委託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 2 保証委託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 3 保証委託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

変更契約に係る契約保証金の納付について

広島市においては、請負代金額が増額となる工事請負契約の変更契約の締結にあたり、契約保証金(変更後の請負代金額の10分の1から当初の契約締結日までに納付していただいた契約保証金の額を差し引いた金額以上。以下同じ。)を**変更契約締結の日までに納付**していただく必要があります。

ただし、当初の契約締結日までに、利付国債又は広島市債の提供並びに金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えている場合は、利付国債又は広島市債の追加提供並びに金融機関又は保証事業会社の保証の増額をもって契約保証金の納付に代えていただきます。また、当初の契約締結日までに、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行っている場合は、公共工事履行保証証券による保証の変更、又は履行保証保険契約の変更を行っていただくことにより契約保証金の納付を免除します。

※ 当初の請負代金額が100万円未満であり契約保証金が免除されている場合に、変更後の請負代金額が100万円以上となった場合は、変更後の請負代金額の10分の1以上の契約保証金を納付していただく必要があります(この場合は必ず現金です。)。

なお、具体的な取扱いは次のとおりですが、金融機関の保証又は保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約の締結(以下「保証等」といいます。)の変更にあたっては、**事前に取扱機関の審査を必要とします**。したがって、変更契約締結日の直前になって初めて保証等の変更の申込みをされたのでは保証等の変更を受けることができない場合がありますので、保証等の変更を予定される場合は、必ず事前に取扱機関に御相談ください。

※ 保証等の場合には変更契約により工期延期になる場合には保証等の変更が必要になります。ただし、**西日本建設業保証株式会社及び東日本建設業保証株式会社**の保証の場合で変更契約が工期延期のみであれば保証の変更は必要ありません。

区分	取扱機関等	内容
1 契約保証金の納付	契約担当課	受注者の方は、変更後の請負代金額の10分の1の額から当初の契約締結日までに納付した契約保証金の額を差し引いた金額以上の契約保証金(現金)を契約担当課の指示に従い納付してください。
2 利付国債又は広島市債の提供	契約担当課	受注者の方は、変更後の請負代金額の10分の1の額から当初の契約締結日までに提供した利付国債又は広島市債の額面を差し引いた額以上の額面の利付国債又は広島市債を契約担当課へ持参してください。
3 金融機関の保証又は保証事業会社の保証 ※「金融機関」及び「保証事業会社」については、下の欄外を参照してください。	金融機関又は保証事業会社	<p>受注者の方は、保証書を契約担当課へ持参してください。</p> <p>※ 保証契約の変更にあたっての留意事項</p> <p>① 保証契約締結日及び保証書作成日: 変更契約締結日までの日とすること。</p> <p>② 契約内容: 工事名、工事場所及び変更後の請負代金額は、工事請負契約変更契約書に記載された内容と同一とすること。</p> <p>③ 保証期間: 工事請負契約変更契約書に記載された工期と同一期間とすること。</p> <p>④ 保証金額: 変更後の請負代金額の10分の1以上の額とすること。</p> <p>⑤ 名宛て人: 「広島市 代表者 広島市長 松井 一實」とすること。 ※ 保証事業会社の場合は、「広島市」とすること。</p> <p>⑥ 保証委託者: 「受注者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名」とすること。 ※ 保証事業会社の場合は、「受注者の所在地、商号又は名称」とすること。</p> <p>⑦ 履行請求期限: 保証期間経過後、2か月以上確保すること。</p>

4 公共工事履行保証契約の締結	損害保険会社	<p>受注者の方は、公共工事履行保証の変更に係る証券を契約担当課へ持参してください。</p> <p>※ 保証契約の変更にあたっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保証契約締結日及び証券作成日：変更契約締結日までの日とすること。 ② 契約内容：工事名、工事場所及び変更後の請負代金額は、工事請負契約変更契約書に記載された内容と同一とすること。 ③ 保証期間：工事請負契約変更契約書に記載された工期と同一期間とすること。 ④ 保証金額：変更後の請負代金額の10分の1以上の額とすること。 ⑤ 契約種類：「建設工事」とすること。 ⑥ 債権者：「広島市 代表者 広島市長 松井 一實」とすること。 ⑦ 保証委託者：「受注者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名」とすること。
5 履行保証保険契約の締結	損害保険会社	<p>受注者の方は、履行保証保険の変更に係る証券を契約担当課へ持参してください。</p> <p>※ 保険契約の変更にあたっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保証契約締結日及び証券作成日：変更契約締結日までの日とすること。 ② 契約内容：工事名、工事場所及び変更後の請負代金額は、工事請負契約変更契約書に記載された内容と同一とすること。 ③ 保険期間：工事請負契約変更契約書に記載された工期と同一期間とすること。 ④ 保険金額：変更後の請負代金額の10分の1以上の額とすること。 ⑤ 契約種類：「建設工事」とすること。 ⑥ 被保険者：「広島市 代表者 広島市長 松井 一實」とすること。 ⑦ 保険契約者：「受注者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名」とすること。 ⑧ 特約条項：「定額てん補」とすること。なお、「保険責任の始期および終期に関する特約条項」は付さないこと。

※ 「金融機関」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいい、具体的には、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいいます。

※ 「保証事業会社」とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する前払金保証事業を営む会社をいい、具体的には、西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社及び北海道建設業信用保証株式会社をいいます。

共同企業体の運営にあたっての留意事項

共同企業体の適正な運営については、かねてより旧建設省から各建設業者団体の長あてに周知されているところですが、実際の共同企業体の運営においては、意思決定や資金管理の方法等について制度の趣旨に沿った運営が行われていない場合が依然として見受けられることから、改めて下記のとおり、国土交通省から各建設業者団体の長あてに傘下の建設業者へ徹底方の依頼がされたところです。

については、本市発注工事における共同企業体の運営にあたっては、これらの事項に留意して運営してください。

なお、この留意事項は共同企業体の代表構成員以外の構成員に対しても周知してください。

記

国 総 振 第 9 9 号
平成 13 年 12 月 10 日

建設業者団体の長あて

国土交通省総合政策局建設振興課長

共同企業体の適正な運営については、既に「共同企業体の適正な運営について」（平成 11 年 2 月 10 日付け建設省経振発第 20 号）等により周知されているところであるが、実際の共同企業体の運営においては、意思決定や資金管理の方法等について制度の趣旨に沿った運営がおこなわれていない場合が依然として見受けられる。

建設投資の低迷、不良債権処理の進展等により、建設業を巡る環境が一層厳しさを増す中で、構成員の一部が倒産した場合の残存構成員や下請企業等への影響も懸念されており、共同企業体の適正な運営が従来にも増して強く求められている。こうした状況を踏まえ、改めて下記のとおり共同企業体が適正な運営を行うために留意すべき事項を取りまとめたので、貴団体におかれても、その趣旨を御理解の上、貴団体傘下の建設業者が下記の事項に沿った共同企業体の運営を行うよう、周知徹底をお願いする。

記

1. 前払金の取扱いについては、出資の割合に基づき分配する方法と共同企業体の前払金専用口座に留保する方法があり、各構成員間の協議によりどちらの方法をとるかを決定し、前払金の適正な使用を確保すること。また、下請企業等に対する前払金の支払については、共同企業体が前払金の支払を受けたときは、下請企業等に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。

2. 重要な事項について構成員間で疑義の生じることのないよう公正に共同企業体を運営するため、資金管理方法や下請企業等の決定等重要な事項については、代表者のみで決定せず、共同企業体の最高意思決定機関である運営委員会において協議の上決定すること。

3. 共同企業体の行う取引は、構成員個人としての取引ではなく、共同企業体としての取引であることを明確にするため、共同企業体の下請契約等は、共同企業体の名称を冠して共同企業体の代表者及びその他の構成員全員の連名により、又は少なくとも共同企業体の名称を冠した代表者の名義で締結すること。また、共同企業体の預金口座については、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によるものとすること。

なお、下請企業等への支払については、公共工事における完成払等発注者から現金による支払があったときには、共同企業体は受注者たる下請企業等に対して相応する額を速やかに現金で支払うよう配慮すること。

4. 共同企業体構成員間の混乱を避け、公共工事を適正かつ速やかに施工するため、以下についてあらかじめ共同企業体協定書等において定めておく方法も講じ得ること。

代表者が脱退した場合のほか、代表者としての責務が果たせなくなった場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により代表者の権限を停止し、又は代表者を変更することができるこ

一部の構成員に重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合に、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名できること。ただし、2社の構成員からなる共同企業体では、この限りではない。

5. 各構成員は、民法第673条（組合員の財産検査権）の規定により、共同企業体の適正な運営を図るために必要があると認める場合には、共同企業体の業務及び財産の状況を検査することができること。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に定める事項」(第3-1～3-3号様式)等の記入方法等について

- 落札者は、当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」第9条に定める対象建設工事である場合は、「第12条第1項に基づく書面」(第2号様式(別表1～3))のうち対象建設工事の別に応じたものを作成し、契約締結日までに工事担当課へ提出しなければならない。

(対象建設工事とは)

対象建設工事とは、下の(ア)に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する工事で(イ)の工事規模のものをいう。

(ア) 特定建設資材(1品目以上)

- ①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③木材 ④アスファルト・コンクリート

(イ) 工事規模

工事の種類	規模の基準等
建築物解体工事	床面積の合計 80m ² 以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 500m ² 以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 1億円 以上
建築設備工事(建築物と一括で発注)	建築物として規模の基準を適用(請負代金の額は、建築設備を含んだ全体額で判断)
建築設備工事(単独で発注) ・新築・増築・解体撤去 (既存建築物への建築設備の新設工事を含む)	建築物の修繕・模様替工事と見なして、建築物として規模の基準を適用(請負代金の額は、建築設備の額で判断) =請負代金の額 1億円以上
建築設備工事(単独で発注) ・修繕・模様替 (建築設備の更新・維持修繕工事を含む)	建築物として規模の基準を適用(請負代金の額は、建築設備の額で判断) =請負代金の額 1億円以上
土木工事	請負代金の額 500万円 以上
建築物以外のものの解体・新築工事等(建築設備工事以外の設備工事等)	

注1) 解体・増築の場合は、各々解体・増築部分にかかる床面積をいう。

注2) 建築物及び建築設備とは、建築基準法第2条に定めるものを指し、プラント工事等は建築設備に該当しない。プラント工事等は、「建築物以外のものの解体・新築工事等」に該当する。

- 落札者は、当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象建設工事である場合は、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第13条に定める事項」(第3-1～3-3号様式)を作成し、契約締結日までに工事担当課へ提出しなければならない。
同法第13条の規定により契約書に記載する事項は、当該書面に基づくものとなる。
- 落札者が、当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象建設工事である場合で、「第12条第1項に基づく書面」(第2号様式(別表1～3))及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に定める事項」(第3-1～3-3号様式)を、契約締結日までに工事担当課へ提出しない限り、契約を締結できない。

4. 「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第13条に定める事項」(第3-1~3-3号様式)の記入方法は次の通りとする。

- ① 対象建設工事の別に応じた様式を使用する。
- ② 記入が必要な事項は、下表のとおりである。

記載項目		記載の有無			
届出に係る 対象建設工事 の種類		分別解体等の方 法 (分別解体等省 令第7条第1 号)	解体工事に要す る費用 (同第7条第2 号)	再資源化等をす るための施設の 名称及び所在地 (同第7条第3 号)	再資源化等に要 する費用 (同第7条第4 号)
		全ての建設資材 に係る分別解体 等の工程につい て記載する。 手作業 手作業・機械 作業併用の別 など	全ての建設資材 に係る解体工事 の費用について 一括して記載す る。	特定建設資材廃 棄物の再資源化 等施設について は、個別の施設 名称等を記載し ないものとす る。 名称(注1) 所在地	特定建設資材廃 棄物の再資源化 等に要する費用 について一括し て記載する。 (注2)
建築物	解体	○	○	—	○
	新築・増築	○	×	—	○
	修繕・模様替	○	×	—	○
建築物以外の もの(注3)	解体	○	○	—	○
	新築等(注4)	○	×	—	○

(注1)搬出先として予定している施設は各品目ごとに複数記入可

(注2)産業廃棄物の排出事業者は原則として元請業者であることから、下請契約で再資源化等を含まない解体工事のみの契約となるので、このような下請け契約の場合は、再資源化等に関する項目は「該当なし」と記載する。

(注3)土木工事等をいう。

(注4)土木工事等に係わる「新築等」には、新規の建設工事のほか道路舗装の打ち替えなど維持補修系の工事等が含まれる。

- ③ 分別解体等の方法は、同法第9条第2項の基準に従った方法を記入すること。(特に建築物の解体工事において、建築設備・内装材等及び屋根ふき材の取り外しは、原則として手作業で行わなければならないことに注意する。)
- ④ 解体工事に要する費用は、同法第2条第3項に定める解体工事を行う費用であり、とりこわし、とりこわし材の分別、集積、積み込みに要する費用の直接工事費とし、仮設工事に係る費用は含まないものとし、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- ⑤ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地については、様式のまま何も記入しないこと。(個別の施設名称等を記入しないこと。)
- ⑥ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用は、仕様書又は特記仕様書に従い、同法第16条に定める特定建設資材廃棄物の再資源化及び縮減を行う費用であり、再資源化施設等への運搬費及び再資源化施設等の処分費に係る費用の直接工事費とし、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。

5. 同法第13条の規定により契約書に記載する事項は、次の場合を除き変更しない。

- 一 設計図書に示された施工条件に変更が生じた場合
- 二 設計図書で示されていない施工条件について、予期することができない特別な状態が生じた場合
- 三 その他の広島市建設工事請負契約約款に定める場合

(広島市工事用第1号様式 11条関係(建築指導課制定))

通知書

令和 年 月 日

広 島 市 長 宛

工事発注者名 広島市長 松井 一實
(通知者職氏名)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、次のとおり通知します。

工事内容	工事名				
	工事場所	区			
	工事概要	工事の種類 <input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 () ※ 工事の規模 <input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 用途_____、階数_____、工事対象床面積_____m ² <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築工事 用途_____、階数_____、工事対象床面積_____m ² <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途_____、階数_____、請負代金_____円 <input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金_____円			
	工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (工事着手予定日 : 令和 年 月 日)			
	連絡先	所属名			
		担当者 職 氏 名			
	電話番号	— — (内線) —			
受注者	会社名 代表者名				
	所在 地	〒			
	電話番号	— —	主任技術者氏名		

*受付番号 :

※建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。

(例: 道路改良、舗装、築堤、土地改良等)

具体的な工事の種類の例

河川関係工事	築堤、護岸、浚渫、ダム、砂防、その他
海岸工事	
道路関係工事	改良、舗装、橋梁、ずい道、維持修繕、共同溝、その他
農林関係工事	土地改良、区画整理、農道、農林その他
水産関係工事	
上・工水道関係工事	
土地造成、区画整理 関係工事	
公園関係工事	
下水道関係工事	
空港・港湾関係工事	空港関係工事、港湾関係工事
鉄道・軌道関係工事	
災害復旧関係工事	
電線路工事	
その他の公共土木工事	

(広島市工事用第2号様式 12条関係様式)

法第12条第1項に基づく書面

令和 年 月 日

(発注者)

広島市長 宛

(郵便番号) _____
住 所 _____
氏 名 _____
電話番号) _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について、次のとおり説明します。

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

①別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）

別表1（建築物に係る解体工事）

別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

②工程の概要を示す資料

工程表

別表1

(A4)

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容			建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所		作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	
	搬出経路		障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()	
	残存物品		<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
	特定建設資材への付着物		<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
	他法令関係	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	<input type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無	
		フロン(フロン排出抑制法)	<input type="checkbox"/> 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち フロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無	
	その他			
	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容
①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
⑤その他 ()		その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序			<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()	
<input type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合			①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由()	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み			トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み 及びその発生が見込まれる建築物の部分		種類	量の見込み
			<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
			<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリ	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
			<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤

(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表2

(A4)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数_____年、棟数_____棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約_____m その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()		
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()		
	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
	他法令関係(修繕・模様替工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法 石綿則) フロン(フロン排出抑制法)	<input type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち フロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無	
	その他			
	工程	作業内容		
工程ごとの作業内容	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊		<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊		<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材		<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表3

(A4)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()		
工事の種類		<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数_____年 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約_____m その他()		
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	<input type="checkbox"/> 作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()		
	搬出経路	<input type="checkbox"/> 障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()		
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
	他法令関係 (解体・維持・修繕工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	<input type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無	
	その他			
	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()		
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ トン <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ トン <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ トン <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表1

(A4)

建築物に係る解体工事

変更箇所		分別解体等の計画等		
□ 建築物 に関する調査 の結果	建築物の構造	□木造 □鉄骨鉄筋コンクリート造 □鉄筋コンクリート造 □鉄骨造 □コンクリートブロック造 □その他()		
	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 □その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()		
		建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 □十分 □不十分 その他()		
	搬出経路	障害物 □有() □無 前面道路の幅員 約____m 通学路 □有 □無 その他()		
	建築物 に関する調査 の結果	残存物品		□有 () □無
	及び工 事着手 前に実 施する 措置の 内容	特定建設資材への付着物		□有 () □無
		他法令 関係	石綿 (大気汚染防止法・ 安全衛生法石綿則) フロン(フロン排出抑 制法)	□有 特定建設資材への付着(□有 □無) □無 □有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のう ちフロン類が使われているもの) □無
□	その他			
□ 工程 ごと の作 業内 容及 び解 体方 法	工程	作業内容		分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用
□	工事の工程の順序		□上の工程における①→②→③→④の順序 □その他() その他の場合の理由()	
□	□内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し □可 □不可 不可の場合の理由()	
□	建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン	
□ 廃 棄 物 発 生 見 込 量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見 込み及びその発生が見込まれる建築物の 部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
		□コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤
		□建設発生木材	トン	□① □② □③ □④ □⑤
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
□	備考			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表2

(A4)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)					
変更箇所	分別解体等の計画等				
	使用する特定建設資材の種類	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
	建築物の状況	築年数_____年、棟数_____棟 その他()			
	建築物に関する調査の結果	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約_____m その他()		
			建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
		作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()		
		搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()		
		特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
		他法令関係(修繕・模様替工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法 石綿則) フロン(フロン排出抑制法)	<input type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無	
			その他		
工程		作業内容			
①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
廃棄物発生見込量	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)		
	<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥		
	<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥		
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥		
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他					
備考					

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表3

(A4)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)				
分別解体等の計画等				
変更箇所	工作物の構造 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()		
	工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()		
	使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
	工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数_____年 その他()	
		周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約_____m その他()	
			工作物に関する調査の結果	
	工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	<input type="checkbox"/> 作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	
		搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()	
		特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
		他法令関係 石綿 (解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無	
その他				
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()			
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)	トン			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

工事名

(発注者)

広島市長 宛

(郵便番号 _____)

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に定める事項

1. 分別解体等の方法(建築物に係る解体工事の場合) :

工程ごとの作業内容及び解体等の方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
④基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
⑤その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	

2. 解体工事に要する費用 :

円 _____

(消費税及び地方消費税相当額を含まない)

(注)・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とする。
- ・受注者の見積金額(仮設費及び運搬費を含まない直接工事費)

3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地 : 仕様書のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 :

円 _____

(消費税及び地方消費税相当額を含まない)

工事名(発注者)
広島市長 宛

(郵便番号)
住 所
氏 名
電話番号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に定める事項

1. 分別解体等の方法（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）の場合）：

工程	作業内容	分別解体等の方法
①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用： 円
(消費税及び地方消費税相当額を含まない)

3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地：仕様書のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用： 円
(消費税及び地方消費税相当額を含まない)

工事名(発注者)
広島市長 宛

(郵便番号 _____)
住 所
氏 名
電話番号 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に定める事項

1. 分別解体等の方法(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合):

工程ごとの作業内容及び解体等の方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	

2. 解体工事に要する費用: _____ 円

(消費税及び地方消費税相当額を含まない)

- (注)・解体工事の場合のみ記載する。
 ・解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とする。
 ・受注者の見積金額(仮設費及び運搬費を含まない直接工事費)

3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地:特記仕様書のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用: _____ 円

(消費税及び地方消費税相当額を含まない)

- (注)受注者の見積金額(運搬費を含む直接工事費)

令和 年 月 日

申立書

広島市長

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

当社は、貴市発注の建設工事の一般競争入札の参加資格確認申請に当たり、下記のとおり相違ないことを申し立てます。

記

- 1 広島市内に事業所を有しておりません。
- 2 広島市内に固定資産を有しておりません。
- 3 広島市内に居住する従業員又は広島市内に居住した従業員に係る市民税の特別徴収義務者ではありません。
- 4 その他、広島市に納付すべき確定した徴収金はありません。

※ 本市に納税義務がない方は、広島市税の納税証明書に代えてこの申立書を提出してください。